

総務常任委員会  
予算・決算常任委員会総務分科会

(平成27年9月14日)

〔決算常任委員会分科会〕

○ 竹野兼主委員長

金曜日に引き続きまして、決算常任委員会総務分科会を進めていきたいと思ひます。

まずは、辻部長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 辻総務部長

おはようございます。総務部でございます。

金曜日、先週に引き続きということで総務部のほう、きょうは朝一からご無理をお願いしたいと思ひます。総務部は8課でございます。それとあと2委員会の決算審査のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

加えまして、委員会としまして今回、条例改正を4件お願ひしております。大きく分けますと、マイナンバーの関係で、どうしても整理しておくべき点と、年金一元化で法律改正に伴う条例の調整、それと、加えまして、申しわけございませんが、きょうは協議会を1件ご無理お願ひしております。これもマイナンバーの関係なんですけれども、マイナンバーの制度が始まりますので、それに関連をいたしましてどうしても条例化しておかないと、今やっておる業務もできない業務がございます、それを、まだちょっと早いんですけど、11月定例月議会で条例改正を今、執行部のほうでは予定しておりますが、それに先立ってパブコメのほうをさせていただきたいと思ひます。そのご案内をさせていただくという盛りだくさんな内容になってございます。

タイトな日程の中、まことに恐縮ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ、よろしくお願ひします。

議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

- 第3目 恩給及び退職年金費
- 第4目 文書広報費中総務課関係部分
- 第9目 計算記録管理費
- 第16目 人権推進費
- 第22目 諸費中総務課関係部分
- 第4項 選挙費
- 第5項 統計調査費

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費につきまして、8月26日に委員会別議案聴取会のほうで全体の説明を終わっておりますので、それについての追加資料についての説明を求めます。

○ 森調達契約課長

資料のほうでございますが、お手元の総務常任委員会関係資料というものをござらんください。

○ 竹野兼主委員長

置いてもらってあったやつですね。

○ 森調達契約課長

じゃ、表紙を2枚めくっていただきますと1ページになりますが、1ページのほうが建設工事の変更契約及び成績評定に関する資料となります。

私のほうからは、1の平成26年度建設工事関係の変更契約状況について説明をさせていただきます。

(1) から (4) の4項目に分類して表を整理しております。(1) は競争入札により

契約したものの、(2)は随意契約によって契約したものです。また、(3)と(4)は競争入札による契約ですが内容で分けておりまして、まず(3)は道路修繕など小規模な修繕工事を側溝1個当たりや舗装1㎡当たりといった単価で契約しているものになります。次に、(4)は除草、つまり草刈りなど、建設業法による工事ではないものの工事に準じた条件で契約しているものになります。

そして、それぞれ、私ども調達契約課で変更契約手続を行っている本庁分と合わせて、その下に上下水道局の分も記載をしております。

また、数値は、左からまず全体の契約件数、次に、そのうち変更契約を行った件数、また、そのうち工期変更だけの件数となっております。そして、次に、当初と変更後の契約金額になります。さらに、一番右に変更契約件数を全体の契約件数で割った率と、変更後契約金額を当初契約金額で割った率を記載しております。

それでは具体的に(1)の表をごらんください。中段の本庁の行を見ていただきますと、昨年366件、一般競争入札による契約を行いまして、8件の工期変更も含め、256件、全体の69.9%について変更契約を行っております。また、金額で見ますと、率にして2.6%の増額となっております。

このような形で(2)から(4)もご参照いただきたいと思います。建設工事関係全体では本庁の契約の54.7%について変更契約を行っております。なお、これら変更契約につきましては、設計図書と工事現場の状況が一致しない場合や、発注のときに確認困難な要因に基づく場合など、やむを得ず当初設計に差異が生じた場合に限り、工事担当課の設計変更に基づき調達契約課で契約手続を行っているところでございます。

1ページの1、(1)から(4)につきましては、以上でございます。

## ○ 石田検査監

続きまして、1ページ、2の平成26年度工事成績評定監督職員と検査職員、検査結果の差異につきまして説明をさせていただきます。

この表につきましては、あわせて委員会別議案聴取会のお示しさせていただきました決算常任委員会資料、こちらの10ページをあわせてごらんください。

決算常任委員会資料の10ページでございますけれども、こちらの10ページの下半分の表のところでございます。3工事成績評定の結果というところで、検査室業務の検査結果の評定結果を述べさせていただきます。この表の判定結果、一番左の端でございます

けれども、工事の成績につきましては、優秀から不良までの5ランクで工事成績を評定させていただきます。

この先に、関係資料の1ページの部分でございますけれども、差異というところで、この優秀から不良までの5段階で評価をさせていただきますけれども、監督職員につきましては工事の成績の評定を10項目、検査員につきましては5項目につきまして優秀から不良までの評価をさせていただきます。

その中で、森委員から資料の請求がございました評価項目の細目でございますけれども、検査職員と監督職員が同じ項目につきまして評定を行っている箇所がございます。1ページの一番下のところでございますけれども、評価項目、細目のとことの出来形、それと、その下の使用材料、この二つの項目につきまして、監督職員と検査職員が同じ評定を行っております。

この中で、監督職員と検査職員の検査結果に差異があるかというご請求でございましたので、この表の左から三つ目の監督職員と検査職員が同一評価を行っている段階の部分で、出来形につきましては368件中230件の62.5%が同一評価を行っております。その中で、その左の部分でございますけれども、監督職員が検査職員より高い評価があった部分が113件、30.7%、それと、監督職員が検査職員よりも低い、検査職員のほうが高い評価があったということが25件ということで計368件、使用材料につきましても同じような形で表にあらわせていただいております。

その表外の下のごとでございますけれども、米印1で営繕工事につきまして、建築、電気、機械、設備工事のプラントの4業務170件につきましては、出来形は監督職員に評価項目がないということで比較はできないということで、出来形と使用材料につきましては検査件数につきまして差異が生じております。

以上でございます。

## ○ 藤田人事課長

私のほうからは、人事課に資料請求いただいた項目について資料説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

地区市民センター、小学校、中学校の職員の配置状況についてでございます。

地区市民センターの館長、副館長、それと、小学校、中学校の校長、教頭先生の居住地

につきまして、地区内、隣接地区、その他地区という区分をいたしましてお示しをさせていただきました。地区内の在住者は合計4名、隣接地区在住者は約4分の1の42名でございました。

右の端の欄でございますけれども、災害時の初動対応のために各地区市民センターに4名ずつ配置いたしております緊急分隊員を同じように地区内、隣接地区、その他地区に区分させていただきます。6割弱が地区内の在住者、4割が隣接地区在住者で配置をさせていただきます。

また、欄外でございますけれども、緊急分隊員とは別途、この平成27年度から指定避難所担当職員ということで、74カ所の指定避難所の開設でありますとか運営を担当する職員といたしまして83名を配置させていただいたところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

過去3カ年の採用職員のうち、土木、建築の技術職員の出身校でございます。

下段でございますように、北勢地域の高校ということで、市内から通学範囲内である北勢地域の高校出身者数ということで内数でお示しをさせていただきました。

まず、土木技師でございます。高校卒の採用者におきましては、平成27年度に北勢地域高校出身者1名でございました。大学卒の採用者におきましては、北勢地域高校出身者、平成25年度は5名、平成26年度3名、平成27年度6名と、半数以上が北勢地域高校出身者でございました。

また、建築技師の高校卒の採用者はございませんでしたが、大学卒の採用者につきましてはほとんどが北勢地域の高校出身者となっております。

つづきまして、4ページをお願いいたします。

病気休暇、休職者の年度別推移といたしまして、1カ月以上病欠した職員数というものをお示しさせていただきます。

平成26年度でございますが、一月以上病欠したものは56名で、その内数としてメンタル疾患で休んだ職員39名ございました。

また、下段でございますけれども、毎月2回男女各1名の臨床心理士によりましてこころの健康相談を実施しておりますけれども、平成26年度の実績ということで、相談件数延べ62件の実人数ということで利用者の所属部署の本人相談、部下の相談ごとにお示しをさせていただきます。政策推進部を初め、8部署の職員からの相談の実績となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらは、市立四日市病院の看護師の採用者数のうち、四日市看護医療大学の卒業生数ということで、平成26年度でございますが、60名の採用者のうち28名が四日市看護医療大学の卒業生となっております、割合といたしまして46.7%でございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

#### ○ 森 康哲委員

資料を整えていただきありがとうございます。

まず、先ほど説明していただいた1ページ、契約変更の率なんですけれども、かなりまだ工期変更や金額を変更したというのが多いのかなという感想でございます。

これ、上下水道局の数字は以前お聞きした数字よりもかなり、20ポイントぐらい改善されていると思うんですけれども、これの改善した一番の要因って何か把握されていますでしょうか。

#### ○ 森調達契約課長

上下水道局に関しましては、ご承知のとおり上下水道局の総務課のほうで契約手続を行っております、そのあたりまでは承知をしております。ただ、上下水道局の数値も昨年度が飛び抜けてちょっと多かったというふうに伺っております。平均でいくと平成24年度が76.4%、平成25年度が86.9%、平成26年度が78.4%というようところで聞いております。

#### ○ 森 康哲委員

改善した点があっても理由はわからないと、じゃ、ふえてもわからないということになりますので、その辺、やはりどういう原因があってこれだけ契約変更や金額変更があったのかというのをやはり把握する必要はあると思うんですよ。そうしないと、予定価格をせっかくはじき出して工期を決めたのにそれが守られない、何らかの理由があって延ばさざ

るを得ないとか金額を変更しなきゃいけないとなってくると思うので、その辺、考え方はどうなんでしょうかね。

#### ○ 森調達契約課長

変更契約に関しましては、近年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正の流れの中でも変更契約手続はしっかりとやるようにという形で国のほうからも出ておまして、細かいものについても変更を行うようにしております。よって、件数的にはふえてきておるといふところがあるかと思えます。

ただ、根拠なき変更はいけませんので、当初設計の段階でいかにどこまで詰めていけるかというところが課題になっておると思えます。

例えば、現場をしっかりと設計前に地盤調査をやり切るのか、どこまでやるのが妥当かというところが非常に難しいところであると思えますし、場合によって水が出る量なんかも変わってくるもんですから難しいと。さらに、建築なんかですと、例えば、最近多いのが外壁改修の建築工事が多いですけども、こういった外壁改修も実際に足場を組んで外壁をたたいてみて、その結果、タイルなんかの交換が必要であれば交換をしていくという状況がありまして、そういったものは現況にあわせての適正な変更ということが必要となつてまいる、こういう状況もありまして、その辺全体、ケース・バイ・ケースでございまして、森委員おっしゃられる意図は適正に変更契約を行うようにというところだと思いますので、その辺は十分留意して努めてまいりたいというふうに思えます。

#### ○ 竹野兼主委員長

課長、国が契約変更を進めなさいという、その基本的な方針的なものって何かあるんですか。

#### ○ 森調達契約課長

済みません、ちょっと言葉足らずでしたが、国もどんどん変更契約を行えというものではなくて、逆にいうと言葉は悪いですが、業者さんを泣かさないように、しっかりと必要なものは変更するようにという意図でございます。

#### ○ 森 康哲委員

本来なら入札時の予定価格内、期間内に工事をやっていただくのが本来の姿だと思うんですよ。やむを得ず変更するということだと思うので、例えば、金額にしろ、工期にしろ、倍以上変わる変更というのはいり得るんでしょうか、当初の予定から。

○ 森調達契約課長

一定のルールとしては、3割を超えて変更というのは追加工事に値するという考え方を持っております。そういう意味では3割を超えるようなものというのは、年間にどうでしょう、私の記憶では1件か2件程度だと思います。それと、工期については倍というところとちょっとわかりませんが、確かに現場に入ってから地域の皆さんとの調整であるとか、それこそ大きな工法の変更をしなければならないとか、そういったことで工期延伸があるものもあろうかと思えます。

○ 森 康哲委員

例えば、事故が起きたとか、そういうので変更というのもあり得るということでしたね。

○ 森調達契約課長

事故によりまして、例えば、一定期間工事をとめる必要が出たとか、そういう場合ですと工期に影響することがあろうと思えますし、事故の内容でいわゆる設計図書に変更を生ずるようなものがあれば変更になろうかと思えますが、事故そのものに対しての変更というのは余りないかと思えます。

○ 森 康哲委員

当然、死亡事故等があれば議会にも報告はしていただくようになっておるんですかね。

○ 森調達契約課長

死亡事故があれば、いわゆる事故があると、その過失の問題で、労働基準監督署や警察のほうから過失となれば、指名停止基準に基づいて資格停止を行っていくというところなんですけど、そんな中で、全て議会の皆さんのほうに報告をさせていただくというルール化はございませんけれども、おっしゃられるように死亡事故とまでなれば、その内容に応じて報告することも必要になろうかと思えます。

○ 森 康哲委員

そのような案件がもしあるとするならやはり報告をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続けてよろしいですか。

○ 竹野兼主委員長

はい、どうぞ。

○ 森 康哲委員

同じ1ページの資料の一番下段なのですが、工事成績評価が原課職員と検査室職員と差異があるやないやというところを表示していただきました。ありがとうございます。

これを見ましても、本来ならこれも同一評価であるべき姿が望ましいと思うんですけども、やはり主観が入ってきたりしているのかなというのを読み取れます。

どちらがどちらと、監督職員のほうがいい評価のときもあれば、検査職員がいい評価のときもあると。どっちもどっちだと思うんですけども、これは、一緒のように近づけるような努力というのはされているのでしょうか。

○ 石田検査監

評定なんですけれども、監督職員といいますのは、契約してから完成するまでの期間の部分につきまして業者さんと話をしながら現場を進めていくと。検査職員といいますのは、その物ができ上がってから原課のほうから完成の図書が上がってきて、その書類に基づいて、まず、書類審査をさせていただく、検査をさせていただく、それと、現場のほうへ行かせていただいて、現場の实地検査というところで、最終的な部分で検査の評定をするんですけども、やはり監督職員というのはいさほど言いました長い期間を受注者さんとしていく中で、自分のほうで監督職員として受注者さんのほうと指導を、指示をしながら物をつくり上げていってそのプロセスの部分で評価をするというところで、特に監督職員が検査職員よりも高い評価という部分については、物ができあがって見に行ったときに、監督職員はやはりこれでいいと思って検査のほうへ回してくるんですけども、検査職員というのとは違う目を見たときに、書類であったりとか現場の部分でこれはどうなのかという

ようなところで、監督職員がちょっと及ばんところで評価をしていくというところの部分で検査職員のほうが指摘をする場合については監督職員よりも厳しいといえますか、そういうような評価になる。

それと、検査職員というのは、先ほども言いましたように最後の、監督職員がプロセスの中で受注者さんと指導をしながらその物を完成させていったというところの部分で、非常にそういったところの労力がある部分で検査職員が最後に見に行ったときによかったよという中でも、監督職員がその前に、前の段階で受注者さんに対して指導をして最後の完成形に持っていったというようなところの評価もあるもので、そういったところでいきますと、検査職員のほうが最後の完成形を見てきちっとできあがっているよねということで評価をするんですけれども、監督職員がその前のプロセスの段階で受注者さんのほうと、指導も含めた評価をされる場合もあるもので、そういったところで差異が出てくるのかなと。

ただ、先ほど議員おっしゃっていただいたように、違う目で見えていくというところの部分について評価というのはやはりあるべきなのかなと。その中で、やはり検査職員と監督職員がそのものの評価に対しての、プロセスの部分も含めた形で認識をきちっと持った形で評価していくというのが非常に大事なのかなというふうに思っております。

ですから、違う目で見えて、評価が別々になったというのはやむを得ないというよりも、なぜそのようになったのかという部分について、きちっと監督職員から検査職員は聴き取った上で適正な評価をしていくべきだと思っておりますし、検査職員に対してもそのような指導も今させていただいております。

それと、まず、受注者さんのほうも一生懸命、現場のほうをやっていただいておりますので、一番大事なのはそれぞれの立場できちっとした適正な評価を行っていくという部分が非常に大事だと思っておりますので、そういった部分について監督職員、それから、受注者に対しても検査を通じて指導もさせていただきたいと思っておりますし、今後もそれはさせてもらうつもりでおります。

## ○ 森 康哲委員

ごもっともなことだと思います。しかし、やはり差が出づらいこの使用材料や出来形、そういうところに関しては主観がどうしても入ってくると思うんですよ。検査職員と監督職員と、どうしても差異が出るというのは主観の部分もあろうかと思えます。その辺をど

う詰めていくのか。公平な目でしっかりとできるような体制を望みます。これはもう意見だけで。

次へ行ってよろしいですか。

○ 竹野兼主委員長

続けてお願いします。

○ 森 康哲委員

人事課のほうで職員の配置が読み取れる資料を出していただきました。

これを見ても、やはり地域内に居住されている地区市民センターの館長、副館長はゼロなんですね。災害時、どうするんですかね。その他地区在住者というのは、これは市外も含めてだと思えるんですけども、地区市民センターの館長さんや副館長さんが一番に地域のいろいろな司令塔になり得る位置にいると思うんですけども、これを見てちょっとびっくりしました。災害時にその中心となる行政の職員がすぐ参集することができないというのがこれを見て読み取れます。

また、避難所に指定されている小中学校、ここの責任者たる校長先生や教頭先生においても同じようなことが読み取れます。これを人事的に見てどう、まず思われますか。

○ 藤田人事課長

地区市民センターの館長、副館長につきましては、住所要件でもって人員配置をいたしておるわけではございませんので、結果として、たまたま隣接地区在住、館長8名、副館長4名で、地区内在住者はゼロ名であったとなっておりますけれども、災害時のための緊急分隊員という者をその地区に配置してございますので、緊急時の対応、とりあえず緊急分隊が対応して、その後の地区分隊としてセンターの職員が駆けつけて対応するというような形で考えております。

○ 森 康哲委員

じゃ、お聞きしますけど、この緊急分隊員の方々というのは、地区市民センターの鍵を持っていて開けることができるのかどうかということと、自治会長さんや、また、消防分団や地区防災組織などと交流はあるんでしょうか。私が見ている限り、地区のそういう防災

訓練など等に参加はしているけれども話はしたことがないとか、名前も知らないとか、そういう状態だと思うんですが、その辺、現況を教えてください。

○ 藤田人事課長

まず、地区市民センターの鍵でございますけれども、緊急分隊員はそれぞれ持っておりまして、災害時に入るための練習もしてございます。

それと、あと各地区の自治会長さんであるとか防災組織との交流でございますけれども、防災訓練には必ず出席をする、それと、防災訓練以外に室内での訓練も、私、以前におったところではやっておるんですけれども、その場での意見交換とかそういったことをして顔見知りになって災害時にどこの誰が来たんや、わからないというようなことはないようにしていただいております、そのように思っております。

○ 森 康哲委員

本当にそうですか、確認されていますか。先々週、羽津地区の防災訓練を実施されましたけれども、緊急分隊員の方、1人も見えていませんでした。羽津中学校で、見に来ていたのは財政経営部の職員が2名、鍵を開けるために見えていました。どこへ行っていたんですかね。

○ 藤田人事課長

済みません、羽津地区においてのその状況はちょっと把握してございませんでした。申しわけございません。

ただ、普通というか緊急分隊員は必ず地区の防災訓練に出席をするようにと、今年度、新たに指定をさせていただきました避難所の担当職員、これにおいても防災訓練には出席するということで、全部の地区は把握してございませんが、ほとんどの地区で出席をしていただいております、そのように考えております。

○ 森 康哲委員

どこに緊急分隊員が配置されていたのか私も見ていないのでわかりませんが、実際に羽津中学校には来ていなかったという事実がありますので、その辺また、各地区の緊急分隊員の動き、把握をしておいていただきたいと思います。

何が言いたいかというと、やはりそういう地区の行事やいろいろなところで緊急分隊員さん、まあ、館長さん、副館長さんが来れない場合、やっぱりそういう方々が地域にいるんだよというのを知っておいてもらわなあかんと思うんですわ。災害時だけに役に立つんじゃないなくて、ふだんからやはりそういう交流がないと、災害時に頼りにできないじゃないですか。

この緊急分隊員というのも、何年間でまたかわっていくわけですね、担当が。ずっと、職員であり続ける以上、緊急分隊員をやっているわけじゃないんですよ。年齢か経験年数かわからないですけども、交代していくと思うんですよ。その辺の引き継ぎや、その辺、決まりがあるんですかね。

#### ○ 藤田人事課長

緊急分隊員につきましては、基本何年間というような決めはございません。

極端な話、毎年、毎年、指名をさせていただいております。極力、4人配置しますけれども、4人のうち4人かわるようなことはないようにしておりますけれども、少ない人数でかわることはございますけれども、基本、そこの地区の在住で、部署がかわってどうしてもかわるようなことはございますけれども、基本的には単年でかえるようなことはしてございません。

#### ○ 森 康哲委員

ちなみに、学校の先生は、教頭先生と校長先生だけなんですかね、職員として召集できるのは。普通の教職員というのは県職員やから、市からは要請できないんですかね。

#### ○ 藤田人事課長

基本的に教職員については三重県職員ということですので、市のほうから来るようにというようなことは言えませんけれども、基本的に警報が出た場合、校長先生か教頭先生が詰めてきていただいておりますというふうに理解しております。

#### ○ 森 康哲委員

そうすると、校長先生、教頭先生は人事課で動かせるんですかね、その配置は。

○ 藤田人事課長

教職員の人事につきましては三重県のほうで行っておりますので、市のほうで関与についてはいたしかねるものだと思います。

○ 森 康哲委員

そうすると、ここの表の中で人事課がかかわれるのはあくまでも地区市民センターの館長、副館長だけだということになりますので、やはりその辺考慮していただいて、この地区内の在住者ゼロというのはやはりちょっとひどいなと思っております。この辺、改善する必要、全くないと思っているんですかね。

○ 藤田人事課長

今年度については地区内在住者ゼロ名でございました。ただ、24地区ございます地区市民センターに全て地区内在住の館長ないし副館長を配置ということについては少し難しい、そのように考えます。

○ 森 康哲委員

全てとは言いませんけれども、ある程度考慮して、そういうのも人事配置のところへ考慮するように持っていかないと、今の地区市民センターの役割として館長や副館長の仕事のうちに入っているじゃないですか、災害時の中心的に行動する職員というふうに位置づけられているじゃないですか。地域のほうも頼りにしているんですよ。行政の窓口として館長さんが一番窓口になっているというのは事実でありますので、その辺、認識していただいた上で人事的にどうなんだというふうに質問していますので……。

○ 竹野兼主委員長

全体的な考え方で、辻総務部長。

○ 辻総務部長

地区市民センターの館長、副館長の居住地について、ご質問いただきました。実際、今、人事のほう、地区により居住者数といいますか、これはもう非常にばらつきがございます。その中で、基本的に適材適所ということで、今年度、結果としてゼロになっておるんです

けれども、これ、過去、例えば、隣接地区居住者というのは地区が接しておるというのでございます。例えば、橋北地区、羽津地区、接しているところが隣接でございます。市内居住者は非常に多いんですけれども、ただ、過去の例を見ますとやっぱり適材適所というので、遠方の館長をどうしても配置したということがございました。そのときは、いろいろ種々の施策の状況なんかで、遠方の人を館長にどうしても配置したいということが過去にございました。そのときはどうやったかと申しますと、緊急分隊にその地区居住の管理職を持っていったり、そういうような対応をしてございました。

基本的にはこの緊急時の対応、市民あるいは地区住民の方の安全・安心というのを守るもう非常に重要な業務でありますので、その辺は十分配慮しつつ、やむを得ない場合、この緊急分隊でありますとか、地域性なんかも、この辺は配慮してまいりたいと思っております。

それと、もう一点、先ほど訓練というお話ございましたけれども、今の直接なご質問ではないですが、地域にそういう緊急分隊含めて職員がいる、日ごろのつき合いというのは非常に重要なことであると思っております。私自身も10年以上、緊急分隊で鍵を預かっていましたが、それのおかげと申しますか、地域での関係も随分できまして、文化祭とか今も声かけていただいたりしていますので、その辺重要だというもので改めてこの辺は引き続き指導はしてまいりたいと思っております。

ちょっと後段のほうは前段のご質問でしたけれども、考えは以上でございます。

## ○ 森 康哲委員

両方やっていかなあかんと思うんですわ。どっちかだけというのではなくて、やはり、人事的にできることはやはりやってほしいし、また、緊急分隊員の交流、これは訓練だけいきなり来ても、この人が緊急分隊員ですとって紹介しても、そんなもの一回では覚えてもらえないし、また、話もしないと、人間同士ですから、だから、いろいろな会議にも出ていただいて、防災訓練に当たって数回、何回か会議するんですよ。そういうところへも出向いて交流を深めていくと。その緊急分隊員だって地域の住民の1人なんですから、当然そういうところも加わって行って、みんなで地域を守っていくという意識を高めていただきたいと思いますので、要望したいと思います。

最後に、3ページの資料を出していただきましてありがとうございます。

これを見ても、やはり地元の高校を卒業した人がほとんど採用されていないと、これ、

原因は何かわかっているんですかね。地元の高校出身者が採用されていない理由というのは。大学卒というのわかりますけれども、高校卒のをお聞きしたいと思います。

○ 藤田人事課長

高校生につきましては、9月の中旬に就職協定の解禁があって、そして、面接等が始まるわけですが、四日市市役所の試験、今年度は9月20日に行いますけれども、9月20日に行って最終的に採用決定になるのが11月の終わりということになりますと、生徒として、早く採用を決めたいということで、公務員のほうの試験に受かるという確約がございませんので、どうしても早く採用をもらえる民間企業のほうに行くという傾向が多いようでございます。

そういったことも、ここ数年、高校の進路担当であるとか校長先生とお話をして、そういった状況がわかってきたところでございますけれども、何とか市内の高校の子が受験していただくように、ここ数年お願いをしておる状況でございます。

○ 森 康哲委員

採用枠はあるんやね。ちなみに、平成25、26、27年度の採用枠というのは何名ずつなんですかね。

○ 藤田人事課長

この土木職、建築職でございますけれども、高校卒、大学卒という枠はとってございません。全て高校、大学も含めて、短大も含めて何人という募集をいたしております。

○ 森 康哲委員

だけど、試験内容は当然、変えていますよね。高校生が受験する試験内容と大学生が受験する。受験者数は把握していますか。

○ 川口人事課副参事

各年度、各職種ごとに、学歴区分ごとに数字のほうは把握してございまして、例えば、土木職でいきますと、昨年度の試験でいきますと、応募者23名ございましたが、大学卒が16名、高校卒が7名となっております。

○ 森 康哲委員

じゃ、高校卒で7名の受験者で2名採用ということなんですね。少ないですよ。受験者数自体が少ないと思うんですが、四日市の高校を卒業して、土木の関係の卒業予定者というのはかなりいると思うんですよ。そこの採用が少ないということは、よそへ、民間へという話でしたけれども、他の市町から見ても、この一番人口が多い四日市、そして、行政職としても四日市はかなり上位のほうだと思うんですよ、この県内で。そこに受験者数が少ないというのは何か原因があると思うんですが、改善するならどういうところを改善していったらいいと思われませんか。

○ 藤田人事課長

先ほども申しましたように、本人の希望もさることながら、先生の指導も影響があると思われまますので、進路担当の先生であるとか校長先生にじかにお願いに行つて状況を把握しておるところでございまして、今年度、一つ例を挙げさせていただきますと、インターンシップを今年度から、3日間でございますけれども、二つの学科に分けた形の合計4名が市役所の職業体験をしていただくと、そういったところで少しでも興味を持っていただくというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

インターンシップというのは大学生から始めて、採用につながるように職場体験していく制度だと思うんですけれども、これを高校におろしてきたということですね。

そういうのも一つの案でしょうし、その試験日というのは動かすことはできないんですかね。

○ 藤田人事課長

高校生については国の決まりにおいて就職協定がございまして、9月の中旬に解禁となるといった今のルールによりますと、それ以降の採用試験しか高校生の就職試験は実施できないといったことになっております。

○ 森 康哲委員

民間企業にはそれは当てはまらないから、民間企業のほうが最初ということなんですかね。それとも、民間企業も一律なんですかね。

○ 藤田人事課長

済みません、申しわけございません。民間企業についても同じ9月の中旬で解禁となつて、面接という形の採用試験が企業の場合は始まっていくと。それに対して、四日市市の場合は採用試験があつて、それから面接があつてというような形で、結果が出るのがちょっと遅いというのが実際のところでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、民間企業並みに結果が出るまでの期間を短縮するというのは可能なんですかね。

○ 藤田人事課長

大学卒であるとか社会人の方も含めて同じような採用試験を実施しておる、高校生だから早く決定させるというようなところについては、ほかとの関係もございまして、ちょっと難しいと考へます。

○ 森 康哲委員

そのほかとの関係というのはちょっとわからないんですけども、他の市町との関係なのか民間との関係なのか、どういうことなんですかね。

○ 藤田人事課長

今、高校生枠何名、大学生枠何名という形の採用を実施いたしておりませんので、土木職で例えば何名と、その中には高校卒もおれば短大卒、そして、大学卒までおりますので、今、全体で採用を決定しておるといふところで、例えば高校生だけ早く決定するといふのは難しいと、そういうことでございます。

○ 森 康哲委員

それなら、分けたらいいじゃない。当然、年齢によつても、大学卒と高校卒の経験によ

っても給料体系も違うわけだから分けたらいいと思うんですけども、分けられない理由があるんですか。

## ○ 竹野兼主委員長

ここは、辻総務部長。

## ○ 辻総務部長

済みません。試行錯誤がかなりございまして、この試験制度を過去20年、30年、分けていた時期もございまして。もちろん今、委員さんおっしゃられた、そのときどきの考えでやったんですが、検証の結果、今のものがベターであろうというので、ここ数年はこうやっています。

今、時期の話がありましたけれども、これは校長会と国なり、産業界の就職協定の話、9月16日以降になるんですけども、早めるというのも、例えば民間企業なんかですと、この解禁日直後にもう決定されたりしています。どうしても役所の場合、それが公平、公正というのでペーパー試験をして、面接も複数回をしてとなりますと、やはり即決というわけにはまいりません。例えば、9月16日解禁であれば9月17日に面接をしてその日に決める、これはもう非常に難しゅうございまして。

ただ、そういう面もあって、できるだけ、前はもう12月になってから発表というか、とんでもないというか、それはもう限りなく短縮は努めてきておるといふところはありますけれども、ただ、私も直接、高校へお邪魔するのに進路担当の高校の先生、複数回、当然、出向いておりますけれども、進学される率が非常に高くなっています。これで、大学卒採用者という欄の中でも、専門高校を出られて進学して大学卒で入ってくるという、これも含まれています。いわゆる普通科を出て、その専門の大学へ行ってというだけではなくて、それも含まれていますので、その辺だけ一つご理解賜りたいと思うんです。

それと、もう一点、高校生の今、進学動向なんかもご案内しましたけれども、どうしても、これ、高校卒の専門試験なんかで偏差値化しています。どうしても一定の成績も考慮してしまいますので、結果として非常に厳しい状況であります。

ただ、今、これといった打開策というのではないんですけども、今、委員もおっしゃられたようにインターンシップといいますか職場体験といいますか、いかにやっぱり公務で専門職というのにはやりがいがある職だということを、早い時期にやっぱり高校生にも体験

してもらいたいというのでここ数年始めています。大学生は結構やっておるんですけども、これら、地道ではあるかもわかりませんが、こういうことを積み重ねていきたいなというふうに現段階では思っています。

○ 森 康哲委員

最後にします。

今までいろいろ試行錯誤してきたのはよくわかりました。だけど、結果が今出ていない以上、やはりこれでいいわけではないと思いますので、しっかりどうしたらいいのかというのを検討して、よりよい試験にしていだきたいと思いますので、要望します。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 谷口周司委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、先ほど高校生と大学生で枠をとっていないとなっていましたけど、採用するときには高校生と大学生が受けに来て、あえて高校生をとっているというのは何か理由があるんですか。大学生と高校生が受けたら、市からしてみたら大学生をとったほうが良いような気はするんですけど、これは何かあえてとる理由とかはあるのか。

○ 藤田人事課長

大学卒だから、高校卒だからということではなく、本人の人物評価によって面接をさせていただいて、優秀な方は高校生であっても採用しておると、そんなような状況です。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

受験するほうからして、高校生、大学生の枠が一緒ということであると、高校生は不利になってしまうと、多分、思っている方もいらっしゃるかと思うので、その辺ちょっと高校生、これ、結構、高校生の中でも公務員になりたいという人は多い中で受験者数7人と

いうのは非常に、多分、余り認識がされていないのか、受けても通らんやろうと思われているのか、ぜひもうちょっと、先生との相談もあるんでしょうけど、進路の中で公務員になりたいという人は多分、非常に多いと思いますので、もうちょっと受けられる環境を整えていただくというのはぜひお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

答弁、よろしいか。

○ 谷口周司委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 樋口博己委員

採用のことでお聞きしたいんですけれども、消防職の採用と一般職の採用と、以前は別にしてきたのを今後、一般職と一緒にやっていく方向性を出したと思うんですけれども、その辺の経過をちょっと教えていただけますか。

○ 藤田人事課長

一般職員と消防職員につきましては、消防についてはあくまで消防本部のほうで採用をしておりますので、一般職とあわせてという形では今、現在実施しておりません。ただ、私ども人事課の課長あるいは副参事が面接にお邪魔してその面接官になったり、試験委員会の委員に入るといったような改善点はしてございます。

○ 樋口博己委員

ペーパー試験を一緒にするとか何かそういうような方向性も昨年、検討されたと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○ 藤田人事課長

失礼いたしました。

一般教養の試験については、事務職と同じ試験を実施しております。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、平成26年度採用試験と平成27年度採用試験では全く同じような採用試験であって、こちら側の人事課のほうで何ら関与することは全くないということでしょうかね。

#### ○ 藤田人事課長

試験については以前から一般職員の一般教養試験を消防職員の採用試験で実施してございまして、特に変更させていただいた点といたしますのは、先ほど申しあげました人事課の職員が面接官に入ったり、試験委員会の委員に入っておるといったことだけでございます。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、本来、向こうの話なんですけど、人事課が積極的に関与することでより公平な採用試験にするというようなことが方向性としてあったと思うんですが、面接官を派遣するというレベルだということではないでしょうか。

#### ○ 辻総務部長

済みません。ちょっと人事課長、ご答弁、不足で申しわけございません。

試験内容につきましても、今、課長申しましたように同様の試験を、一次試験のペーパーはやっておりますけれども、試験当日の直前まで私どもで管理をしてといいますか、物理的な話ですけれども、そういうようなことを当然やりますし、あと、面接にということだけではなくて、今、試験委員というふうにも人事課長、申しました。

どういう日程でどういう内容をするかとか、複数の人数で去年までは消防職員だけでその試験委員を設定しておりました。試験委員は何をするかといいますと、もちろん、名前を隠してですが、最終、点数を見て、ここまで合格だ不合格だとをやっておりましたけれども、消防職員だけで試験委員をやっておりました。その試験委員に私どもから参画をするとともに、物理的には面接官としても私どもから必ず私どもの職員がその面接の中で面接官に入って、その内容が確かにこの試験委員会の中でも反映されておるか、それを中立的、公平公正にやられておるか、その辺をチェックするように改めたところでございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、人事課が、総務部がしっかりと関与することによって、面接、採用についても意見を出す状態だと。消防本部独自で以前は全部完結していたけれども、そこにもうしっかりと公平性がきちっと担保されているかというようなことをきちっとこちらでも把握しているということで、その点を改善したということでもいいんですね。

○ 辻総務部長

おっしゃるとおりでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 早川新平委員

決算常任委員会資料の10ページのほうで、工事成績評定の結果、やや不良というのが1件ありますよね。多分、これは検査室のほうが悪という評定をしたというか、この1件についてはやり直しさせたの、業者さんに。

○ 石田検査監

ここの部分の10ページのところのやや不良といいますのは、点数によってこの5ランクに分けさせていただいております。点数からいきますとやや不良という部分が工事の成績が50点から59点、先ほど言いましたように、これは、最終的な点数といいますのは、監督職員が10の項目で点数をつける、検査職員は5の評価項目で点数をつけた、その点数の足したものについて最終的には50点から59点というところなんですけれども、やや不良という部分のところ、その項目については、先ほど言いました監督職員が10の項目ある、検査職員が5の項目ある、一般的にはやや不良といいますと、その施工の体制、まず、体制が

きちっとでき上がっていたのか、それと、現場代理人さんの、最近では建設業法の中でも現場代理人の常駐という部分については非常に厳しく見られておりますもので、そういったところの施工の体制であったのか、そのでき上がりの部分、品質の部分であったりとか、出来高の部分が不足していたのかというのは、ちょっとこの部分では今わかりませんが、そういった要因で最終的に監督職員と検査職員の評価の足したものが50点から59点の間の点数だったということでございます。

○ 早川新平委員

やや不良となると、そういうイメージ、我々がこの表をいただいてやや不良であれば、これは普通ではないのでやり直しさせたのか、それとも手直しをさせたのかということがちょっと伺いたかったんですけれども。

○ 石田検査監

先ほどの体制の部分であれば、当然、指導もさせていただきますし、出来高の部分、不足の部分であれば当然それはお金を払うに値していないと、出来高が足りないということで、その部分については改善もしくは手直しというところをさせていただいております。

○ 早川新平委員

手直しをしていただくとなると、当然、今お金の話が出たんですけれども、金額が上がりますよね。上がるというのは、手直しをした分かかりますよね。その業者さんが当然、持つわけですか。

○ 石田検査監

当然、それは業者の負担で、うちの求めている設計書どおりのものをしていただく、もしくは、まれですけれども、どうしても現場の状況で設計書自身の直さなければならない部分、設計書どおりの部分が現場のところで面積がないとか寸法がおさまるところのスペースがないという部分については、原課のほうで現場に応じた設計変更という部分も検査室の指定ですということのは、まれなケースとしてはございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

それから、もう一つ、先ほど森委員がずっと言っていたこの1ページ、きょういただいでおるほうの一番下の、検査職員が監督職員より高い評価、これはでき上がりがよかったという検査の結果やと思うんですけども、この結果は総合評価方式のところに加点とか、そういうところはあるんですか。入れているのかということをちょっとお伺いします。

○ 石田検査監

総合評価方式という部分で、今現在、5000万円以上の土木工事につきましては総合評価方式での入札ということをやっておりますけれども、まず、こちらのほうの点数でございます。先ほどの10ページの部分の工事成績の部分で、この工事成績の部分につきましても加点の対象にさせていただいております。それと、優秀工事、これは80点以上の部分の点数につきましては優秀な工事だということで、これも工事の優良工事表彰という制度も市はございます。その中での対象工事にも上がってきますもので、もしそこで工事の優良表彰が受けられたということであれば、総合評価の中でも加点の対象にさせていただいております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

これ、総務常任委員会なのか都市・環境常任委員会でやらなあかん部分なのかちょっと範疇がわかりにくいんですけども、以前、森委員が指摘をずっとしておったのが、地域の土木工事がありますよね。それ、業者さん、できるだけ地元の業者を使おうやというところがあって、市内4分割なりして、できるものはという、2年ぐらい前やったかな、あったんですが、そこに数字にあらわれてこない、その業者さんが、地域の自治会長さんとの約束を全く守らなかったとか通知が行っていないというのはこの数字には出てきていないんですよ。

だから、そういうところのクレーム、例えば、来週の何時からやるといって立ち会いをする時間ある程度決めてあったのがすっぽかされたりとかいって、業者さんの都合で動いている、その意思の疎通が図られていないところというのが、多々、聞くんですよ。

そのところというのはどういう評価を、これは都市・環境常任委員会でやらなあかん

のかもわからんけれども、そこのところもやっぱり総合評価なり、いろんところでクレームがあったらマイナスとか加点とかプラス査定とか、そういうところには考慮されているのかというのを教えてください。

## ○ 石田検査監

まず、点数の部分でいきますと、先ほどの5ランクの部分で、最後の部分で不良というところがございます、5段階の中で。こちらの点数がつけば一発でレッドカードという形で、一定期間の指名停止というようなペナルティーが業者さんのほうはございます。それと、やや不良の部分につきましても、こちらのほうはイエローカードになっておりまして、2枚たまるとレッドカード扱いになるよと。

これは、森委員のほうからもその業者さん、受注者さんのご迷惑かけながら工事をやっておる部分があるということで私も直接お話も聞いておりますし、この委員会でもそういったお話を聞かせていただいております。

やはり、そういった部分の、うちのほうの点数をつける部分につきましても、そういったやはり地域の調整とか、そういった部分につきましては施工の体制という中で適正な評価をきちっとしていただいで評価に反映していくと。特に、私どもも今、重点的にやっていますのは施工の体制、現場代理人さん、それと、作業員さん、そういった部分が地域のところでクレームがきちっとなくてスムーズにいったのかというところも監督さんのほうの点数の部分では特に聴き取りのほうもそういったところを重点的に聴かせていただいで、実はこの8月に調達契約課のホームページでもこの評価基準といいますか点数つけるところの判断基準につきましてはホームページで公表させていただきました。その公表したというのは、やはり受注者さんに対しても、市はこういうふうなところを評価して点数つけておるよというところを公開することによって、きちっとそのよりどころとして監督職員、検査職員も相手に対して説明をしやすい裏づけとしてやっていく、その中で、やはり施工の体制という部分については重きを置いていますよと、特に、現場の体制できちっと地域の方にそういった説明も含めてクレームがきていたのかいなかったのかというところも私どもも受注者さんに検査を通じた中でも聞かせていただきますし、特に監督さんからそういったところの部分の点数については特に重点的に今、聞かせていただいで、判断をさせていただくような形で努めさせていただいております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

実は、二、三日前にそういうことがあって、工事をするというのは市がやるんだと。業者が委託を受けておっても市がやるのであって、その連絡、業者からの連絡が疎遠であろうが市のミスやないかという指摘を受けたところやったんですよ。

だから、そういったところをやっぴり検査室なりがきちっと今後やっていただきたいというふうに、業者に自覚をするように、市の肩がわりでやってもらっているんやから、そのところは地域とうまくやらんと、工事もうまくいかないんやわ。前なんか森委員が指摘しておったようにフェンスに立ち小便しておったり、そんなん、もう地元からいえば言語道断で、四日市市役所に泥塗っておるみたいなもので、そのところは業者に徹底させるように言うてやってください。

終わります。

○ 竹野兼主委員長

1時間経過しましたので、ここで10分程度休憩、11時20分再開ということで、よろしくお願ひします。

11:08 休憩

---

11:18 再開

○ 竹野兼主委員長

時間前ですが、委員の皆さん全員おそろいになられましたので、再開いたしたいと思ひます。

それでは、質疑を続けさせていただきます。

ご質疑のございます方、お願ひいたします。

○ 谷口周司委員

病気休暇と休職者のところでちょっと教えていただきたいんですけど、平成26年度中に合計1カ月以上の病欠をした人、人数56人、メンタル39人とあるんですけど、これってそ

の後、復帰とかはもう通常どおりされているのかどうか。

○ 藤田人事課長

メンタルで一月以上休んだ39名でございますけれども、年度内に復帰された方22名、年度も超えてまだ休職、休んでおった者13名の内訳でございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

これはメンタルに至った原因によって何か配置転換されたりとか、そういう配慮とかもあるんですか。

○ 藤田人事課長

個人の何らかの状況によって心の病になったというのがありますけれども、基本的にメンタルになったで今度、異動をかけるというようなスタンスではございませんで、あくまで本人の状況を把握して、必要であれば人事異動をかける、そんなふうにやっております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

あと、済みません、下の相談の実績なんですけど、これ、相談された延べ62件というのは、相談して終わり、相談を受けて終わりなのか、後追いとかちょっと話しかけとか、その後どうだとかいった、そういった対応というものもあるんでしょうか。

○ 藤田人事課長

こころの健康相談については、ご本人からこの臨床心理士の先生に相談をかけたいということで相談がございます。1回で相談が終わる方もみえますし、ずっと毎月のように相談をかける方もおみえです。その人、その人によっての話ですので、こちらのほうでその後追いというのはしていない状況です。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

ぜひ、長期の病欠に至るまでにちょっと事前に防ぐというところが大事かと思いたすので、お願いいたします。

あと、済みません、先ほどのところで一つだけ。

○ 竹野兼主委員長

どうぞ。

○ 谷口周司委員

職員の出身校別のところで、大学卒の採用者、これ、建築職のところは9人中8人が北勢地域の高校出身となっていますが、これはあえて北勢地域の方をとられているのでしょうか。

○ 藤田人事課長

結果として8名が北勢地域の高校の方であったということで、出身校とかそんなもので採用をするようなことはございません。

○ 谷口周司委員

わかりました、ありがとうございます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

この選挙費のところもええんやね。

○ 竹野兼主委員長

もうどんどん。

## ○ 早川新平委員

一般質問でこの間、三木さんが言っておったんですけれども、この費用のところで投票率、主要施策実績報告書で費用の執行率とか、そこばかり出ておるんやけれども、投票率で、広報は大事なんやけれども、広報だけで投票率が上がるというのは、現実上がってない。投票率の低いところなんかそれなりの私は理由があると思うんですよ、ハードの部分でね。

指摘しておったように、もう何十年も前から投票所が一緒に、その地域で新しいまちができたり、高齢化になったで行きにくいとか、そういったところで投票率を上げるというところで、分析はされていますか。

前、去年やったかな、投票所の駐車場ありとかないとか、そういう資料を請求したときに、実際には当日だけ駐車場、民間を借りてやっているところ、現実に駐車場はないけれども、これは富洲原第1投票所というのは駐車場はないけれども、広い道路に面した投票所なので皆さんそこへ置く、そういったところの現実と数字上のところ、ちょっとわかりにくいかもわからんけれども、行政で富洲原第2投票所というのは駐車場をその日は借りているわけや、民間の3台ぐらいとめれるところ。でも、その地域の住民は全く知らない。逆に、富洲原第1投票所、これは小川さんの富田一色町というところなんやけれども、広小路という幅20mぐらいの道路があって皆さんそこへとめられる、でも、数字上はそこは駐車場なしと。

ハードの部分を整備せんと投票率、絶対上がらない、現実にね。だから、その低投票率のところを実際に上げたいのであれば、何なりかの対策を打っていかなあかと私は思っているんです。広報だけではカバーし切れない。その投票率を本当に上げたいのであれば、それなりの高い投票率、低い投票率はそれなりの理由があると思って、そこを改善していかなと絶対改善されないと思うので、例えば、新たに1カ所つくるとか、そういったところの対策というのは考えてみえるのかなと思って。特に来年は市長選挙があるので、それまでにまだ時間的な準備は十分できると思うんですが、どういうふうにお考えか教えていただきたいです。

## ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

確かに、投票率を上げていくためには広報だけでなく、投票環境と申しましょうか、投票所の整備も必要だと確かに認識しております。

ただ、新たな投票所をつくるに当たっては、やはり投票所としての要件といいますか条件もかなりあると思います。委員さんおっしゃられたように、駐車場はきちんと整備されているとか、あるいは十分な投票所を設けるようなスペースがあるとか、段差がないか、バリアフリーの条件をちゃんと満たしているかどうか、そういったものを含めてやはり投票所のほうは設置していかなければならないと思っているんですけれども、なかなか新たな投票所を整備していくに当たって、十分その条件を満たす投票施設がないというのがあります、なかなかふえないんですけれども、ないからそのままにしておくというわけには当然いけないことですので、これまでもしてきたんですけれども、そういったような施設、条件を満たすような施設がないのかを、これからも選挙管理委員会として探して調査研究をしていきたいとは考えております。

それから、当然高齢化が進んできて、なかなかこれまで通えていたんですけれども、なかなか坂道が多くてもう投票所へ行けないというような状況もあるというふうにお聞きいたしましたので、そういったような高齢者の方の観点とか障害者の方の観点からその投票所が十分かどうかというのを改めてまた検討していきたいなと考えております。

#### ○ 早川新平委員

新たにつくるというのは非常に難しいところもあるのは理解はします。現実にじゃ、期日前投票所というのを今度ふやすということもあるんですけども、現実、あれは10%かな大体、期日前が1割ぐらいやったよね。やはりそれ以外のもともとある投票所、地元の投票率のほうが高いので、今、答弁していただいたように環境も変わっているし、それからアプローチする、その投票所へ行く道路が非常に狭隘道路で、新しい団地の方というのは投票所も知らないし、それは現実の生の声で、車、対面も全然できないので、怖いからもう行かないという声を非常に聞いているので、新たなマンションができたり団地ができたところに、それが旧態依然とあるところが非常に、旧部落の狭いところとかいうのはやはりふやす以外に、投票率を本当に上げる気があるのであれば何なりのことを考えていただきたいと言って、意見という、よろしく願いいたします。

#### ○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

## ○ 藤田真信委員

よろしく申し上げます。

早川委員の関連ですけど、18歳以上まで選挙権、来年度から引き下げられる、広がる、大きくなるということで、その投票率を上げるという部分での取り組みの一環として若い方々に対する取り組みというものに対して、もう、来年は参議院議員と市長選挙が控えていまして、平成28年度ということで考えると、ある意味、前半戦が勝負だと思うんですね。選挙という意味ではですよ。予定されている選挙という意味では。

それがもう終わると、ちょっと選挙がないわけですので、前半部分にどういうふうのポイントを絞ってしっかりと啓発活動をしていくかということところが大事になってくると思うので、前半戦というか前期というか、とにかく7月までと11月まで、ここまでに重点にしっかりと施策を講じていただくというのをお願い申し上げたいと思います。

あと、全然違うところで何点かお聞きしたいんですけど、主要施策実績報告書のほうなんですが、40ページの職員研修についてちょっとお伺いしたいんですけども、相当数な講座数と受講者数があると思うんです。満足度も非常に高いということなんですけれども、これを受講してきていただいて、その受講した内容に対して具体的にどういうふうに職務というか仕事に生かしていくのかとかという、そういったところで、例えば、こういう研修会に参加してきましたと。その研修会に参加したに当たってこういうことを学んできましたという報告義務であるとか、もしくは、それを共有できるような体制というのはあるんでしょうか、お聞かせください。

## ○ 永田職員研修所長

特に体制で義務づけているということではないんですけども、例えば、派遣研修では所属長のほうに行った後のどのような所属へのフィードバックをしたか、例えば、研修を持ったとか、その資料のほうを共有したとかいうような形で、それを所属のほうに返していくような働きかけをしております。

また、建設技術系の職員研修につきましても、その技術のほう、研修の終了後、所属長のほうからの意見聴取等も行っており、所属のほうで活用をしていただこうような働きかけをしていきたいと思っております。

## ○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

私たち議員の場合には、例えば視察という形で政務活動費を使っていくと、もちろんその視察に対して、本市の取り組みに対してどういうふうに生かせるかというのをもちろん報告書として上げていくわけですね。

余談なんですけど、変な話なんですけれども、私たち1年生の議員の中ではそれをちょっと共有していこうと、せっかく1人の議員がどこどこへ視察に行くと。それで、よかったよかったと言われてもほかの議員は全くわかりませんので、いいものは共有していこうという姿勢で今ちょっとやろうとしているんです。

職員の方々にも、研修の仕組みとか内容自体が私、全然把握していないのであんまり軽はずみなことは言えないんですけど、やっぱりいい研修を受けてきたのであれば、それを全庁的にちゃんと共有して仕事にフィードバックするというか、そういう仕組みもぜひしっかりつくっていただいて、何人行った、何人満足した、これだけお金かけたでは意味がないと思うんですね。これ、実績にはならないと思うんです。研修して実績になるのは、いかに仕事に生かしていただくかという部分だと思いますので、その辺を、数がふえたよと、満足度がふえたよということだけではなくて、次年度からは、平成28年度からは、それをいかに仕事に生かしているのかというところの視点で目標設定していただいて、総括していただくようお願いをしたいと思います。

あと、その次の、ごめんなさい、続けてお願いしたいんですが、よろしいですか。

#### ○ 竹野兼主委員長

はい、どうぞ。

#### ○ 藤田真信委員

主要施策実績報告書の41ページの人事課のところ、効果的な人材活用を図るということで、これもある意味研修の部分とかかわってくると思うんですけれども、例えば、研修を受けていただいて、それでいい技術を習得していただいたと。それが、人事の異動に生かされるような形、これもしっかりと視点に入れていただきたいなと思うんですけれども、ここの部分でちょっと申し上げたいのは、女性の視点ということで、女性の視点を各分野に取り入れるため部長級の登用、課長ポストへの起用ということで、男女共同参画の推進に努めましたと、これはすごく非常にいいことだと思います。17%から18.6%に増加し

ましたということで、これも非常に評価に値すると思うんですけども、そもそも一般職の女性の割合というのはどれぐらいなのでしょう。

○ 藤田人事課長

平成27年4月1日現在で、職員数2767名でございます、そのうち女性職員が、看護師、保育士含めてでございますが、1319名、47.7%が女性職員でございます。

○ 藤田真信委員

全体で47%ぐらいの中で、管理職はやはり18%であるということの認識でよろしかったですか。

○ 藤田人事課長

そのとおりでございます。

○ 藤田真信委員

47%ある中で、管理職が18%というのはやっぱりまだまだ低いというふうな認識だと思うので、これを引き上げていくために、もちろん人事なので簡単なことではないと思うんですが、どういうふうな形、仕組みでこういった行政の中の体制でも男女共同参画というのを進めていくかという仕組みづくり、その辺、しっかりとこれから考えていただきたいというふうに思いますので、これはちょっと議論というよりはお願いですね。意見としか、もう出しようがないと思いますので、強く意見を申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 早川新平委員

41ページに組織力向上のために適材適所の職員配置を行いましたと4行目に、この四角の中にあるんですね。その下の厚生事業を適正に実施するところの説明の4行目に、メンタルヘルス対策として臨床心理士によるこころの相談室、これはやっぱりメンタルのところというのは、自分の例えば適正に合っていない、非常にストレスを、これ、適材適所で、単純にいうと営業に向いているのと事務方に向いているのが入れ違いと効力を発揮しないというのは、これはもう職員の方は、特に人事課長なんかよくおわかりなんですけど、

これ、僕は共通しておるところと思って、冒頭で森委員が言った組織力向上のために適材適所の職員配置、地区市民センターの館長にしても、やっぱりそういうところ、機能を強化というところでやっぱり入れていっていただきたいというのが、もうこれも本当に指摘というより意見なのかな、お願いしたいというのと、40ページのところに上の職員研修所の四角の説明の下から7行目に接遇向上推進会議という、この接遇の向上を図るためって、この接遇というのをちょっと具体的に教えていただけませんかやろうか、接遇というの。

### ○ 永田職員研修所長

市民の方への対応、身だしなみですとか、あと、通常、会話してご説明させていただくとかという対応のことを接遇というふうに言わせていただいております。

### ○ 早川新平委員

ありがとうございます。

その接遇であれば、特に3階の介護・高齢福祉課あたりで、高齢者が1人で来て書類を書くのに説明してくれておるわけや、職員さんが。年配、こういう言い方は悪いのかな、昭和生まれの方はきちっと伝える、相手に理解をしてもらう、若い子というのはマニュアルどおりしゃべっている、相手に伝わっていない。それたまたま私おって、一生懸命しゃべっているけど何にも入ってこない。

だから、そのところが言葉だけでやっていますよ、でも、伝える、相手に理解をしてもらえるというのは非常に難しい。多分、理解してもらえると思うんやけど、しゃべって、相手が理解できないのは相手が悪いというんやなしに、特に市の職員さんというのは365日おるので、だけど、特に高齢の方たち、我々でも普通、本庁へ来るとか地区市民センターへ行くということは、まず、普通の方はないので、書類を書くのは、こう書いてくださいね、こうこうこうですよとって、よく何度もこれ不備ですからとって、一般の方はよくお見えになることがあるんだよな。だから、その接遇ということをやっているのなら、ただ単にマニュアルどおりしゃべるのではなしに、相手に理解をしていただけるような接し方、それはもうちょっとどんどんやってもらわんと、行政というのは市民サービスですから、こっちから、市長部局から見るとはなしに、市民のために市民の方にどれだけ理解をしていただけるかというところはもっとどんどんやっていただければ、そういう、今、接遇ということをやっていたので、やり過ぎるということはない

いと思うのでやってください。意見です。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 谷口周司委員

関連。

済みません、ちょっと関連で教えてください。

適材適所というところで、嘱託職員とか臨時職員みえますよね。あの方たちも基本的には適材適所でされているのか、ある程度、希望をされているのか、ちょっと教えてください。

○ 藤田人事課長

まず、嘱託職員については、例えば、本当の専門知識、資格を持った者を採用する場合については、そのもう部署オンリーになります。基本的に嘱託職員はそういった採用が多い状況です。

臨時職員については、あくまで事務補助。事務補助に関しては募集をかけて、そして、各課で採用をしておりますので、基本的にその採用した者を任期途中で異動とか、そういったことはございません。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

その事務補助のほうというのは、同じ課というか同じところで5年以上はないとかあるとか、そういったことを何か聞いたことがあるんですけど。

○ 藤田人事課長

基本的に、一つの所属で5年おった人については、違う部署に異動をしていただくような指導をしております。

○ 谷口周司委員

じゃ、今みえる方は皆さん5年以内で、5年を超えた方はいないという認識でいいです。

○ 藤田人事課長

専門の資格を持っておる者、そういった者以外については5年で異動をしていただいております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

○ 藤田真信委員

済みません、もう一つだけお聞きしたいんですけど、主要施策実績報告書の58ページなんですけれども、市内の各地域での人権教育、啓発の自主的活動の支援、充実を図るということで、目標が1万7800人以上、実績がそのとおりという形で出てきているんですけれども、こちらの決算常任委員会資料のほうで、各地区、その実績についてちょっと詳しく言っているんですけど、これ、地域ごとにやっぱり内容も変わってきているし、やることも違うという認識でよろしいんですかね。

○ 長谷川人権センター所長

各地区の人権・同和教育推進につきましては、人権センターのほうから各地域にそれぞれの地区に適切な、それぞれの地区で考えていただくような一番適切な内容をしていただくということで、各地区に委託させていただいておりますので、基本的に内容は違うということでご認識いただいてもいいかなと思います。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

地域分権の時代ですので、各地域によって、地域性も含めて、テーマとする内容というのは変わってきてもいいとは思いますが、ただ、参加者数とかイベント数、機会の回数というのも含めて考えると、やっぱり内容ももちろん先ほど申し上げたとおりなんですけれども、かなりばらつきがあると思うんです。

地域によってそういう活動の強弱が大分出てき始めているんじゃないかと。その割には、

広域という部分ももちろんやってはもらっているんですけど、委託料が一律であるというところはちょっとこれから考えていただかないといけないかなと思ひまして、これ、委託料が一律というのは何かで決まっているんですか。

○ 長谷川人権センター所長

委託料が一律で決まっているという形ではなく、それぞれ基本事業の部分で20万円を上限とするというふうな形をお願いしております。ただ、それが上限ということになりますもので、そちらの数字に近づく傾向があるというか、一般的にもうそちらの金額で委託させていただいているというのが実際のところではございます。

○ 藤田真信委員

繰り返しになりますけど、地域性が出てきて、各地域によってそういう人権啓発というものに差が出てきていること自体というものに対しては、問題意識はないんでしょうか。

○ 長谷川人権センター所長

こちら、各地区の推進協議会さん、一律に皆さん集まっていただいて情報共有とかこういうふうな事業をやっているよと、そういったことについての共有の場というもの設けさせていただいておりますので、そういったことを最低限の部分という変な言い方になりますけれども、ばらつきは少しでも出ないような形、そういった形で各地区さん、情報共有していただけるような形で工夫はさせていただいております。

また、そういうふうにしていきたいと思っております。

○ 藤田真信委員

じゃ、そういうふうにしていきたいということでは言っていましたので、そのようをお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 樋口博己委員

藤田委員が選挙管理委員会のことでも18歳参政権という話に触れられていましたけれども、決算常任委員会資料の中で、選挙啓発学生会ツナガリとの連携というふうになっていますけれども、これを少しどういった内容か教えていただけますか。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙啓発学生会ツナガリですが、四日市大学の学生を中心として若者の観点で投票率を上げる、選挙へ積極的に参加していただくということを啓発するような団体です。

この統一地方選挙に向けましては、ツナガリの方が活動していただいた案件として、標語、キャッチフレーズといたしますか、そういったものを選挙管理委員会と一緒につくっていただいたりとか、あるいは選挙の啓発活動、町なかで、ことし選挙の公告をラッピングしたベロタクシーといたしまして、自転車のタクシーのようなものを使って近鉄四日市駅前啓発をしたとか、そういった事例があるんですけども、そういったところにつながりの方から、若者の観点、視点からどういったことが選挙に、若者の興味を引いていただけるか、そういったような意見を聞きながら活動をさせていただいております。

#### ○ 樋口博己委員

昨年度はそういう啓発運動を一生懸命やっていただいたということなので、来年の参議院選挙から想定されるのは、例えば、四日市大学の学生の皆さんは、この四日市に選挙権があるかどうかは別として、留学生の方は別として、全学生は基本的には選挙権が発生するわけですね。四日市看護医療大学も隣にあって、そこにも発生する。啓発ではなくて、皆さんが投票しやすい環境もつくっていかなあかんのかなというのもあると思いますので、一番今はそこに、大学内に期日前投票所なり、設置するのが一番いいんでしょうけれども、期間全部じゃなくて、例えば期間限定で、例えば3日間だけ設置するとか、そういうことも考えていかなあかんのかなと思うので、この1点、よろしくお願いします。

あと、高校生も、高校3年生の中での投票できる人できない人がありますので、国で副読本か何かつくっていただいて、それをもとにしていただくと思うんですけども、やはり教育委員会とも、教育委員会は連携してもあかんか、県ですね、市は小中学校ですもんね。

#### ○ 竹野兼主委員長

そうやな、県立高校までは違いますね。

○ 樋口博己委員

県の教育委員会とどう連携するのかわかりませんが、いわゆる高校生が選挙活動をしていい人してはいけない人が発生するわけですよね、クラスの中で。隣同士で、おまえいいけど、私はだめという話になりますし、そういったことはなからわかっていることなので、そういった観点もあわせてしっかり要望としてお願いしたいなと思います。

○ 竹野兼主委員長

強く要望されるそうですので、よろしくお願いします。

他にご質疑ございませんか。

引き続いてね。

○ 樋口博己委員

あと、職員の皆さんの、以前、私、一般質問で職員の通勤における交通事故等の対応で質問させていただいたことがあったんですけども、当時、強制保険は当然、強制なので入らなあかんんですけど、任意保険はどうなんだろうという問いかけの中で、今後、そういう観点もしっかりと確認していくというお話だったんですけども、その後、どのような対応になっていますでしょうか。

○ 藤田人事課長

職員の通勤届がございまして、そこに加入の損害保険会社を書く欄を設けて、入っておるというところを把握しております。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、通勤届を出している方は、要するに車での通勤ということで通勤手当が出ているという方になりますよね。そうすると、その方は全員何らかの形で民間の任意保険に加入しているということを確認しているということですのでよろしいんでしょうか、100%で。

○ 藤田人事課長

委員から一般質問があった以降で、通勤届の様式を変えさせていただきました。それ以降、新規で通勤届を提出された方については100%任意保険の加入は確認をさせていただいております。

○ 樋口博己委員

そうすると、それ以前から車通勤している方は把握できていないということでしょうか。

○ 藤田人事課長

100%の把握はできていない状況でございますが、その通勤届の変更にあわせて、任意保険の加入を指導するように職員に周知をしておるところでございます。

○ 樋口博己委員

一般的には皆さん入ってみえるとは思いますが、加入を指導するという話ではないと思いますので、どこかの時点で、新規の方は当然、確認されてみえると思いますので、確認がされてみえない方、どこかの時点でしっかりと全部チェックはかけていただかないといけないのかなと思いますが、その点、どうでしょうかね。

○ 藤田人事課長

通勤手当の実態調査を何年かに一遍やっておりますので、それにあわせてちょっと把握をさせていただきたいと思います。

○ 樋口博己委員

じゃ、それ、よろしくをお願いします。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 樋口博己委員

まだ、もう一ついいですか。

○ 竹野兼主委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

吉田法令遵守推進監、お見えになっていきますので、ちょっとどこでそういう実績がわかるのかわからなかったもので、ちょっとお聞きしたいんですけども、こちらへお見えになってからここで答弁できる内容の中で、何かそういう、法令遵守推進監がお見えになることで解決できた事例というのは何かご紹介できるものがあるとすると……。

○ 竹野兼主委員長

この4月からやったから。

○ 樋口博己委員

4月からですか。

○ 吉田法令遵守推進監

4月からです。

○ 竹野兼主委員長

ということは、ちょっと……。

○ 樋口博己委員

決算じゃないですね。わかりました。

もしよかったら、お願いできますか、委員長。

○ 竹野兼主委員長

本来でいうなら平成26年度の決算ということですので、今、平成26年度にはいらっしやらなかったということですが、思いだけでもよろしくお願いできますか。

○ 樋口博己委員

決算じゃなくて済みません。

○ 吉田法令遵守推進監

改めまして、この4月に警察のほうから参りました吉田と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

前職は松阪警察署長をしておりました。ことしの私の実績、活躍度はどうかというお尋ねでございます。残念ながら、特に問題となるような事案の発生もなく平穩に推移をしておりますので、ご紹介させていただくような内容はございません。

これからも、微力になりますが、四日市市民のために一生懸命頑張ったいと思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます、済みません。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。

○ 荒木美幸副委員長

済みません、では、他の委員の方が質問されましたので、補足的にお聞きをします。

まず、メンタルの件なんです、いただきました追加資料の4ページ、谷口委員などが質問されましたけれども、その中で後追い云々という話も出てきましたが、このころの健康相談、15名の実数で延べ62件と、下の3人というのは部下に関する相談ですからこれは管理者というふうに見れるのかなと思っております、上の12人についてなんです、こういった相談をしたことについて、その部署の所属の管理者が把握をしているのかいないのか、お聞かせいただけますか。

○ 藤田人事課長

この相談に当たっては、人事課へメールであるとか、あるいは電話で申し込みをしていただいて、そして実際にやっていただく、その間については職場を離れることとなりますので、所属長には報告をして相談に来ておるといった状況です。

#### ○ 荒木美幸副委員長

ということは当然、上司もきっとわかっているという前提ですね。ありがとうございます。

実は、やはりメンタル面というのは非常に早く芽を摘むことが重要かとは思いますが、この相談に至る前の段階からこころの健康度をチェックするような、そういった体制というのは整っているのでしょうか。

#### ○ 藤田人事課長

心の問題に限ってはおりませんが、今年度、例えば、月100時間以上の残業をした者については、このこころの健康相談とは別途、産業医の面接というのをしておりますけれども、3カ月たった以降での面接となりまして、リアルタイムにその状況が把握できないということもございますので、月100時間以上した者について、所属長に対して、自己チェックリストというものがございますので、それをその部下にするように所属長に今年度から送付をさせていただいて自己管理をしていただくようにさせていただいております。

#### ○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。

先ほどは採用試験の話などもありましたけれども、やはりしっかりと勉強されて公務員試験を受けて公務員になった方々ばかりだと思いますので、やはり退職になってしまうと人生が変わってしまいますので、そこをしっかりとメンタル面のケアをしながら、その方の人生が狂っていかないようにコントロールをまたお願いしたいなというふうに思います。

そして、もう一点ですけれども、職員研修についてお聞きをします。

いただいた決算常任委員会資料の12ページに受講者数など一覧が載っているんですけども、この中で、主要施策実績報告書をちょっと照らし合わせながら見ますと、外部講師に依頼しているのが4回というふうに載っています。ということは、決算常任委員会の資

料の12ページの一覧表を見ると、恐らく、階層別研修、それから、建設技術系職員研修、特別研修、ここは、本庁内の恐らく研修室で行うのかなと思うんですが、派遣研修などは外に出て行かれますよね。そうすると、この上の階層別研修、建設技術系職員研修、それから、特別研修、この中の研修の中で外部講師に依頼したのが4回という理解でよろしいでしょうか。

○ 永田職員研修所長

そのとおりです。階層別研修と、それから、建設技術系職員研修、特別研修のほうです。

○ 荒木美幸副委員長

ということは、これ、イメージなんですが、これだけの研修回数に照らし合わせて外部講師が4回ということは、かなり内製化が進んでいるという印象を持つんですけど、それでよろしいでしょうか。つまり、職員が職員を教えるということです。

○ 辻総務部長

ごめんなさい。これ、かなり外部は物すごく、その分野分野の大学の先生とか、かなり的人数入っていただいています。ここの4回といいますのは職場研修、それぞれの職場で研修をやっていますが、そこへ外部の先生を依頼したというのが4回だけで、職員研修所がやっておりますこの決算常任委員会資料の12ページの……。

○ 荒木美幸副委員長

職場に派遣。

○ 辻総務部長

それぞれの、例えば、都市整備部に外部からお呼びした、そういう意味でご理解ください。

職員研修所がやっております研修の中では、もう分野分野でそれぞれ専門的な方々、かなり幅広くお願いしています。

例えば、接遇の講師についても、いろいろ、そのときによって変わりますが、この分野にお強いなという判断した人に来ていただいて、それは非常に柔軟にやっていますので、

数はかなりになるかと思えます。

○ 荒木美幸副委員長

逆に、いわゆる職員が職員を研修するという内部で行う講師のバランスと、それから、外部講師のバランス、もうざっくりで結構ですから、どのくらいでしょうか。

○ 永田職員研修所長

階層別研修のほうでいいますと、科目が全部で141、うち外部講師が67で、内部講師は74になっております。

○ 荒木美幸副委員長

ということは、今、階層別研修、伺いましたけれども、半分以上は職員が教えているという状況でよろしいでしょうか。

やはり研修するときプロの講師と違う面は、やはりその分野においては専門であると思うんですが、指導したりとか教えるということについてはやはり少しスキルの弱いところがきつとあるのではないかと考えられますので、そういった職員が先生になって教える場合の、いわゆる伝え方であったり、指導の仕方であったり、教え方であったり、プレゼンテーションであったり、こういったところをやっぱりきちっと教育していけばより効果的な内部研修が行えると思えますので、その辺、少し強化をしていただくようにご提案させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○ 永田職員研修所長

ありがとうございます。

内部講師につきましては、やはりそれぞれの所属の政策ですとか、そういう説明が主にはなっておりますけれども、やはりその場で説明するということがそのままやはり市民の前での説明とか、そういうところにもつながることですので、やはりちょっとその辺の強化というのにも検討していきたいと思っております。

○ 荒木美幸副委員長

内部の講師がふえることは決して私は悪いことはないと思っているんですね。やっぱり

現場に即した指導ができるということですので、しっかりそこは強化をしていただきたいですし、そして、教える方が教えることによって学ぶことがすごく多いですから、そこをしっかりと外部講師に何でもかんでも頼るのではなくてやっていけると、経費の面でも平たく言えば安くできますので、されるといいのかなということを提案させていただきます。

そして、接遇の話が先ほど早川委員からも出ましたけれども、すごく、マニュアルもつくっていただいたり、プロジェクトチームをつくっていただいたりしながら、本当に頑張ってきていただいたと思うんですね。

しかしながら、なかなか特効薬はなく、これをすればすぐよくなるというものがないのが現状で、まだまだ市民の方からいろんなクレームなどをいただく現状があるかと思えますけれども、これ、私の印象ですが、若い職員の方々を見ていて決して悪くはないとは思いますが、恐らくまだご経験が少ないので、どういうことがよい接遇なのか、どういうことが悪い接遇なのかということさえも、恐らく余りご経験がないのでわからないのかなというのを感じるんですね。ですから、机上の研修と現場研修も必要ですけれども、体験をするために、今いろんな業界が本当におもてなしということで接遇力アップをさせています。特に市役所の参考になるのは銀行さんなどが本当に頑張っていますので、そういったところに例えば職員をリサーチ的に少しそういったところに行って、お客様になって勉強してきて、どう感じたのか、どこが嫌だったのか、どこがいいなと感じたのか、そういった経験をさせるような研修というのも今後取り入れていけるといいのではないかなと感じておりますが、いかがでしょうか。

## ○ 永田職員研修所長

この接遇向上の取り組みに係りまして、平成25年度に企業研修といいますか三重銀行さんにも行かせていただいて、ワーキンググループの中の職員をサービス業のところに派遣させていただいております。その中で学んできて大事なこと、それをマニュアル作成等に反映させていただいております。

ちょっと説明させていただきますと、そういうことで作成して取り組むという、平成26年度、昨年度につきましては、各階層での接遇研究、それもそのマニュアルを使って実際にやってみるロールプレーを取り入れた研修をやっております。

あわせて、今年度、今度はやはり職場での対応が重要ということで、職場研修推進委員等がうまくコミュニケーションをとりながら、あと、所属長につきましても部下が接遇を

うまくしていけるような支援をするような研修という形で平成27年度組ませていただいております。

## ○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。

さまざまな取り組みをしていただいているようですが、ここにクレーム対応研修もしたということで記録がございますけれども、やはりクレームに至るまでの基本的な接遇ができておらずいただくクレームもまだまだ多いかと思いますので、そういったところを強化しながら、クレーム対応に追われないようにしていただきたいなということを再度、提案させていただきます。

あと一点ですが、選挙費につきましてですけれども、今年度、この4月に統一地方選を経験しまして感じましたことですけれども、郵便局にお世話になることがあります、おはがきを送っていただくというところで。今回、実は4年前に比べてかなり戻りが多かったという印象を個人的に持っております。

やはり、郵便局さんにももちろん公費を使っていただいておりますのでお配りいただいているわけですが、これは投票所入場券もそうなんですけれども、やはり今、郵便局さんの配送能力というのが少し落ちているのかなという、これは私の個人的な印象なんですけれども、例えば、今回も住所が間違っていないのに戻ってきたり、あるいは選挙の当日にはがきが戻ってきたりというようなことが少しございました。これは、個々に対応をお願いした部分ではありますけれども、これはもう提案と意見なんです、今後やはり公費を使ってのそういったはがきであったり郵送料でありますので、そういう郵便局の体制のところもきちっとチェックをしていただきたいということと、もう一つはやはりこれも直接、選挙管理委員会さんに申しあげましたけれども、おはがきなどは、お手紙を書き送ってくださっているというその方の思いがやはりありますので、そこはやはりそれに答えたいくためにもきちっとした管理体制をお願いしたい、一言、それだけ意見とさせていただきます。

## ○ 竹野兼主委員長

それについては、郵便局ってそんなところの話ではできるんですかね。僕はできやんよな気がするんやけど。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

これまでも選挙のたびに、その直前といいますか前に、各郵便局、四日市郵便局と四日市西郵便局のほうと打ち合わせはさせていただいております。それで、主に投票所入場券の配送についてさせていただいていることなんですけど、当然、市の選挙ですと候補者からの発送するはがきの件もありますので打ち合わせをさせていただいているんですが、その際には、やはり非常に重要なものですので、注意して確実に届けていただけるようお願いをさせていただいているんですけども、改めて、また今後の選挙につきましては、きちんとそういった形で郵便局、四日市郵便局、四日市西郵便局ともども、注意していただくようお願いはしていきたいなと思っております。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他に。

まだお二人いらっしゃるので、休憩をしたいと思います。再開は13時から行いますので、よろしくをお願いします。

12：08 休憩

---

13：00 再開

○ 竹野兼主委員長

休憩前に引き続きまして、審査を続けさせていただきます。

○ 森 康哲委員

本当なら、これ、資料請求された藤田さんから聞いてもらったほうが。よろしいですか。

○ 竹野兼主委員長

それは、全然問題なしで。資料に対して、お願いします。

○ 森 康哲委員

5ページの看護師さんの採用状況の資料で、奨学金をもらって採用された方の人数というのは何人なんですかね。

○ 藤田人事課長

平成25年度32名のうち、奨学金をもらった生徒が27名、平成26年度、28名のうち24名が奨学生となっております。

○ 森 康哲委員

奨学金を返納した、採用されなかった人は何名ですか。

○ 藤田人事課長

申しわけございません。その数については把握してございません。

○ 森 康哲委員

途中でもうやめたといって返納される方もいると思うんですけど、また、民間に行くからという形で返納する方とかみえると思うんですけど、目標値に対してこれはクリアされているのかどうか。

○ 藤田人事課長

目標といいますのは、四日市看護医療大学の卒業生の入る数あるいは奨学生の数、どちらでございましょうか。

○ 竹野兼主委員長

奨学生の数だということですので。

○ 藤田人事課長

奨学生については毎年30名の奨学生を募集しておって、30名が合格しております。あくまで枠が30名ということですので、その数が目標値と理解しております。

○ 森 康哲委員

そうすると、平成25年度は目標値30名に対して27名の方が市立四日市病院に採用できたと、3名がマイナスと。平成26年度はマイナス6名と。

これで、市立四日市病院の看護師さんはまだまだ不足していると思うんですけども、市立四日市高等看護学院の卒業生がいなくなったブランクの1年間ありましたよね。その不足分と合わせて、今どれぐらい充足率はなっているのか把握されていますか、看護師さんの、7対1看護になって。

○ 藤田人事課長

平成26年度末での看護師の職員数でございますが、504名でございます。

○ 竹野兼主委員長

足りるか足りやんかという感覚では。

○ 藤田人事課長

7対1看護で充足しているかどうかについては、申しわけございませんが把握してございません。

○ 森 康哲委員

定期採用以外にも順次、看護師さんについては募集はされていると思うんですけども、充足されていないから募集するんだと思うんですよ。その数字をつかんでいないというのは人事的にちょっと問題があると思うんですが、いかがですか。

○ 辻総務部長

申しわけございません。一昨年、定数条例をご無理お願いしまして、7対1看護体制にするというので、看護師のほうをかなりの人数、50名近い増で、今504人という数字をご案内しましたが、7対1看護については一定充足しておるというふうなことで聞いています。

なおかつ、今でも、じゃ、今、随時採用をやっておりますが、これはなぜかと申しますと、看護師さん、退職がやはり毎年20人、30人、退職なさいます。それで、その補充とい

いますか、それがどうしても必要になってまいります。その部分についても今、直近の段階で、今、採用試験で、退職見込み、まだここから動きますけれども、現在のところ順調に計画どおり予定が立っていると。

ただし、今回、本会議でも一般質問ございましたけれども、病棟に看護師をより充実させていくとか、次の、次期の経営計画にも関係しますけれども、方向としてはより増員の方向かなというので、それは事務長とも話を、意見交換、逐次しております。

現段階で圧倒的に不足しておるかという、そうではない状況というふうに聞いております。

以上でございます。

### ○ 森 康哲委員

四日市看護医療大学の最初の卒業生が出るまでと、市立四日市高等看護学院の卒業生、ブランクが1年間ありましたよね。あそこが全く卒業生がいない状態で、看護師さんが物すごく不足した年があったと思うんですよ。それはもう補完されたということによろしいんですかね。

そのときに危惧されたのは、せつかく市立四日市病院のベッド数が、例えば500とか法律上、決まっている。だけど、看護師さんが7対1看護になって、そういう卒業生が不足しているから、ベッドがあってもそこへ部屋に入れることができないと、だから、余っている状態でも入院はさせられない状態があったと思うんですけど、それはもう解消されているんですかね。

### ○ 辻総務部長

ちょっと病院の中にかかわってまいりますので、この場でお答えできる範囲ではあるんですが、市立四日市病院568床だったと思うんですけども、病床稼働率の視点でいきますと、どうしても100%にならないという事情がございます。例えば、産婦人科病棟で空きがあったとしてもそこへほかの科の入院患者さんを入れられないとか、どうしても100%にはならないんですけども、今おっしゃられた市立四日市高等看護学院から四日市看護医療大学のブランクがございました。確かに厳しゅうございました。ただ、当時、病棟増築の工事等で、病床自体が制限をしていた時期の前後、重なると思うんです。それをやりくりしたのと、当時、随時採用と申しますか、年に1回の採用からほぼ2カ月に1

回、随時採用、そのあたりで乗り切ってきたということでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

おおむね、看護師さんの状況は良好だということですね。

ドクターはどうなんですかね。ドクターの採用自体は、例えば、精神科なんか先生がいない時期もあったと思うんですけども、この診療科目自体ちょっと閉鎖していた期間があると思うんですが、その辺の採用というのは。

○ 竹野兼主委員長

これについては、ちょっと市立病院のところに入ってくるような気がするんですけど。

○ 森 康哲委員

採用やで。

○ 竹野兼主委員長

採用の部分やけど、さらっとというところで、お願いします。

○ 辻総務部長

済みません。委員長、今おっしゃっていただきましたが、ドクターについてはもう本当の市立四日市病院で採用まで地方公営企業として採用していただきます。枠は、定数条例はこの総務常任委員会でお出しさせていただいていますが、具体的なドクターについては市立四日市病院のほうでさせていただいています。

ただ、精力的に今回、一般質問の答弁でもありましたように、大学病院であるとか、かなり精力的に現院長、情報を密にしてお願ひしていただいておりますというのは私も把握してございます。

申しわけございませんが、ちょっと答弁にはなっていませんけれども、枠については定数条例ということでお諮りしてありますが、具体的な採用活動は、ドクターについては市立四日市病院でやらせていただいておりますので、そのあたりご容赦いただけますでしょうか。

○ 森 康哲委員

それは、わかるんだけど、充足しているかどうかはわかるんじゃないの。

○ 竹野兼主委員長

その権限についてはどうなんですか。そこのところだけちょっとはっきりしてもらえますか。

○ 辻総務部長

先ほど申しましたように、人数としては当然、把握していますが、ただ、市立四日市病院なんかでも、例えば、地域周産期母子医療センターから総合周産期母子医療センター化するのに、看護師も当然24時間要りますけれども、ドクターもそれで要るようになります。それをやっぱり中期経営計画とあわせて充足をとっているのを考えていただいていますので、どうしても中期経営計画なり、病院経営と密接にかかわる部分ですので、そのあたり、現段階でどうかというのがちょっと申しわけございませんが、ご答弁さしあげるだけの情報を持ってございません。

○ 森 康哲委員

じゃ、また数字がわかったら資料としてお願いしたいので、それだけいいですか。

○ 竹野兼主委員長

それはできますか。例えば、市立四日市病院だと産業生活常任委員会のほうで出してもらうような形が、本来というのはその形なのかなと思うんですけど、その点について総務部長、いかがですか。

○ 辻総務部長

この総務常任委員会の中で定数条例、繰り返しですけれども、これはこちらでお諮りしています。定数の中で、実配置はどうかという視点でご用意させていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○ 竹野兼主委員長

それよろしいですか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その部分で一度……。

○ 辻総務部長

時期は。

○ 竹野兼主委員長

時期は。

○ 森 康哲委員

用意でき次第でいいです。

○ 竹野兼主委員長

これは決算認定の部分のところにはかからないということよろしいですね。

○ 森 康哲委員

かからないです。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、でき次第ということですので、その点についてはよろしくお願いします。

○ 森 康哲委員

それと、ついでに。

○ 竹野兼主委員長

続けてください。

○ 森 康哲委員

そのドクターの給与体系というのはこの総務常任委員会で聞いてもいいですか。

○ 辻総務部長

具体的には、市立四日市病院の規定で制定しておりまして、市立四日市病院になってまいります。ただし、私ども、無関係かというところではございませんので、基本的には医療職の給料表、ドクターについては使っていて、情報公開の中では入っていています。この近隣の、独立行政法人になりましたが大学病院、自治体の小牧でありますとか春日井でありますとか、そういう公的な病院、そのあたりの処遇なりをもう当然把握した上で医療職の給料表をつくっておるというのが現状でございます。

○ 森 康哲委員

じゃ、それもあわせて資料としてお願いしたいんですけど、委員長、よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

基本的な医療職の給与というような形で、表でよろしく申し上げます。

○ 早川新平委員

関連。

今、森委員が言っておった病床稼働率、82%、市立が568床と部長がおっしゃって、2床は感染症やで、ふだんは566床、入院できるだけのがあるんですね。

今80%ぐらいですから約100ぐらいベッドがあいておるんですよ。7対1やから看護師が足らんから入れられないという方向なんだけれども、今の部分で504名看護師が法定定数いるのであれば、それはできるやないかというところでしょう。

だから、それが、所管が違うので、産業生活常任委員会のところなんだけれども、せっかく資料請求があったので、なぜ満床に、今、稼働率が82%ぐらいやと思うんやけど、80%としても……。

○ 竹野兼主委員長

申しわけない。その辺については……。

○ 早川新平委員

済みません。だから、その理由も一緒に、なぜ満床にできないかというのを資料と一緒につけておいてほしいなと思って、資料請求という意味で言ったので。

○ 竹野兼主委員長

その資料については病院経営という部分のところで、当然、産業生活常任委員会というふうなところに私自身は感じるんですけど……。

○ 早川新平委員

おっしゃるとおりで、わかる。

○ 竹野兼主委員長

あくまで費用面についての基本的なという考え方を総務部長のほうも言っていて、根本になる給料表は出していただきますけど、その中身については、申しわけないですけど、これについてはちょっと出せる状況にはならないのかなというふうに、委員長としてはそういう形で思いますが……。

(「全体会上げたらいい」と呼ぶ者あり)

○ 早川新平委員

委員長おっしゃるの、わかるので、ただ今、資料請求があったので、それならそれで、充足はされているんやけれども、どういう理由でというのはやっぱり総務常任委員会として知っておいてもええのかなと思ったので、資料請求でという意味でつけてもらえませんかという。

○ 樋口博己委員

辻部長が答弁できないと思いますので、委員長のほうで市立四日市病院なのか産業生活常任委員会なのかわかりませんが、そちらに参考資料として依頼していただくというような方向性でいいんじゃないでしょうかね。

○ 竹野兼主委員長

それだったらお願いはできると思いますが……。

○ 早川新平委員

今、樋口委員が助け船出してもらったと思うんやけど、そのとおりで、辻部長に出してくれというんやなしに、資料請求があったので、一緒にくっつけてくれへんかというお願いをしたわけです。

○ 竹野兼主委員長

病院経営という視点がやっぱり、今、早川委員が言われるのは、そこにつながっていくと思うもので、今、ここからの資料という形にはならないというふうには私自身は思うんですけど、その部分のところで、産業生活常任委員会のほうにお願いをすることで、そういうことができるかどうかをこちらでお願いして、出してもらえるようであればそのところもきちっと出してもらおうというような状況で確認させていただいてよろしいですか。

○ 早川新平委員

結構です。お願いします。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、それでよろしくお願いします。

○ 樋口博己委員

ちょっと午前中、勘違いしてしまして、昨年度も法令遵守推進監はおみえになっていて、去年の秋ぐらいに亡くなられてブランクあるということで、吉田さんはこの4月からおみえになったということなので、昨年度の法令遵守推進監を配置いただいた中での効果というか費用対効果というか、そういうところについて少し説明いただきたいと思います。

○ 松村総務部次長・総務課長

法令遵守推進監、平成19年度から配置いたしておりまして、大きく分けると二つの役割を果たしていると思います。

一つは、職員に対してコンプライアンス意識を植えつけるというか向上させるということで、例えば、職員の研修の講師をしていただいたりとか、特に、吉田法令遵守推進監になってから始めていただいた、決算とはちょっとずれてしまうんですけど、法令遵守だよりというのを出していただきまして、全庁の職員に他の自治体で起こったいろんな不祥事というか問題点を職員に周知することによって、啓発といいますか注意を喚起しているというようなことをしていただいております。

それが一つでございまして、もう一つが、不当要求といいますか、やはり住民の方からの無理な要求がある場合もあります。それが正当な要求であれば適正に対応すべきなんですけど、不当要求に対してやっぱり毅然とした態度で適正に処理しなければならないということで、そういった場合に相談とか協力していただくということで、そういった二つの役割を果たしていただいております。昨年度もそういった業務を行っていただいていたということでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、昨年、具体的な事例はこの場で答弁しにくいかと思いますが、何例ぐらいそういった不当と思われるような要求があったんでしょうか。

○ 松村総務部次長・総務課長

明確にこれが不当要求かどうかというのはなかなか仕分けはしにくいんですが、かなりの頻度でもう日常的にいろいろ各部局から相談を受けているというような状況でございます。

○ 樋口博己委員

その都度その都度、法令遵守推進監に相談させていただきながら、適切な対応をとってきたということでしょうかね。

前、委員会で弁護士の配置の、委員会で視察もさせていただきましたけれども、弁護士

が専門職として、市の職員として採用されていますので、そういったところも担っていただいておりますので、市としては警察OBの方がそういう任務をいただいているということですね。

○ 竹野兼主委員長

いや、今年度、人事課で募集をしているという話のところですね、弁護士というのは。

○ 樋口博己委員

今まで担っていただいたという話ですよ。わかりました、ありがとうございます。

○ 藤田真信委員

樋口委員の関連で、そうすると平成28年1月1日、自治体内弁護士ということで……。

○ 竹野兼主委員長

それは、まだ、決算のところですので。

○ 藤田真信委員

なるんですけど、今までの法令遵守推進監の方とその新しい方との内容というのは異なるんですか。それとも同じなんですか。もう採用というか、結局、自治体内弁護士さんを募集されていますよね。その業務内容というのかぶるのか、それとももう全く別物なのか。

○ 松村総務部次長・総務課長

法令遵守という意味では当然、ここからここが法令遵守推進監の役割で弁護士の役割と、多分、明確にはし切れない、当然関連してくる部分もあると思いますので、それぞれが協力して対応していくということになるかと思います。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 藤田真信委員

済みません、主要施策実績報告書の38ページで、一般質問でもありましたけれども四日市公契約条例についてなんですけど、適正な施工体制を確保するために、配置技術者の点検を実施云々という形で書いていただいているんですけども、この平成26年度での四日市市公契約条例の具体例というのはあるんですか。

○ 森調達契約課長

平成26年度の四日市市公契約条例に基づく施策という意味でよろしいですか。

四日市市公契約条例はご承知のように公契約の適正化を目的とした条例ということで、その中に盛り込まれておるところというのは公契約の適正化に向けて、例えば、公契約に関する情報の公表をしっかりとやっていくとか、不正行為を防止していくとか、価格や工事の期間でありますとか品質、そういったところを適正にやるための契約条件を設定していくとか、施工体制中の状況もしっかりと確認していくとか、そういったところについて受注者なり、私ども発注者の責務を明確にしていくというところで、そういう意味では、日々の入札契約の事務の中でその条例に基づいた取り組みというのがなされておるわけなんですけど、そういう意味でルーチン、ふだんの流れの中で条例に基づいて適正にやっておるというところで、あえてこの条例に基づいて今回、改正をやったという部分を紹介しますと、適正な価格、無理のない価格というところの意味合いで、最低制限価格制度というのを採用しておりますが、これの対象範囲を拡大しております、これはこちらにみえる森委員からのいろんなご意見も、当総務常任委員会での意見を参考にさせていただいたところでもあるんですけど、工事委託といいまして工事に準じた委託業務につきましても最低制限額を設定して適正な契約の金額を求めていくというような取り組みを行いました。

○ 藤田真信委員

ちょっとごめんなさい。いまいちよくわからなかった、二つ目なんですけど、一般質問の中で、市長の答弁があったと思うんですけど、下限額の設定、これがもう法的に困難で

あるというふうな……。

○ 竹野兼主委員長

人件費の部分でね。

○ 藤田真信委員

人件費の部分で。それは、どういった法律的な根拠があるのかというのをちょっと教えていただきたいんですけど。

○ 森調達契約課長

委員おっしゃってみえますのは、労働報酬下限額というものを、いわゆるこれは受注者に対して賃金を市から決めて、その支払いの最低額を決めていくと、いわゆる最低賃金法に基づく金額とは違う金額を市で決めていくところを労働報酬下限額といいまして、それが法的な問題があってなかなか設定するのが難しいというのが市長答弁にもございました。

これの根拠につきましては、条例制定のときにも幾つか議論もございましたし、以前の文書質問でも回答させていただいておるんですが、幾つか法的な議論が全国で議論されておるんですけども、例えば、最低賃金法、法で決められたものと違う金額を各自治体で決めてよいのかという議論がございます。これについては国会答弁で、公契約という狭い範囲で、いわゆる市が契約したものの範囲内であれば問題はないと、市が四日市市の最低賃金を決めることはだめだけれども、市が契約しておる部分だけであれば問題はないというような国会答弁もございました。

一方で、こういった答弁の背景には契約自由の原則に基づいて受注者はその契約を受ける受けないというものを自由に選択できる状況にあることを前提としています。

しかしながら、今の公契約の状況を見ますと、かなり一時、平成の初めごろから一気に発注件数が減ってきておりまして、今、事業者の方々は自分が思うような金額で入札しておってはなかなか落札ができないという形で、私どもが一番抱えておる問題でもあります。最低制限価格と同額で皆さんが入札をして結果として抽せんで決まっておるという状況があるんですが、ということはつまりそこでの状況を見ますと、これは契約自由の原則に基づいて事業者さんはそういった自由があるのかということ、なかなかそこに問題があるので

はないかという意見もあるというところです。

また、別にもこの労働報酬下限額の規定というのは実質的に雇用契約の内容に介入するということなので、大きな話ですが、憲法の賃金や就業規則、その他の基準というのは法律で定めるという規定がございます。こういったところに問題があるのではないかとということもございます。

また、この市独自で最低賃金法より別の金額を定めることによって、例えば、契約額が増加した場合、これが労働報酬下限額そのものが政策目的の達成のための必要な最低限となるものなのか、それは合理性があるのかといったところで地方自治法によく言う最少の経費で最大の効果、こういったところに問題が出るのではないかとといったことで、これは全国の各自治体での議論で、問題がある問題がない、双方の意見が出ております。そういったところで、決してそれはだめだという形になっていないんですが、そういった議論の見解が分かれておるという中で、私どもの公契約条例はあくまで労働関係を基本とする法律を守っていただく、受注者の方に法律を守っていただくというのを主眼に置いておりますので、そういった条例の内容の中で、今、法の見解が分かれておるものを設定するものは、現段階では適切ではないというふうな判断をいたしました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思います。

議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

全体会へ送るものはないということで、よろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、よろしくお願ひいたします。

[常任委員会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、総務常任委員会に移りますが、理事者の入れかえがありますので、しばらく

お待ちください。

それでは、続きまして総務常任委員会の審査を行います。

議案第23号 四日市市個人情報保護条例の一部改正について

議案第24号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部改正について

議案第25号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第26号 四日市市職員の再任用に関する条例の一部改正について

#### ○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第23号四日市市個人情報保護条例の一部改正について、議案第24号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第25号四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について及び議案第26号四日市市職員の再任用に関する条例の一部改正について審議を行います。

それでは、これは8月26日にもう説明を終わっておりますので、質疑から始めたいと思います。

ご質疑ございます方は、ご発言願います。

(なし)

#### ○ 竹野兼主委員長

なしということですが、よろしいですか。

(異議なし)

#### ○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思います。

議案第23号四日市市個人情報保護条例の一部改正について、議案第24号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第25号四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について及び議案第26号四日市市職員の再任用に関する条例の一部改正について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第23号 四日市市個人情報保護条例の一部改正について、議案第24号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第25号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について、議案第26号 四日市市職員の再任用に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

( 1 3 : 3 1 ~ 1 3 : 4 8 協議会)

1 3 : 4 8 休憩

1 3 : 5 9 再開

[決算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

では、インターネット中継を再開いたします。

それでは、決算常任委員会総務分科会を再開させていただきます。

会計管理室です。

議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 竹野兼主委員長

議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について質疑を行います。

質疑ございますでしょうか。

○ 藤田真信委員

済みません。よろしく申し上げます。

決算認定、8月補正予算議案参考資料（追加分）というのはいただいたんですけど、その中で、財産管理という項目、追加資料で出てきているんですが、これは、こちらで何うべきものなのか、それとも財政経営部のほうで何うべきものなのか。

○ 水谷会計管理室長

こちらの資料の1ページの（2）の備品に係る現物実査について、備品については会計管理室の所管になりますので、こちらについては私どもでお答えさせていただきます。

○ 藤田真信委員

そういう財産目録とか、そういう関係というのは、そうするとこちらということによろしいですか。

○ 竹野兼主委員長

財産目録は違うやろう。

○ 藤田真信委員

財産目録は違う。

○ 水谷会計管理室長

備品に関してだけです。

○ 藤田真信委員

じゃ、財政経営部にそういうことは、この件に関しては、財産管理についてはお伺いすればいいということですか。

○ 坂倉会計管理者

先ほども室長が申しましたように、備品に関しては会計管理室が管理していますが、それ以外については……。

○ 竹野兼主委員長

要するに、備品の個別的に具体的なものはどんなものがあるかだけ、ちょっと。

○ 坂倉会計管理者

どこがどういうものを持っておるかというのは、会計管理室のほうで把握しております。

○ 竹野兼主委員長

個別に備品はどんなもの、例えば、駐車券とか。

○ 坂倉会計管理者

いや、一番わかりやすいのはこういう椅子とか机とか、そういうたぐいのものから、いろいろもろもろございます。

○ 竹野兼主委員長

ということですので。

○ 藤田真信委員

わかりました。

## ○ 早川新平委員

今の備品で、前回、監査を行うのに長机を用意しておいてくれと、保育園へ。監査事務局のほうは、当然それが、備品がもうあるとして用意しておいてくれという話があって、現実には、それ備品がその保育園はそれだけない、要は、長机を10脚用意しなさいと言っておけるわけや。これは富洲原保育園のことなんやけど、富洲原保育園の場合は隣に小学校があるので、毎回、監査のときに借りてきておるんやな。だから、その備品で、一般会計でいただく予算で備品は調達することはできないという項目があったので、それを今、管理してみえろと言ったので、そこの情報共有をしておかんと、監査事務局は一方的にこれだけ行くので用意しておいてくれということをするわけ。その保育園にないわけや。それを今度は、きちっとそこへ与えてあげないとという、だから、今、備品と出たので、情報共有してないんやわな。

## ○ 竹野兼主委員長

備品管理と、それから、備品の必要性という部分のところでの各原課のほうでどういう形の備品が必要というような、つながる部分というのは何かありますか、会計管理室では。

## ○ 水谷会計管理室長

職員が使います事務机と椅子につきましては、もう人事異動がありますので、なるべく全庁的に効率よく使い回しするように会計管理室のほうで異動のたびごとに、こっちへ足りないのだからこっちで余った分をこっちへ動かしてくれと、そういうような手配はいたしませんけれども、机、椅子以外の、例えばその会議用の長机などについては特に会計管理室でそういうことはやっておりませんで、各課で予算要求して購入していただくと。もし、余れば庁内の掲示板に出していただいで欲しいところを探すとか、そういったことはやってもらっております。

## ○ 早川新平委員

それ以上、何も問い詰める気はないんやけれども、次、この後、監査事務局あるので、監査事務局がこれだけ用意しておいてくださいと、それは当然、そこにはあるとして準備しなさいと監査事務局が言っているわけやな。その保育園にはその長机がない、だから、それで、園長のほうがいつも富洲原保育園の場合やから、隣に小学校あるで毎回、借りて

きておるといのが現状で、監査事務局としてはそれは持っているというもう頭で指示をしているので、それは、じゃ、買ってもらったらええやないというたら……。

○ 竹野兼主委員長

監査事務局やな。

○ 早川新平委員

そうそう。だから、今、備品の管理というもので、どこの保育園、どこの小学校にはこういう机が何脚あるというのは管理しておると今おっしゃったので、そのところの連絡だけは密にしておいたらんと、現場が困る。

○ 竹野兼主委員長

それはしていないんですね。

今言われるのは、職員に対する必要という備品を管理しておるといような、今、室長が答弁されたのは、そのところ以外については会計管理室では行っていないということによろしいんですね。

○ 坂倉会計管理者

資料の1ページの下にも書いてございますように、毎年3月31日付現在で各所属がどんな備品をどれだけ持っておるかというのを集計していただいて、当然、現物があるかないかもチェックしていただいて、その届け出を会計管理室が保管しておるとい状況でございます。

だから、3月31日に10脚あれば10脚というふうなことなんですが、先ほど早川委員さんおっしゃっていただいたように、台帳と現物が破損か何かで実際はないとか、そういうのであればその備品台帳を変更して、実際のある個数とかものに直していただかなあかんというふうに思っております。

○ 早川新平委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言を願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に移りたいと思います。

議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

会計管理室さん、どうもご苦労さまでした。

続けて、監査事務局に入りますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

傍聴に報道機関が入っておりますので、よろしくお願いたします。

議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、決算常任委員会総務分科会、監査事務局について、議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第6項監査委員費につきましての質疑を求めます。

質疑がございましたら、ご発言願います。

済みません、監査事務局長、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○ 服部監査事務局長

簡潔に、本日は、監査委員費の決算審査につきまして、よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、質疑をお受けいたします。

ご質疑ございますでしょうか。

○ 早川新平委員

次長には前にちょっとお話ししたんやけれども、備品の関係で、現場のほうがないと、そういったものに関して、現場の状況をよく確認して準備に当たるように気をつけていたきたいということで、詳細は次長にはもうちょっとあってあるので。

○ 竹野兼主委員長

それにつきまして。

○ 服部監査事務局長

委員会別議案聴取会の際にも早川委員さんのほうからお話ございまして、私どものほう、できるだけ監査するところにご負担のかからないようなことで今後とも、今までも注意はしておるつもりなんですけれども、ちょっと不足しておった部分があるかと思いますので、十分注意させていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。できるだけよろしくをお願いします。

それと、もう一点だけ、備品購入のところ、現場の予算でそういうものは買えないという報告を受けておるんやけど、それに対しては、ほかのところからもずっと場所を、備品、机、余っておるものとか過大に行っておるところとか、そのところは融通きかせるようにしてあげないと、備品では買えないという報告を受けているんやけれども。

○ 竹野兼主委員長

そういうところの視点での監査はいかがですか。

○ 早川新平委員

いやいや、ちょっと待って。

監査というんやなしに、監査事務局がこういうものを用意しなさいと、報告が来ると、その備品がないんですよ、そこに。監査事務局としては、それはもう当然あるものやとして、監査に行くので、これだけの机を用意してくださいという案件のことなんです。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

答弁あったら、お願いします。

○ 樋口監査事務局次長

まず、私どもが事前の調査に行かせていただいたときに、監査のときにはこういう形で

監査委員さんがその園の資料とかを出していただいで見れるような形でお願いしたいというお願いをさせていただいております。そのときに、机等が不足するというをご相談いただければ、あるものの形でできる方法というのを考えたいというふうに思っております。

備品の購入できるかどうかというのはちょっと予算上のことでございますので、ちょっと私のほうが、それが可か不可かというのはちょっとなかなか申し上げにくいんですけども、今回の件につきましては担当課とご相談させていただいた折には、ほかの園で多く机を持っているところがあるようでございますので、そちらのほうから不足しているところの園のほうに回すように、保管転換をするような形で不足の園がないような形で整理をきちんと整えたいというような形で報告を頂戴しております。

いずれにしても、私どもが事前調査で伺ったときに、園のほうで、うち、ないんやわと言いやすい形で、先ほども、決してそんなつもりはないんですけども、やはり監査ということでは言われたとおりにせなあかんというような印象を持たれた場合もあったのかなということを反省いたしまして、丁寧な対応を努めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 早川新平委員

よろしく願いします。

○ 竹野兼主委員長

恐れられない監査事務局を目指していただきたいと思えます。

○ 早川新平委員

いや、恐れられやなあかんやろう。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 谷口周司委員

済みません、ちょっと教えてください。

この決算常任委員会資料の2ページの4番、小中学校における理科薬品の管理について、これ、使用簿に記載されている現有量と現有残量は一致しないなど、薬品類の管理上幾つかの不備が見受けられたとあるんですけど、これ、監査が入ってわかったことで、普通に現場ではこれをその場では知らなかったということなんですか。

○ 樋口 監査事務局次長

いえ、現場でも認識はしていただいていたかと思います。私どもが事前の調査等に伺ったときに、そのときにも実際のものをはかってみたときに使用簿と一致しない例があったということでございます。

○ 谷口 周司委員

済みません、これ、結構大きな、薬品とかの管理ができていないと事故等につながることもあるかと思しますので、その後はもう改善はされていると思われませんか。

○ 樋口 監査事務局次長

私どももこういう事例があるということで改善を求める形で意見も出させていただいておりますので、それに基づいて是正はしていただいているものと思っております。

○ 谷口 周司委員

ありがとうございます。

○ 竹野 兼主委員長

よろしいですか。

○ 森 康哲委員

関連。

これって、前も指摘されておって、繰り返して、学校は同じかどうかわからないですけども、指摘されておったことがあると思うんですけど、監査のほうから。改善要求して、改善されない場合はどういうふうな対応になっているんでしたっけ。

○ 竹野兼主委員長

改善されない場合をとということ。

○ 森 康哲委員

繰り返しになっているのでね。

○ 竹野兼主委員長

多分、それは学校が違うと思いますけど、その点も考慮して答弁をお願いします。

○ 樋口監査事務局次長

小学校、中学校の場合、4年サイクルで監査の対象としておりますので、学校に関しましては1年ごとかわっているというのが現状ではございますが、新たな学校を監査にいきますと同じ状況があるというのが続いているのが実態でございますので、昨年度に関しましては、全件ではございませんけれども、もう一回見に行くという形で少しでも改善されるようにということを、再調査というような形で実施をいたしまして、少しでも改善されるようにということをさせていただいたということでございます。

○ 森 康哲委員

この理科の実験で使うような薬品というのは劇薬もあると思うんですけれども、少量であつても差異があれば大変なことになる場合もあるので、防止策というか、それを全校に周知させやなあかんことやと思うんですけど、1校だけの問題ではなくて、ほかの学校もやはりきちっと、監査に入っていない学校に対してもそれは周知する必要があると思うんですけど、そうせんと、また違う学校を調べたらまた出てきました、また違う学校を調べたら出てきましたでは、これはちょっと監査としてももったいないので、その辺の考え方、どうでしょうか。

○ 服部監査事務局次長

今、森委員のほうからおっしゃられたことについては、実際に各小学校、中学校へ行くときにも、教育委員会学校教育課の方がついてきていただいて、実際にそういうところも

見ていただいて、当然、教育委員会のほうにもこういう事例があるということをご報告をさせていただいております、以前からも理科薬品の取り扱いというのは各学校に通達等でこういう取り扱いをなさいよということはしていただいておりますけれども、ちなみに、ことしの6月17日にも、改めて教育長名で各小学校、中学校の校長先生に取り扱いと管理ということで、改めてご通知も出していただいておりますし、この監査の結果については各小学校、中学校にも行くような形をお願いをしておりますし、先ほどありましたように、やはり担当者だけではなくて、特に校長先生なんかも随時に実査をするといえますか、それで確認をしていただくようなことのご指導もさせていただきます。

#### ○ 森 康哲委員

全庁的に、じゃ、やっただいてるということであれば、なおさら、また監査で指摘をするだけではなくて、さらにもう一步、指導を徹底するように、嚴重注意なり何なりの処罰をするべきだと思うんですけども、繰り返しこういうことがないようにしてもらるのが一番なので、そういうことも視野に入れて、これ、大事なことだと思うんですよ。事故につながると大変なことになってしまうので、その辺を認識していただけて進めていただくようお願いしたいと思います。

#### ○ 樋口博己委員

関連。

森委員の指摘のとおりだと思いますけれども、例えば、1回指摘があつて、また、それを通知いただいた上でまたあるということは、改めて全校に確認して、チェックリストつくっていただいて、それを全校のチェックいただいたものを資料として提出いただけないんですか、この委員会に。全てチェックしましたというのを。

#### ○ 竹野兼主委員長

そういうチェックという部分のところというのは、教育委員会のところに入ると思うんですけど、その点についていかがですかね。そういう資料ってつくれますの。

#### ○ 樋口監査事務局次長

私どもが教育委員会のほうに、各学校、全て総点検をするようにということをお願いし

て、その総点検をした結果のリストを報告いただいて、それをご提出させていただく、そういうことになるかと思うんですが。

○ 竹野兼主委員長

これについては決算認定に関係いたしますでしょうか。

○ 樋口博己委員

関係しませんけれども、やはり監査の仕事としてはそこまで仕事をしていただかないとあかんと思いますので、決算には関係ありませんが、資料の提出を求めたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

資料をお願いするのと同時に、こういうことが起こる理由、基本的には人的な部分で使ったのにつけ忘れたという、僕が自分が監査委員のときにもそういうことだったんですけど、劇薬とかそういう部分のところでは大きな問題点としてその形にはなっているけど、その理由については載った形にはなかなかないと思うんですけど、載っていますか。載っていましたっけ。その部分についてちょっと答弁もらえますか。

○ 服部監査事務局長

理由といいますか、一応、特に劇薬につきましては、できるだけグラム単位で合わすよという形をお願いしておるんですけども、その薬の種類によって揮発性があったりとか、それから、ちょっとはかりの正確性があったりというようなことで、今までもちょっとご指摘させていただいておるのは、特に劇薬については、たとえ1gでもやはり違うということは、先ほどもありましたように事故につながるようなおそれがありますので、そういう管理をしっかりするよということをお願いをしておるよなことをございまして、そのあたりは各学校でも十分把握はされておるんですけども、ただ、申しましたように、ちょっと1gずつ、今までの事例でも、そんなにすごい10gが違ったとかいうような事例は余りございませんので、そのあたりも含めてやはりそういう日常の管理をしっかりしていただくと、そういうことを習慣づけするよをお願いをしておるところでございます。

今後も引き続きそういう点は十分、注意していきたいと思いますので、よろしくお願

いたします。

○ 竹野兼主委員長

ちなみに、先ほどの資料についてはよろしく申し上げます。

○ 早川新平委員

2 ページの最後の、適正な管理を行う必要があるというこの記述で、監査としてはどこまで、この指摘をして終わりなのか、森委員が先ほどもちょっと言ってみえたんだけど、これ、必要があると監査で問題になりました。ちゃんと適正な管理をなさいと言います。その後のフォローアップというか、できているかどうかというのは監査委員としては指摘をして終わり。それとも、改善なりが半年後なりという、どこまでの責任があるのだけちょっと教えていただきたい。指摘して終わりなら……。

○ 竹野兼主委員長

改善とかというのが報告書のところには載っていると思うんですけど、そのところを少し説明してください。

○ 樋口監査事務局次長

監査の結果を指摘事項または意見という形で是正または改善を要望するという、措置を講じるように要望するという形がまず1点。その後、措置を講じた場合には報告を求めるということで、報告を求めています。

私どもとしては、ものによってちょっと期間が違うんですけども、3カ月ないし6カ月後にその後どうなったかというところを報告いただくような形でしております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 藤田真信委員

済みません、委員会別議案聴取会のお聞きすればよかったのかもしれないんですけど、先ほどの2ページのところの②のほうなんですけど、一般質問でもあった時間外勤

務なんですけれども、個々人の職員によって違うのかもしれないんですが、部署によって仕事量というのは違うわけで、部署的に時間外勤務が多い部署というのはどういったところなんですか。

○ 竹野兼主委員長

建築指導課、まあ、ええわ。答えてもらおう。

建築確認の部分のところで、姉齒事件のところから量が大きくなってという、それをできる人が数少ないという。

○ 服部監査事務局長

例えば、去年ですと、都市整備部とか、それから、ことしに入って例えば危機管理室とか、通常、人事課のほうで時間外勤務の各部局の数字が出ておるわけなんですけれども、そういう部局が比較的時間外が多い、今回の指摘の中でも、例えば、年間を通じて1000時間を超えるような勤務をされておる所属もございますので、そういうところについて監査の中でいろいろ所属長に時間外の勤務の適正な管理をするようにとか、あるいは人員に不足が生ずる場合は当然ながら、人員要求するようにというよな形でご指摘をさせていただいておるというところでございます。

○ 竹野兼主委員長

今の話でいう監査の部分は、そう指摘をされる。本来でいうなら、これについては総務部のところで質疑をしてもらったのかなというふうに思っていますので、この程度にしておいていただきたいと思います。

それ以外のことであれば、どうぞ。

○ 藤田真信委員

もうそれで結構です。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 森 康哲委員

関連して。

藤田委員の関連で、この1000時間なんですけれども、以前は先ほどちょっと委員長も口走った姉齒事件で、耐震の構造計算ができる職員が少ないということで、建築確認申請を出したときに時間がかかりかかる、それで、職員が少ない、そういうのが重なって時間外勤務が多くなったという事例があったんですけれども、そういうところを監査で結構指摘していただいて大分是正はされていると思うんですよ。だけど、災害の場合は、危機管理室、特にそうなんですけれども、台風とか風水害で一昼夜、ずっと泊り込んで時間外勤務しなきゃいけないと。これは危機管理室だけじゃなくて財政経営部なり、いろんな職員を動員して2次体制とか3次体制とかとる場合もあるので、そういうところへの指摘というか、監査で指摘されると、どういうふうな改善を求めていくんですかね、人員配置以外に。

○ 竹野兼主委員長

監査の視点で。

○ 森 康哲委員

監査の視点で。

○ 服部監査事務局長

まず、監査調書の中で、課全体の時間外の推移もそうなんですけれども、特に、いわゆる年間で360時間を超えるものについては個人というか、A、Bというような表現で、各個人の月別の時間外を資料として提出していただいております。

そういう中で、例えば、課全体も多いんですけど、やはり個人に業務が偏っておる場合については、やはり業務分担の見直しであるとか、それから、所属長が特に1カ月に100時間を超えるような業務がある場合については職員の特に健康面の問題もございますので、その辺でやっぱり業務の見直しであるとか協力体制であるとか、そういうようなものをするようにというような指摘もさせていただいております。

○ 森 康哲委員

本当に改善をどういうふうにしたらというのを所属長も悩んでいるところもあると思う

ので、しっかり監査の視点でこういうふうな方向でというのを教えてあげると、また、よりいいふうに進むと思いますので。

○ 竹野兼主委員長

より効果的な監査指摘をよろしくお願ひしたいという森委員の強い意向ですので……。

○ 森 康哲委員

お願ひしたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

よろしくお願ひします。

○ 樋口博己委員

ちょっと参考で教えてほしいんですけども、監査事務局の方の時間外勤務は大丈夫でしょうか。

○ 樋口監査事務局次長

一応、年間360時間というのが市役所としての目標といたしますか、なっております、それを上回ることはございません。昨年度でいきますと、1人当たり1カ月平均21時間という時間外勤務の実績でございました。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、平均ではなくて、個人で特定の人が360時間を超えている事例もないということではよろしいですか。

○ 樋口監査事務局次長

済みません、個々は持っていないんですけども、たしか昨年度は超えることはなかったと記憶しております。

○ 樋口博己委員

なかったと思いますという答弁は非常にあやふやなところありますので、監査事務局でするので、みずからもしっかりと数字を把握いただきたいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、討論に移ります。

討論ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第6項監査委員費につきましては認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

全体会に送ることはないということによろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、監査事務局、ご苦労さまでした。

では、14時40分まで、休憩します。

14 : 29 休憩

---

14 : 38 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、再開します。

まず、財政経営部長、一言ご挨拶をお願いします。

○ 内田財政経営部長

財政経営部長の内田でございます。

長時間、ご苦労さまでございます。

本日は、平成26年度の決算認定につきまして、財政経営部関係部分と、それから補正予算が歳入の部分、それから最後に、また協議会のほうも一点お願いさせていただいておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区について、委員会別議案聴取会で請求のありました資料

の説明をお願いします。

議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第22目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

桜財産区

○ 石川財政経営部参事・管財課長

では、資料のほう、総務常任委員会関係資料、タグで1、2、3とついておるものの中  
なんですけれども……。

(発言する者あり)

○ 石川財政経営部参事・管財課長

そうですね。赤いタグがついておりまして、1、2、3とついている総務常任委員会関係資料でございます。そのうちの1の最終ページでございます。4ページをお開きください。

まず、決算の関係で、森委員のほうから資料請求ということで、本町プラザの駐車施設

のあり方検討と指定管理者の指定の関係で、決算認定、平成26年度については指定管理者、従前のままだったんですけれども、指定管理者が平成27年度から変更になりましたので、その関係で今まで総務常任委員会の中で審議をしていた中で、その配慮が一体どうなっているんだという資料請求がございましたので、こちらのほう、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、この指定管理につきましては、先ほど申し上げたとおり、前期のほうが平成24年度から平成26年度の指定管理者の指定期間が平成26年度末で満了ということでございましたので、次期、平成27年度から平成29年度の指定管理者を選定する必要がございました。

そのため、施設のあり方についてこの総務常任委員会の中で数度にわたってご審議いただいたところございまして、それと並行する形で平成26年6月に指定管理者の公募を行い、選定委員会での審査を経て、昨年11月定例会議会において次期の指定管理者の指定議案について、ご同意をいただきました。

この指定管理者の公募に当たりましては、当然その施設のあり方を管財課と財政経営部のほうとしても検討を種々しておりまして、指定期間の途中で施設の供用というものを休止する可能性があるのではないかということから、アンダーラインを引かせていただいています、施設を休止した場合は、双方協議の上に指定管理料を減額することがある旨を明らかにして事業者を募集させていただきました。

下でございますように、対比表でございます。今、前期という、右側が従前の指定管理者でございまして、平成24年度から平成26年度と、左側が今回の、昨年11月定例会議会でご承認いただいた新規の指定管理者でございます。

そのときには、アンダーラインのように、まず、上段の募集要項の点でも下のほうになるんですけれども、当該施設の改修、建てかえ等に伴う施設の休止により管理業務を実施しないこととなる場合も含まれますということで、形態が変わる場合は、こういった形で協議をしましょうという、承知の上で募集をさせていただきました。

下でございますのは基本協定でございます。基本協定の中にも当然、同じ内容を含んだ上で協定を結ばせていただいて、今後のあり方について中止もあり得る、あるいは休止というところで、双方協議の場をつくらせていただきたいということで指定管理者のほうを新規募集させていただいたという次第です。

以上でございます。

## ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

## ○ 森 康哲委員

資料をありがとうございます。

前回の総務常任委員会までの流れを説明していただいて、表にもアンダーラインを引いていただいたんですけども、この施設を休止した場合というのは、取り壊しも含めて、あと、改良も含めて休止していくということになっていると思うんですけども、もともと立体駐車場の稼働率が悪いと、収益性も悪いと、使い勝手が悪いからどうしようというところから来ていて、附置義務台数が緩和されて、近所のやつも取り入れて台数を確保することができたからタワーパーキングをいじることもできるようになったと。だから、指定管理者の契約をする期間内であっても、その部分を除いて契約を排除することもできるよというのが説明だったと思うんですけども、実際に試算とかしてもらったんですよね、前の委員会のときに。壊した後、駐車場が何台とれるのかとか、平面駐車場にした場合、何台とれる、あと、今、立体駐車場自体が背が高い車が入らない、軽自動車も入らない、今、ワゴンRとかあれぐらいの乗用車も入らないという状態で、物すごく市民にとっても使い勝手が悪い、だけど、新丁ひろば駐車場ができて、そこも台数にも入れられるようになったので、カウントできるようになったのでどうしようということだと思うんですけども、この辺、部長、もう単刀直入に聞きますが、どういう方向で進むんでしょうか。

## ○ 内田財政経営部長

今、森委員がおっしゃられた話、一旦、総務常任委員会協議会で平成25年度、正確には平成26年1月28日に、それまでの考え方を整理させていただいて、そちらで報告させていただいております。

今、委員がおっしゃられたように、大きく分けて、あれを壊して、その後に何台かとめられる、それから、ほかの駐車場も合わせて附置義務がクリアできるかという案もありますし、現状の施設を、例えば、今、車高155cmまでしか入りませんので、それをちょっと改良して数台はそれより高い車高のものも入れるようにするとか、あるいは、入出庫に非常に時間がかかるので、機械の改修によってそれをクリアできやんかということ等々、議

論させていただきます、一定の方向性は出させていただきますと。

従前、指定管理料は非常に高額でしたけれども、まず、常駐1人をやめて、委託業者からインターホンで呼び出しがあったときに駆けつけるというやり方で人件費を抑えたとか、本町プラザを利用する客の方は無料にしたとか、指定管理料の低減も図っているいろいろさせていただきます。

一応それで、平成26年1月28日に、方向性としてはいろいろあるけれども、こういう、とりあえず施設の改修をするに当たっては、機械の耐用年数等もございまして、耐用年数が切れるころ、改修する必要がございまして、まずはそのタイミングで一つ考えを示さなあかんということと、それから、壊したときの費用、それもお示しさせていただきます、最終的には施設を実際に補修をせなあかん、いわゆる改修せなあかん時期、耐用年数が過ぎたころに一定の方向性を示さなあかんということで、現状のままで行くけれども、調査検討は続けていくと、そういったような仕切りで整理させてもらったと思っております。

その後、平成26年度に入って、ちょっと附置義務の関係の法改定がありまして、本町プラザに関していいまして、附置義務に係る台数は大分緩和されてきそうであるという情報は得ておるんですけど、ちょっとそれも新たな材料として、今現在、もう一度、附置義務が緩やかになったことも踏まえてもう一度見直しておるところでございます。

以上でございます。

## ○ 森 康哲委員

いずれにしても、今の現状のままではやはり市民から使い勝手が悪いよという状態は変わっていない、会議なんか本町プラザでやろうとすると、例えば、10台、車を出し入れしようとするとも1時間以上かかってしまう現状があるわけですね。そうすると、会議に間に合わない、また、出すのにも時間がかかりかかってしまうと、だから利用もなかなかしづらいという現状があるので、やはりそれは真摯に受けとめて、指摘されたところは改善していくように求めている、委員会でも求めたと思うんですよ。

だから、壊すなら壊す、はっきり決断せなあかんと思うんですわ。その施設の耐用年数云々よりも、壊すか壊さないかをまずは判断していただいて、その後、壊さないのであればどういうふうにやっついこうというふうな話になると思うので、順番が逆やと思うんですね。その辺、いかがですか。

## ○ 石川財政経営部参事・管財課長

先ほど森委員もご紹介いただいたとおりに、附置義務の関係でございます。先ほど、部長も申し上げたとおり、平成26年6月に、国のほうで、都市再生特別措置法の一部を改正する法律という中で、面積要件が緩和という形で、標準駐車場条例というのが8月1日に改正のほう、されております。

さて、四日市はと考えるとところなんですけれども、今現在、まだ、都市整備部のほうで、この国の動きにあわせて四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例を改正する必要がございます。これが、今現在のところ、まだ都市整備部のほうで協議をいただいているというふうには情報を得ておりますので、この中で始めて附置義務のいわゆる緩和によって、今現在24台、本町プラザの新丁ひろば駐車場を含めまして、本町プラザの規模ならば、本来24台設置しないといけないんですけれども、国のガイドラインに合わせて、国の法改正の見込みでいくと18台に減少する見込みではございますけど、今現段階では都市整備部のほうでまだ協議をしている段階でございますので、その動きを見きわめた上で管財課のほうで、財政経営部のほうとしても、森委員がおっしゃるように使い勝手が悪いというのは本当に重々承知しておりますので、そうした中で壊すのか、どちらかという方向性は壊すという方向性だと思いますけれども、そうした中で動いて検討を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

## ○ 森 康哲委員

たしか、新丁ひろば駐車場自体も最初はその四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の台数には含まれないということで説明を受けていて、解釈によってそこもいいたろうということで壊す案も浮上してきたと思うんですよ。

壊した後、五、六台、平面駐車場でもとれるというふうにも、面積的にはじき出していただいたと思うので、壊した後、その五、六台と新丁ひろば駐車場と足せば、24台クリアできる台数になるのかな。

## ○ 中山管財課課長補佐

今、現在の四日市の条例でいくと附置義務24台、これは課長申し上げたとおりでございます。新丁ひろば駐車場のほうのキャパが今15台でございます。ですので9台足りない。

今、森委員がおっしゃっていただいた、今の立体駐車場を壊した後の平面になったところに、多分9台は難しい、3台、4台じゃないかなと思っているんですけど、ですので、仮に取り壊すというような方向性を出すためには、前提条件としましてこの四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例が改正をされて、国が緩和をされた内容が四日市市においても問題なくこれが適用できるんだという形で都市整備部のほうで緩和を含んだ条例改正がなされれば、計算上は18台の附置義務はクリアできるかなというふうな考え方でございます。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員

ハローワークの近くに市営駐車場があって、そこまで距離が幾つかというのもあると思うんですけども、あそこは四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の中の台数にカウントはできなかったのでしょうか。

#### ○ 中山管財課課長補佐

J R 四日市駅前の本町の市営駐車場、こちらのほうは本町プラザから直線で約200m程度、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の中ではたしかおおむね200m以内というような文言であったと思いますので、距離的な問題としてはカウントに入れることは十分可能性としてはあると思います。

ただ、実際にあいているかどうかというところで、前回、森委員もおっしゃっていただいて、委員長をしていただいておった時期に、協議会等々でご議論いただく中で、そのときのあいている状態というのがもう1台ないし2台というようなあきしかないよというのが現状でございまして、距離的な問題はクリアできる可能性は十分あるんですけども、実際問題、本町プラザの専用駐車場として区画を割り当ててもらえるかという、その可能性は非常に少ないという状況でございます。

#### ○ 森 康哲委員

以前も調べていただいたときはそういう数字をいただいたんですけども、実際を見ると、タワーパーキングを利用している利用者というのは、月極めの人は確かに何台かふえていらっしゃるんですけども、実際に時間貸しで利用されている方というのはほとんどい

ない、1日でも1人、2人、1台、2台という状態だったと思うので、その実態を見ると、今現在でも市営駐車場を利用されているんじゃないかなと思うんですわ、実際の利用者は。新丁ひろば駐車場と市営駐車場に今もとめているからあきがそれだけしかないのかなということも考えられますので、実際の数字的にはそういうところも加味していいのかなと思うんですが、部長、その辺の捉え方を踏まえて、やはり壊す壊さんという議論を先に僕はやったほうがいいと思うんですが、その辺だけ教えてください。

#### ○ 内田財政経営部長

今、委員おっしゃられたように、あの駐車場施設、壊して、壊す費用とそこに平面的に駐車場を整備して、周りの駐車場とともに附置義務をクリアする、この方法と、現在の今の施設を使って、入出庫の時間をちょっとでも早くするとか、あるいは車高の高い車が入れるように改良する、当然、それにはまた経費もかかりますし、そのまず比較は重要であると。比較した上で、費用対効果も十分分析して、まずは廃止する、壊すのか、残して改修するかというのをきちっと明確にさせていただいて、この事業については進めていきたいと思います。

以上でございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

他に。

#### ○ 早川新平委員

関連。

耐用年数って、あそこ、何年。あと何年でいっぱいになるの。

#### ○ 中山管財課課長補佐

この施設、供用開始が平成8年8月でございます。これ、平成27年でもう19年ほど経過したわけですがけれども、耐用年数が何年かというのは申しわけございません、詳しい資料を持ち合わせておらないんですけれども、機械物でございますので、モーターであるとか、滑車といいますかベアリングとか、そういった機械的な部分をきちんとメンテナンス、あるいは定期的に交換をしていけばかなりの長期間もつというお話は聞いておりますけれど

も、今、現状、定期点検を毎月業者さんのほうにやってもらっているんですけども、やはりそういったベアリングの消耗であるとか、そういった部分で交換を必要とすると。建屋自体も鉄板がさびているとか、そういった支障も出てきておりますので、いつということは申し上げられませんが、まあまあ比較的近い将来、もし存続するということがあれば大がかりな改修は必要になってくるというような考え方でございます。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

早川委員、よろしいですか。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 藤田真信委員

よろしく申し上げます。

ちょっと細かいところで恐縮なんですけど、主要施策実績報告書の37ページの管財課のところ、持続可能な行財政運営に寄与するためということで、この場合は一元管理公用車の稼働率ということなんですけど、ちょっとお聞かせいただきたいんですが、これ、62台あって、56台が一元管理公用車と。この62台引く56台の6台って何なんですか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

6台につきましては、例えば、市長車とか、あと、副市長車という形で6台分が管財課のほうで保有している車両でございます。

○ 藤田真信委員

市長と副市長で6台。

○ 中山管財課課長補佐

6台の内訳が、まず、市長車、それから副市長車と、それから、以前、副市長車として使っていた車で、購入した車両でまだ走る分には問題ないかなという車がございまして、これが1台と、あと、10人乗りのワンボックス、車名を言うとあれなんですけど、キャラバンという車と、あと、マイクロバス、こういった類いのもの、要は私どもが一元管理というふうに表現させていただいておりますのは、私どもの配車管理システムでもって庁内で共有して使い回しをしているそのシステム上に乗っかっているのがこの56台で、これ以外に、私どもが管理はしていますけれども、庁内で共有している車ではないというようなシステム上で管理していない車が6台あるということでございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

細かいことで恐縮なんですけど、引き続き、メンテナンスサービスつきリース車両ということで、平成14年度以降、導入を順次図っていただいているということで、今現在51台ということなんですけど、これは、経費的にはやっぱりこちらのほうが安いということですかね。

○ 中山管財課課長補佐

これは、おいでになる森委員さんからもずっとコストの話で、購入が安いのかリースが安いのかというご議論をずっと何年かしていただいております、端的に申し上げまして、計算上、表面上の数字としましては当然、購入のほうが恐らく安いと思います。ただ、今、委員ご紹介いただいたメンテナンスつきというところで、車両の管理にかかる人的なコストについてもこのリース料の中に含まれてくるわけですが、購入車両については、それが直接的な経費としては表へ出てきませんので、ちょっと単純にというか明確にコスト論で比較というのは非常に難しいというところで、当時のご議論の中でも、申しわけないです、それは突き詰めた形でのコスト比較というのは難しいということでご理解を賜ったというふうに理解をしておるんですけども。

○ 藤田真信委員

わかりました。

あと、この実績、90%以上が目標で、86.9%が実績ということなんですけど、要は、十数%はなかなか使っていないということなんです、逆に言うと。だから、1台ぐらい減らしてもいいのかなどか。

#### ○ 中山管財課課長補佐

確かに、数字的には1台ぐらい減らしてもいいんじゃないかという思いもございまして、ただ、月別に見ると90%を超えている月も中にはありますし、あと、今年度からは、実は以前はそのシステムで管理していなかった、ちょっと細かい話で恐縮なんですけど、軽トラックであるとか小型貨物のワンボックスであるとか、ちょっと特殊な用途に使うような車両につきましてもこの平成26年度からシステムで管理をするようにいたしまして、そういったちょっと特殊な用途の車を入れた関係で、全体的な稼働率が若干落ちたという側面がございまして。

それらの、ちょっと特殊な車を除いて、従前、平成25年度と同様の車だけで比較をしますと、ポイント的には88.4%まで上昇はいたします。ただ、これにしても目標であるところの90%に達していないというところで、若干の台数の削減というものは当然、視野には入れてございまして。

以上でございまして。

#### ○ 藤田真信委員

細かいことなんですけど、税金なのでよろしくをお願いします。

あと、一般質問にもありましたけど、自転車をなるべく利用して、健康増進にもつながると、私もしっかりとメタボ対策をやらなきゃいけないなと思っているんですけど、こういう公用車も結局用途によって、また本当に近くのところ移動するだけであれば、公共交通機関を使ったほうが安いのであればそっちを利用するとか、もしくは公用自転車とか、公用自動二輪車とか、ちょっと経費、少しでも抑えられるような、そういうようなこともちょっと考えられるのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

管財課のほうでも公用自転車、ご用意をさせていただいて、実際、先ほどの車両を借りる際にもなんですけれども、往復4km以内については自転車を利用することということで

啓発のほうをさせていただいて、実際、もし、例えば4 km以内で実際に使ったうちのほうで全部わかりますので、その中で、どうしてですかという理由まで聞いて、次に、ぜひ健康のために、委員おっしゃるように利用していただきたいなということで、そういった形で運用しております。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

職員の皆さんの健康にもつながりますし、コストダウンにもつながると思いますので、ぜひ、細かいことで恐縮なんですけど、よろしくお願いします。

○ 谷口周司委員

済みません、ちょっと関連で教えていただきたいんですけど、その車両に今、ドライブレコーダーとかってついたりとかというのはある、ついていないんですかね、全部。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

済みません、ちょっと何%というのがすぐ出ないんですけど、おおよそドライブレコーダーについては、ついている状況です。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

今、本当にドライブレコーダーがついていると事故の検証とかもできるかと、いろんな状況を写していると思うので、ぜひつけていただきたいなと思っていたので、ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 早川新平委員

一元管理車両の稼働率、日別で100%というときもあるの。余っている車がないとか、常に2台とか3台は余裕があるとか。

○ 中山管財課課長補佐

月で100%、計算的に100%というのはなかなかない、99.5%とか、そんな月はございません。ただ、日によっては、全く公用車がないので何とかありませんかというような声を管財課に直接お電話いただくことはままございます。

ですので、そういうときは100%になっている状態なんだろうというふうに解釈をしていますので、先ほどの削減の議論ともつながるわけですがけれども、実際そういう、日によっては全く車がないという状況もありますので、単純に率だけを見て計算的に1台、2台を減らしていくということもなかなか決断しづらいというところがございますので、そのあたりはこういう精査をして、判断してまいりたいと思います。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

削減も大事なところなんやけれども、やっぱり公用という、公用車やで、いざというときにないというのは、やっぱりこれは市民サービスが欠落する可能性もあるので、余り、少々余裕があったほうが私はいいのかなという思いがあるので、日別で今お伺いしたので、全部出払っていて余裕がないというのであれば、そんなに削減する必要はないと、私はこれ、個人の意見で言うておきます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

○ 藤田真信委員

ちょっと違うところなんですけど、主要施策実績報告書の46ページのところに当たるんだと思うんですけど、財産管理で保有資産の効率的な管理を行うということで、普通財産の適正管理をしていただくというところは当然なんですけど、この決算認定、8月補正予算議案参考資料（追加分）の中で、財産管理について、財産台帳登載漏れ事例というのがあるということでご報告いただいているんですけど、そもそもそういうしっかりとした資産台帳、財産台帳、そういうのがあるのか、しっかり精査されたものがあるのかというの

と、もし、余りそういうことがちょっと、こうやって漏れているというのがあるということで、ちょっと自信がないとか不安な要素があるのであれば、しっかりその部署ごとでチームをつくっていただいて、そういう財産目録をしっかりとこの際つくっていただくとか、そういったことというのはお考えはないのでしょうか。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

今回、登載漏れという中で決算審査意見書のほうでご意見をいただいて、うちのほうも一体どういう原因でということなんですけれども、登載については、例えば、建物について、教育施設の中で実際工事をしたけれども、登載漏れだったというのが、実際、教育委員会の教育施設課の中で台帳がございます。当然、管財課のほうでも財産台帳がございます。土地、建物、工作物というところで公有財産台帳がございます。

そこで、教育委員会のほうで現場とその台帳とを見ていただいて、その中で登載漏れがあるということが発覚しまして、実際の形にあわせて、逆に言えばもうきちんと精査をしていただいた、そういった中で直させていただいたというのが今回の案件でございます。

あと、土地の関係でございますけれども、例えば、今回、水沢の土地の関係ですと、例えば、もう今回、売買という中で、NEXCO中日本に売買の中で、実際の台帳を確認させていただいたところ、旧村名義の土地があったと。ということは登載漏れ、四日市市には載っていないということになってということで、現状に合わせてきちんと精査をして、そういった漏れたものについては登載をさせていただいてという中で、今後、実際の中でのかな全部を全ての土地、確認するわけにもいきませんので、そうした中で動くときでありますとか、そうした中で台帳ときちんともものがあるかの確認をしていただきたいということのうち、うちのほうも考えております。

以上でございます。

#### ○ 藤田真信委員

そうすると、例えば、チームを組んでやろうとか、そういうようなことはお考えにないということよろしいです。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

済みません、財産管理のこの資料のほうにも1ページにつけさせていただいたとおりに、

いわゆる決算数値の信憑性ということにもかかわるものだと思います。それぞれ、実は財産というものについては当該の課で全て把握をしていただいて、そこで、部であるとか課の長が確認をするということに、規則上こういうふうになっております。

そういう数量の変動があったときに実際、管財課長に対して報告という流れになっておりますので、そうした中の事務手続をきちんとそれぞれの所属で行っていく中で、精度を高めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○ 藤田真信委員

わかりました。チームをつくって、そういうということはないということだと思うんですけども、いずれにしても、やっぱりこれは基本だと思うので、運用するにしてもどういうふうな形で活用するのかとかというのも、それが信憑性なければ、それこそちょっと変わってくるわけですから、その辺しっかりと精査を、その都度で結構ですので、お願い申し上げたいと思っております。

#### ○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

#### ○ 樋口博己委員

決算常任委員会資料の中で、不用額のほうで、光熱費が1300万円余りということで、電気料金の電力供給の競争入札によって差金が出たということで、これはいい話だと思うんですけども、それで、平成27年度のもこの前入札いただいて、この前、資料をいただいたところなんですけれども、この予算の立て方の考え方として、平成26年度はこれだけ差金、1300万円の不用額が出たという考え方なんですけど、今年度は、中部電力さんからの予定価格からすると700万円ぐらい安くなっていくという話なんですけれども、これは、今後の予算の立て方としてはどうなんでしょうかね。

やはり中部電力さんの金額を想定して予算額を立てて、不用額として計上していくやり方なのか、ある程度、1年、2年やってきて、競争入札で低く抑えられるということ想定した金額を考えていかれるのか。

#### ○ 竹野兼主委員長

予算を立てるといふ部分が……。

○ 樋口博己委員

済みません、予算ですか、これは。

○ 竹野兼主委員長

どうなんやろうね。

○ 樋口博己委員

決算をした上で、今後の考え方ですね。

○ 竹野兼主委員長

決算をもとに予算なので、ちょっとそここのところは部長、答弁お願いします。

○ 内田財政経営部長

おっしゃるように、決算の結果、これについては当然、今回でいいますと平成26年度の決算が平成27年度当初予算には間に合いませんけれども、平成28年度の当初予算には当然、決算の結果を踏まえた予算立てになってくると思います。

ですから、なかなか実績がない中で、今まで難しかった部分が実績が出てきたということで、当然予算については不用額を出さないような予算立てというのは必要になろうかと思っております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。そういう形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この前の消防本部のところ、消防署も競争入札したらどうですかという提案をしたら、非常に安定した電源が要るからということと言われるもので、いやいや、本庁舎、危機管理室のあるところがやっているもので、大丈夫ですよという話をさせてもらったんです。

それで、ぜひとも消防本部も現状をアドバイスいただいて、教育委員会の学校も、学校

全部まとめて一般競争入札をやっているところもありますし、四日市市文化まちづくり財団の文化会館とか、ああいうところも可能性あると思いますので、ぜひともこういった実績、いいことだと思いますので、丁寧に提案いただければなと思います。よろしくお願ひしたいと思いますが。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

樋口委員のご意見、実は拝聴しておりまして、その中で、実際、教育委員会のほうにも電力入札の資料等を担当の者からそれぞれの担当の部署に資料提供して、こういった形でするのがいいですよというアドバイスはさせていただいています。かつ、今回も消防本部のご意見を賜りましたので、消防本部の総務課のほうに資料をとということで担当のほうから配付をさせていただいて、また、具体的に聞きに来てくださいということで連携をとっていきたいと思いますので、ご意見ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

連携をとられているということですので、よろしくお願ひします。

○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

この不用額の問題で、先ほどちょっとお話出ておったんですけども、不用額、あんまり出ておるから次年度に予算を立てるときにもうちょっときっちりやれやということと同時に、これも何年も前から言っておるんやけど、原課のほう頑張ってお金を残したんやと。だから、それ、一生懸命努力してもそういう観点からしか捉えられないと、みんな一生懸命頑張らへんやないかと。

頑張って不用額を出したのであれば、その課へ少しなり報償金とかそういうこともやっぱり考えていかんと、何でも頑張って頑張ってけちってけちって努力して、言い方悪いけ

ど、けちって言ったらあかん。努力して不用額を出して、頑張った結果として出てきたので、これが、不用額これだけ出てるから、じゃ、次のときはもっと絞るよという見方を予算立てするときには何でも緊縮緊縮でやるというところと、頑張った原課にはそれなりの、人的に出すのか、その課にいろんな自由な使える枠を持つとか、そういうことがないと、やったかいがないんやな。一生懸命やっても、おまえらこれだけ不用額が出たら予算要らんかったんやろうという評価をされるころは余り僕はプラスにはならないと思うんですよね、そればかりいくとね。これはもうずっと数年、もう10年前から多分言われておると思うんやけれども、そういう観点もやっぱり部長レベルでいろんなところで考えてあげないと、一生懸命頑張った結果が不用額で出てきたんやで、予算立てが初めから井勘定で出したというものではないのでね。結果として頑張っていたのなら、それなりの報償を僕はすべきやというふうに思っているんで、一つの意見として。意見で大概終わってしまうんやなこれ、ずっと。だから、決算が出たから、その決算に応じて、先ほどちょっと委員長もお話あったように予算立てに行くので、1年おくれるけれども、そのところを全庁的にやっぱり考えてあげないと、みんなぎすぎすするばかりではええ案が浮かんでこんと思うよ、ある程度、余裕のある遊び心という用語があるけど、余裕のある心を持っていかんとね。その結果として、報償を出すべきやというふうに私は思うんやけどね。

#### ○ 竹野兼主委員長

ランニングコストと、それから、そうでない部分のところというのはあるのかな。ここでのいうのはランニングコストばかりを求めてという話なんですかね。

#### ○ 早川新平委員

それだけじゃなしに、みんないろんな部分でその課が頑張って、結局不用額が出てきたので、不用額という言葉がちょっと悪いんやろうけどさ、けども、それは変えようがないのでね。頑張った結果で、よう頑張りましたという、これだけ、1000万円も3000万円も出てきたら、1人1万円ずつ出したって、みんな頑張った、それなら、じゃ、もっと頑張ろうかという気持がないと、締めつけるばかりではね。税金といえども、頑張っているところ、そうやないと、変なふうに捉えるんですよ、こうやって不用額を、お前ら多いやないかという指摘ばかり受けるのでね。頑張った結果ですと胸張れるようなところ

が僕は必要やというふうに思っております。特に部長、課長クラスが、特に財政経営部ですから、そういう見方もしてあげてほしいなという気はあります。

○ 竹野兼主委員長

答弁は非常に難しいと思いますので……。

○ 早川新平委員

答弁やなしに、もう意見です。

○ 竹野兼主委員長

強い意見をいただいたということをお願いいたします。

○ 森 康哲委員

不用額なんですけど、不用額と言ってええのかな。昨年度に施策として事業をやろうとしたら、国の補助がつかなかった事業に対して不用額が出ている場合もあると思うんですよ。補助金がつかなかったから事業が行えなかった、市の負担分は執行されなかったと。そういう場合、次の次年度に、じゃ、また国のほうに要求してそれが補助金の額が満額おりのかといったらそんな保証はないので、そういう事業に対して、こういう事業、多いと思うんですよ。河川整備や農業施策やいろんなところで国のほうが補助金が出ていないケースが出てきていると思うんですけども、そういうところを市単費でもやっていくというふうに原課のほうが切りかえて要望した場合、財政経営部の考え方、きっちり方向性を持っているのかどうか確認したいんですけど。

○ 内田財政経営部長

この話は昨年そういうお話になって、国の補助金割れで事業執行に影響が出たということですね。

国の制度として、今回はインフラ整備については国の補助金が50%以上占めておる事業でございました。非常に国の財源に依存性の高い事業でございます。インフラ整備というのは特にそういうところが非常に顕著なんでございますけど、その制度が次年度以降も国の制度としては存続されておる以上、できたら我々としては市の持ち出しではなくて、国

の財源をできる限り活用して事業執行していくと。

一方、森委員が言われるのは多分、想像でございますけど、インフラ整備の進捗に影響が出ておる現状がある中で、市は単独で事業費を工面したらどうやというお話ですけれども、これは冒頭申しましたように、やはり国の財源の依存性が非常に高い事業でございますので、我々としては原則、国の補助制度の補助金にあわせた事業執行でお願いしたいと、そのように思っております。

以上でございます。

### ○ 森 康哲委員

昨年度、私が一般質問でも取り上げたことなんですけれども、やはり河川整備なんかは栃木県や茨城県でも昨日、大きな被害があったように、やはりタイミングを逃してしまうと、もう被害が出てしまうんですよね。

実際に前々回の台風で米洗川も護岸の間地ブロックがずれておるんですよ。被害が出ておるんですわ。災害指定を今、国にとりに行っておる状態で、11月に確認を、国の災害指定の起債で工事を進めることになると思うんですけれども、去年、私が話したときに市単費に切りかえておれば、より事業の進捗を図られたはずなんですよ。実際に四日市でこんなことが起こっているんだから、国の補助メニューがあるからそれを当てにする。そら余裕があればいいですけども、時間的余裕がないのがわかった以上、やはり考え方も改めてもらわなあかんと思うんですが、その辺いかがですか。

### ○ 竹野兼主委員長

市民の方が傍聴に入られておりますので、報告させていただきます。

### ○ 内田財政経営部長

市民の生命、財産に甚大に影響があると予想される事業、これについては当然、早急にやっていく必要があって、今、委員のおっしゃるように国の財源、県の財源という、そういう時点ではないレベルがあります。ですから、今おっしゃられたインフラ整備について、その見きわめは多分必要であると。だから、直ちに甚大な被害が想定されるという場合については、当然、予備費を充用してでも、あるいは財政調整基金を取り崩してもやっていく必要はあろうというふうには思っております。

昨年の米洗川については、ある程度、事業計画が都市整備部から出されて、その事業進捗が年度当初立てられた計画に至らないという状況があって、その部分に市費を導入してはどうかというお話だったと思います。

そういう部分については、我々としては、国費55%やったと思うんですけど、その財源があるので、それにあわせた事業進捗に見直しをさせてほしいということで昨年お願いしたと思います。

それから、委員のおっしゃるようにもう直ちに今回のような甚大な被害があり得るような部分について、それを放置しておくということは市としても当然そういう責任は負いますので、それは財源問わずやっていく必要はあろうと考えております。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

今回の茨城県常総市の被害も、市長はまさか切れると思わなかったと報道で発表されていますよね。そやけど、米洗川の場合は、もう護岸がずれているんですよ、実際に。150mにわたって護岸の間地ブロックがずれていると、護岸堤防の堤防道路もクラックが入るところか沈下までしていると、そういう現状を地元の人が危ないやないかとずっと訴えているのにもかかわらず、国の予算がつかないからといって放置するのは、これはちょっと危険だと思いますが、これ、現状わかっていますか。

#### ○ 内田財政経営部長

大変申しわけございません。

今、その委員のおっしゃられた状況については、それはちょっと把握しておりませんでした。申しわけございません。

#### ○ 森 康哲委員

ぜひ、そういう現場を目で見ていただいて、どれだけ危ない状態かというのを確認していただいて、そして予算措置をお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

主要施策実績報告書の46ページの非常用電源等対策事業費が5900万円あるんですけれども、これはこの平成26年度で完了ということでもいいんですか。引き続きなんでしょうか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

平成26年度、平成27年度の工事でございます。そちら、ちょっと下なんですけれども、非常用電源設備で平成28年2月完成予定をしております。

○ 樋口博己委員

そうすると、平成26年度単体では5900万円程度で、済みません、平成27年度は予算は幾らだったんですか。ちょっと済みません、決算とは違いますけれども、数字だけ教えてください。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

全額なんですけれども、2億9268万円を予定する工事でございます。平成26年8月定例会月議会で契約議案の上程とともに工事のスケジュールを示させていただきました。そのうち、平成26年度につきましてはこちらの5977万6800円という形でございます。

以上でございます。

○ 中山管財課課長補佐

平成27年度の事業費としては、2億3733万円でございます。

○ 竹野兼主委員長

あくまで決算ですので、その程度で。

○ 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

平成28年2月で終わるのは、その答弁は間違いないですね。平成28年2月で終わるとい

うのはね。

あと、公共施設LED化推進事業費、これは今、下から来ておる、26年度は何階まで行ったんですかね。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

済みません、こちらのほうは平成26年度については設計費でございまして、今年度につきまして1階から5階の部分を予定しております、工事につきましては。

○ 竹野兼主委員長

樋口委員、よろしいですか。

○ 樋口博己委員

ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 藤田真信委員

市税の収納率の件でちょっとお伺いしたいんですけれども、一般質問でも……。

○ 竹野兼主委員長

それは歳入の部分。だから、今、歳出のところですので。

○ 藤田真信委員

失礼しました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費及び桜財産区について、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費及び桜財産区について、採決の結果、別段異議なく決するべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

全体会へ送ることはないということで確認させていただきます。よろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、予算常任委員会総務分科会に移りたいと思います。  
理事者の入れかえをお願いいたします。

(「休憩せんでええの」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員長

休憩しようか。じゃ、15時45分まで休憩したいと思います。

15 : 31 休憩

---

15 : 46 再開

[予算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、これより予算常任委員会総務分科会を始めたいと思います。

議案第21号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

一般会計

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第3条 地方債の補正

○ 竹野兼主委員長

議案第21号平成27年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、一般会計、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正についての追加資料の説明をお願いいたします。

○ 田中財政経営課長

それでは、資料に基づきましてまず説明させていただきたいと思います。

この総務常任委員会関係資料をお願いできますでしょうか。先ほど使用したものでございます。

そちらのタグがついてございますが、2というところですね。

○ 竹野兼主委員長

進めてください。

## ○ 田中財政経営課長

じゃ、説明のほうをさせていただきます。

まず、このタグの2というところを開いていただけますでしょうか。めくっていただきますと、子ども・子育て支援交付金制度についてというふうに書いているものでございます。

こちら、森委員のほうからは、子ども・子育て支援交付金制度につきまして、三つの補助金が統合されたというようなことだったんでございますが、口頭ではわかりにくいというようなことのでございましたので、こちらのほう、ちょっと図示した形でちょっとまとめさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

それでは、この資料に基づきましてご説明いたします。

この子ども・子育て支援交付金制度でございますが、上のほうにその概要をまとめてございます。上のほう、まず丸でございますけれども、国の補助を得た県の補助制度ということで、下のほうに例えば病児病後児保育事業費補助金というのがございましたが、県が3分の2出すというような形でございます。この中で国の補助を得たというふうな書き方をさせていただきましたが、例えば、この病児病後児保育事業費補助金ですと1106万4000円が当初予算となっていました、この半分553万2000円が実は国から県に入っていたというようなことでございます。

そういったものの補助制度がございましたが、それが、この病児病後児事業費補助金、延長保育促進事業費補助金、それから放課後児童対策事業補助金の三つの県の補助メニューがございました。それが平成27年度から子ども・子育て支援交付金制度というものに統一されまして、それまでは国から県に補助がされ、県が国の分をまとめて市に出してきたというようなことだったんですが、それぞれ国、県、それぞれが国から市、県から市というような形で直接入ってくるようになりました。

それで、市の3分の1負担という考え方に変更はございません。その中で、学童保育事業にかかる部分につきまして、また、歳出のほうでも出ておると思いますが、補助単価のほう、いわゆる一つの学童保育の40人部分というようなところを手厚くする形で補助単価の増額というのが図られたところでございます。

それから、子ども・子育て支援交付金制度の新設というようなことがございまして、こ

の学童保育所の中でも下のほうの図になりますが、一番下のほうで県単障害児加算というのがございました。こちらは、国の子ども・子育て支援交付金制度というのには含まれていない県独自の制度というところがございます、こちらのほうは放課後児童クラブ活動事業費補助金と、子ども・子育て支援交付金とは区分した名前になりまして、いわゆる名称が変更されたということで、こちら、補助の単価等の変更はございません。

ちょっと下のほうのところ、その辺の概要が示してございます。見てのとおりでございますけれども、一番わかりやすいところでいいますと、例えば、病児病後児保育事業費補助金を見ていただきますと、県の3分の2、当初で1106万4000円の予算が置いてございましたが、これが国から553万2000円、県から553万2000円というような形で入ってくるということで、今までの県からまとめて入ったのが、国、県ばらばらに入ってまいります、総合計は変わっていないというようなところでございます。

それから、延長保育促進事業費補助金、こちらも同様でございます、1036万1000円が県から入ってきてございましたが、これが国から518万1000円、それから、県から518万円、ちょっと端数の関係で1000円ずれておりますけれども、そういった形で入ってくるということで、県補助が、国、県に分かれて入ってくるというだけで、総額に変わりはありません。

それから、今回の主なものでございますが、放課後児童対策事業費補助金でございます。こちらの学童保育所運営費分、これも国から半分お金を、約700万円をいただいて県が約1億4000万円を市に払ってございました。こちらについては、さきに申し上げましたとおり、補助単価のほうが見直しになって少し金額が手厚くなってございます。それから、施設のほうが従来に、例えば小山田のほうで新設ができたりとか、それから、40人単位のユニットに分割されたというようなことで、従来より四つほど対象施設がふえてございます。

それで、この学童保育所のほう、ちょっと見ていただきますと、従来に比べて1890万6000円というところが少し点線で囲って下に書いてございますが、その部分が補助単価の増とか施設の増というような形で増額になってございまして、それにあわせる形で国、県も同額ということで、市の単価の増額になった分は市単費でというような形になってございます。

それから、さきに申し上げました学童保育所のほう、これは県の独自の部分でございます。これは、障害児が1施設に3人以上いた場合に、上乘せ交付されるというようなことでございます。ただ、こちらについては、県の補助が当初は340万5000円見ていた中、204

万3000円減になって136万2000円となってございますが、これは対象施設が当初5か所見ていたんですけれども、実際にふたを開けてみますと、対象施設、障害児が3名いる施設が2か所しかなかったというようなことございまして、今回、減額はしてございますが、市の2分の1という部分の持ち出しは変わっていないというようなことでございます。

これを、それぞれ数字を足し合わせていただきますと、さきに申しあげましたこの予算の概要のほうのところの数字となってまいります。

一部、この事業についても市単費で、例えば家賃補助というようなのがございますので、総事業費だけを足していくと少し合わないんですけれども、そこは市単費で家賃の部分を実績に合わせたというのが若干ずれておりますが、今回の歳入の部分で制度の見直しになって、例えば、国とか県で減らされて市が損するようなことになったのかと言われてみると、そういったことはないということでちょっとまとめさせていただきました。

説明は以上でございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

ご質疑がございます方は、発言をお願いいたします。

#### ○ 中村久雄委員

そしたら、参考までに、県の負担も変わっていない、同じように国から半分の補助があって、それを回しただけで、そういうところは変わっていない。

#### ○ 田中財政経営課長

国からの分が抜けた部分がありますが、県がそれぞれ持ち出している部分は基本的に事業費の3分の1ということで変わりはありません。

#### ○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、討論に移ります。

討論ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決に移したいと思います。

それでは、議案第21号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、一般会計、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正につきましては、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第21号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、一般会計、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

全体会に送る必要はないということで確認させていただいてよろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしくお願ひいたします。

[決算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、財政経営部、会計管理室の決算常任委員会分科会に移らせていただきます。

議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計  
歳入全般

○ 竹野兼主委員長

それでは、これより議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳入全般についての追加資料の説明を求めます。

○ 中根収納推進課長

私のほうからは、先日の委員会別議案聴取会におきまして樋口委員のほうからご請求いただきました収納率の高い市との違いについてということでご説明をさせていただきます。

資料につきましては、総務常任委員会関係資料、先ほどもお使いいただいておりますタグのついた1でございます。

その、おめくりいただきまして1ページでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料の説明ですが、まず、資料の1番、収納率の状況というところでございますが、委員会別議案聴取会の際にご説明させていただきました地方行財政調査会の調査におきまして、収納率の上位3市、名古屋市さんが一番で、横浜市さんが2番、それから、特例市の佐賀市さんが3番ということになっておりまして、上位3市と私どもの比較ということで作成をさせていただいております。

1番の一番上段でございますが、全体収納率という欄でございますけれども、名古屋と横浜、佐賀と比べますと、1.79ポイントから2.31ポイントの差がある状況でございます。それから、収納率の差についての考察というところで、次に、2番でございますけれども、現年調定額から見た主な税目別調定額の割合というのを記載しております。この調定割合につきましては、後に記入ございます収納率の高い、表で申し上げますと、その表の市民税の法人分、市たばこ税、事業所税といった、いわゆる申告納税をする税目の比率が高け

れば必然と収納率は上がるということになるわけですが、調査の結果、各市とも大きな違いはございませんでした。

それから、3番目でございます。収納率の向上のため、自主納付の推進は非常に重要でございまして、自主納税の推進に大きな役割を果たします口座振替率の状況の比較を行いました。他市に比べ、本市は高い比率となっております。今後とも、口座振替の推進については努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、4番目でございます。4番の主な税目別収納率、現年でございしますが、この違いを比較させていただいております。各税目ごとに若干の差がございしますが、網かけで表示をさせていただいております市民税の個人分の差が、収納率の差が特に大きくなってございます。市民税個人分の本市の収納率は98.37%となっております。記載はございませんが、平成25年度に比べますと0.51ポイント上昇したものの、他市に比べますと低い収納率となっております。

このことから、矢印で下に記載してございしますが、現年から滞納繰越に移行する率というのは本市におきましては1.63%となっております。他市に比べ高い割合となっている状況でございます。

それから、参考としまして、個人市民税におけます特別徴収、いわゆる給与天引きの割合を記載してございしますが、収納率の向上の観点からも市民税の特別徴収の推進というのは課税課とともに取り組んでおる次第でございしますが、平成26年度における特別徴収の割合は平成25年度より5.34ポイント増の90.69%となっております。特別徴収の率につきましては他市より高い率となっております。

それから、最後、5番でございますが、滞納繰越額及び全体調定額から見た滞納繰越分の調定額の割合というものを記載してございます。この全調定額における滞納繰越分の割合というものは、いわゆる滞納整理がどこまで進んでおるかという指標の一つといわれておりますが、本市に比べましては、3.30%と名古屋、横浜、佐賀に比べて若干高い割合となっております。

以上を踏まえまして、今後の収納率向上に向けては、個人市民税の収納率を高めると同時に、収納率の高い市に総じて言えます全体調定額から見た滞納繰越分の割合を少なくすることが必要と考えておりました。日々、月々の収納率の推移を注視しつつ、市民税、県民税を中心とした滞納初期での催告の強化の徹底を図っていくと同時に、今後とも個人市民税の特別徴収の推進が必要であると考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

## ○ 竹野兼主委員長

続けて。

## ○ 大谷市民税課長

1枚めくっていただきまして、四日市市におけるふるさと応援寄附金についてということで、委員会別議案聴取会のほうで森委員のほうから資料請求いただきましたので、ご説明をさせていただきます。

ふるさと応援寄附金に関する取り組みの状況ということで3点ほどまとめさせていただいております。

まず、1点目が、申し込みをいただく際の利便性の向上ということで、これは平成26年2月ですので、年度としては平成25年度になりますが、ホームページのトップページバナーを改善いたしております。また、オンライン申し込みを導入しておるということで、申し込み者の方の利便性の向上に努めておるところでございます。

2番目、感謝の気持ちの贈呈と拡充についてということでございますが、私ども四日市市では平成23年8月にお礼の品という贈呈を開始しております。昨年4月に感謝の気持ちを12品目に拡充してございます。パターンとしては13パターンということで、2万円以上寄附していただいた場合には、二つ選択していただくということですので、12品目、13パターンということになってまいります。

三つ目は、民間広告媒体への取り上げということでございまして、やはりふるさと応援寄附金、書店へ行くとふるさと納税丸得ブックとか、いろんな広告媒体等で、あるいは書籍等でPRが実施されておるところでございますが、私ども四日市市のほうも情報提供を出版社等にさせていただいて、平成26年度中、ここに手元にもあるんですが、実際2誌、雑誌に四日市市のほうを少なくともPRをいただいております。

これらの取り組みの結果、(2)寄附受け入れ額と私どもの寄附金税額控除額というのを表にさせていただいております。左側が四日市市へ他市のお住まいの方から寄附いただいた額、右側が四日市市にお住まいの方が他市へ寄附されたことによって市民税から税額控除という形で、市民の方に税金をお返しした額ということでございまして、平成26年度をごらんいただきますと628万円、四日市市に寄附をいただいております。それに対して、

2400万円、四日市の市民の方が他市へお金を出したことについてお返しをしておるということで、金額的には非常に多くを持ち出しておるような形になってございますが、平成25年度と平成26年度を比較しますと、四日市市へ寄附いただいた額の伸び率が490%と4.9倍、これに対して、税額控除額の伸びが371%、3.7倍ということですので、全国的なことは別にして、四日市市としてみると、割合的には寄附をいただいたほうの伸びのほうが高いという現状でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

同じく右のページ、3ページになります。

四日市ドームに設置した自動販売機の売り上げ実績等についてでございます。森委員のほうから資料提供をとということでご用意させていただきました。

平成27年度から四日市ドームについては一般競争入札を導入しております。設置につきましては平成27年5月からしておりますので、比較表につきましては、平成26年度の実績のほう売り上げにつきまして5月から8月、4カ月間の比較表になっております。

上段でございますのが平成27年度の売り上げ実績でございます。平成26年度の売り上げ実績のほう下段になっておりまして、金額等のほう、詳細のほうを書かせていただいております。それとともに、歳入、貸し付け収入として歳入をしたものについて金額のほう、貸し付け料について明記をさせていただきます。

一番下の合計額について、台数については変更ございませんので、見ていただいておりますように、売り上げのほう、一番右側合計額でございます。平成27年度につきましては4カ月間の合計額、本数にして1万3535本で、金額にして190万3350円が売り上げ実績となっております。貸し付け料につきましては、368万1936円ということになっております。

平成26年度、下段の今回の決算の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、売り上げにつきましては、1万7299本、売り上げ実績の金額にしまして239万1140円という報告を受けております。

こちらのほう、貸し付け料については今回の審査に当たるところなんですけれども、245万4000円の貸し付け料収入をいただいております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 森 康哲委員

ふるさと納税のところなんですけれども、四日市の持ち出しがあるのがわかるんですけども、かなり金額がどっちもふえておるんですね。四日市のほうへ入ってくるほうもふえておるんですけども、1桁出ていくほうの多いという状況はやはり税収が少なくなっているということなので、これをどうしたものかなど。以前もこの感謝の気持ちをどうあらわしたらいいのかというので品目をふやしてもらったり精査してもらったりしていただいていると思うんですけども、やはり全国の人気ある都市の品目と比べるとまだまだ至らるところがあるのがわかると思うんですよ。

これ、何とかせなあかんと思うんですけども、観光推進課とも連携してやっていく必要があると思うんですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○ 大谷市民税課長

今、森委員からご指摘いただいた点、私ども四日市市が寄附金をぜひくださいと、がんがん寄附金をいただくという他市との競争ということまでやっていくつもりというのは今のところございません。といいますのは、これ、税制上考えますと、ちょっとおかしなところがあるといいますか、寄附をされた方は2000円の自己負担は要るんですけども、税金上の控除はつきますと、お礼の品がぼんと来ますと、そうすると、本来自己負担をすべき額よりも多い額を収入しちゃうというところがございます。

ただ、もちろんそういうところがあるとしても、都市間競争の時代、四日市らしさで委員ご指摘いただいていたようにシティプロモーションとか、地元の産業振興というようなところからお礼の品の拡充については商工農水部あるいは商工会議所といったところと連携、調整を今もしておりますし、今後もそういった方向でお礼の品拡充については努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○ 森 康哲委員

決して競争をあおるようにせいとは言っていないんですよ。どちらかというと後者のほうが主で、やはり地元製品のPR、こちらをやはり前に出して進めるべきだと私も思うんですね。せっかく四日市のいろいろな産業、特に地場産業でPR不足の面があるところもあると思うので、そういうところに乗かって進める。

その結果は後からついてくると思うんですけれども、もともとこれ、財政力の弱い自治体に対しての施策だと思うんですよ。だから、四日市は比較的財政力が強いほうの自治体に入ってくると思うので、数字的にはこんなものかなとは思いますが、やはり観光、特に地場製品のPRというところに、この制度に乗かってやっていると、より四日市にとっていいのかなと思うので、その辺の観点ももう少し力を入れていただければなと思うので、要望したいと思います。

続けていいですか。

○ 竹野兼主委員長

はい。

○ 森 康哲委員

四日市ドームの自販機なんですけれども、これを見てわかるのは、やはり売り上げ本数は全体的に減っておるんですね。前年と比べると、売り上げ本数は減っても場所代はふえているというのがわかるんですけれども、その辺、以前からお話ししているように、1本当たり幾らというのが高くなったから多分、お金はたくさん入ってきていると。それで本当にいいんですかね。考え方です。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

こちらの一般競争入札につきましては、委員おっしゃるように売り上げが減っておるのに貸し付け料、いわゆる賃料のほうが上がっているやないかというご意見だと思うんですが、こちらの四日市ドームの自販機につきましては既設ということで同じ台数で変更ございませんでした。入札に関しましては、新規で新たに自販機を設置ということになりますと、前年度どのぐらいの売り上げがあったかというのをベンダーさんのほうが実際入札をする際にどのぐらいの売り上げを見込んで貸し付け料を入札するということができ

ませんので、そういった中でそういう不公平感、非常に損をしていただいてまでということでは余り、かなり課題が多うございます。

そういう中で、平成26年7月に要綱のほう、入札総額というわけじゃなくて、売上金額に乗じる料率という中で、入札の制度も改善をさせていただいた次第でございます。

結果として、今、平成26、27年度の実績の中で、4カ月という短い期間でございますので、その中で実際の売り上げは、結果としてこういう結果になったところでございますけれども、それぞれ応募していただいた、入札に参加いただいたベンダーさんの企業につきましては、昨年の実績、平成26年度の実績を加味した上で入札にご参加いただいたというふうに管財課のほうでは考えております。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員

もう一つ読み取れるのが、自販機のメーカーによって平成26年度、平成27年度の売り上げ本数が変わっているところと変わっていないところがある。言ってみれば、一流、二流、三流と、メーカーでもあると思うんですけども、当然、市民のニーズが高いのは一流メーカーの商品であって、それが、二流、三流のメーカーになればよそで買ったほうがええやないかという側面もあると思うんです。

それを同じ土俵に乗っけて、入札でやる方式がいいのかどうかというのも、昨年度も話したと思うんですけども、結果がこういうふうに出ているので、売り上げが下がっていると、本数が、その辺はやはり真摯に受けとめてもらわなあかんと思うんですわ。

同じメーカーの自販機を何台も置いても効果はないよと、市民はいろいろなものを選んで買える状態が望ましいということは理解していただいていると思うんですが、やはり2社しか入っていないですよ、これ。それで、三つの入札機会に分けて選定はしていただいたと思うんです。それなら、やはり違うメーカーが3回に分けて入札をされたのなら、三つのメーカーが、違う種類のメーカーさんが落札、応札できるようにするべきだったと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

応札に、例えば、物件番号1でございます、3台が同じ場所に全て並んでいるわけではなくて、ばらばらなんです。3台でドームも広うございますので、それぞれ設置場所が

違いますので、例えば、アサヒカルピスビバレッジさんについては、南側、南の正面入り口に1台ととかという形で、設置場所についてはばらばらで、3台が全て同じところにアサヒばかり並んでいるかという、3台が並んでいるわけではございませんので、そうした中で、過去、その場所でどれほどの実績があったかを加味した上で各業者さんが応札していただいたというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員

3台一遍に並べて入札をしようとしたのを、変更したのは私じゃないですか。私が指摘して、こんなやり方おかしいといって変えていただいたと思うんですよ。

#### ○ 竹野兼主委員長

今、言われたのは、要するに、利用者にとって同じような自販機ではなくて、例えば、メーカー、例えば、ここで個別の話をしていいのかわかりませんが、僕が知っているパターンのところでいえば、例えば、サントリーのボスとかという部分とかは、アサヒカルピスのほうではやっていないという意味合いの部分で、多くの種類を用意したほうがよかったのではないかというようなことに対しての今、答弁で、ちょっと少し内容は違うのかなと思っておりますので、それについてのちょっと補足の説明をお願いいたします。

#### ○ 中山管財課課長補佐

今、森委員のおっしゃったご指摘については、私もそのとおりだと思います。

休会中所管事務調査の折にもその旨、お話をさせていただいたかと思いますが、四日市ドームの西側のところに自販機が3台並んでいるんですけど、現状、今の並び方をいいますと、四日市ドームのアリーナから西の鈴鹿山脈のほうを見る形で順番に左側からアサヒカルピス、コカ・コーラ、アサヒカルピスとこういう並びになっています。

森委員さんがおっしゃるように、アサヒカルピスの自販機がそこには2台存在するということになります。利用者の目線から見れば、そこには違うもう一社、第三の業者さんが入っていれば、より商品の選択肢が広がって、利用者ニーズにより高いレベルで満足をしていただけるということになるというのは私もそう思います。

ですので、次回、これを反省して、次回の選定におきましては、そういった形で、休会

中所管事務調査のときにもお話ししましたがけれども、仮にもし、入札でという話になれば、いわゆる1抜け方式と申しますけれども、物件1の落札候補者になった方については物件2、物件3の入札は無効にするよと、物件1をとったら2番、3番の物件にはもう入札、札を入れていても、その札は無効にしますよと。同じように物件2を落札候補者になった方については、物件3に対して入札しておってもその札は無効にしますよという形で事前に明らかにして、物件1、2、3の順番で開札をし、落札候補者を決定しますというような順番で開けていけば、A社、B社、C社という形で3社の落札候補者が決定をできるということで、森委員が言われるより利用者の側に立った設置ができるというふうに考えます。

ただ、この入札でもって初めてこうなったのかということ、実は、平成26年度、入札前に、じゃ、どういう自販機が置いてあったのかということ、ちょっとスポーツ課のほうで聞いてきたんですけれども、同じように四日市ドームのアリーナから鈴鹿山脈のほうを見ていただくと、左側からペプシ、真ん中がペプシ、一番右がコーラということで、ペプシさんの自販機は2台並んでいたという状況があったようでございます。

ただ、ペプシさんの自販機がその当時どういうドリンクをその中で販売しておられたかというのは私も承知しておりませんので、たくさんドリンクを販売しておられる事業者さんでございまして、隣同士の自販機でも違う商品が並んでおったということは十分あり得ると思います。

以上でございます。

## ○ 森 康哲委員

全く、そのとおりだと私も思います。今、説明していただいた並びで、やはりメーカーさんによって力が違うんですね。それを同じ土俵で評価する一般競争入札というのはいかかなものかと。やはり商品力が違うメーカーさんを審査するのに、プロポーザル方式のほうがより丁寧な審査ができたはずなのに、それを無理やり一般競争入札にしたがためにこういう弊害が出ているんじゃないか、そういうふうに考えるわけなんですね。そうは思われませんか。

## ○ 竹野兼主委員長

ここについては、内田財政経営部長、基本的な話ですので、答弁お願いできますか。

## ○ 内田財政経営部長

四日市ドームに設置する自販機の選定方法につきましては、ちょっと私も昨年部長に就任してからずっと森委員のほうからいろいろご意見頂戴しながら進めさせていただいています。最終的には平成27年2月定例月議会の総務常任委員会の協議会で一応、両者のメリット、デメリットを比較させていただいて、あるいは森委員の言われるいろんな要素も踏まえて、こちらでお諮りさせていただいた経緯を踏まえて今回、入札をさせていただいておるといってごさいますので、当然、一般競争入札によって、これからいろいろ課題が見えてくる、そういったことについては我々も真摯に受けとめて、それについての改善については考えていく必要があると。

その業者選定の方法につきましては、その協議会の折に、従来のプロポーザル方式でやってきたいろいろな評価項目、この項目について、その当時の状況と大分変わってきて、入札参加資格等々でクリアできると、ですから、評価比較できる項目から、もう入札参加の条件に変わってきておる部分があるということ、そういった意味ではもうあと金額の価格競争しかないだろうという考えをお示しさせていただきました。

だから、その経緯を踏まえた結果でございまして、その選定方法についてはある程度ご理解いただいた上でさせていただいておるといって認識しております。

以上でございます。

## ○ 森 康哲委員

全然違うよ、部長。やはり、一番懸念されたのは、市民のサービスの低下なんですよ。市民が何を求めているか。やはり、市民が飲みたいものを提供できるかどうかなんですよ。それを狭めてしまったから売り上げが落ちたんじゃないのかなと。一番売れる時期のゴールデンウィーク前後、時期的に、このときの本数が顕著に落ちているじゃないですか。

これからスポーツの秋に入ってくるんですけども、そのときの数字を拾っていただいても多分、そういう結果が出るんじゃないかなという予測はつくんですけども、これ、1年通してまた検証していただいで、よりそういう状態が鮮明になってくると思うので、引き続き結果を報告していただきたいと思ひますし、それを踏まえて、やはりこれ、5年契約にしたということもネックだと思ひますよ。今まで、3年契約だったのがなぜ5年契約にしたのか、その理由は委員会に示されていないんですよ。その辺はいかがですか。

## ○ 中山管財課課長補佐

設置期間、契約期間が、以前プロポーザル方式のときは3年間で、一般競争入札以降は設置に関する要綱を定めていまして、最長5年という形で定めております。

3年から5年に延ばした理由でございますけれども、事業者さん、ベンダーさんから見るときに、より長い期間そこで設置をすることができる契約のもとで入札に参加していただくほうが、落札といいますか応札していただく金額を上げる効果が見込めるのではないかと、なるべく長くそこで商売をしていただけるという環境を提供させていただいて、より高い金額で応札していただいて、財産の有効活用を図って新たな財源をというところで、そういう目的でもって期間を長く設定したというところでございます。

以上です。

## ○ 森 康哲委員

だから、全然市民目線に立っていないじゃないですか。一番最初四日市ドームができたときに自販機を設置した業者はJTさんで5年契約だったんです。その次から3年に変えたんですね。なぜ変えたのか、やはり、自販機の業界、飲料メーカーの業界自体が商品の開発能力が物すごく高くて、1年、2年でヒット商品がかわっていくと。それで、市民ニーズが変化するのを対応するために5年から3年に変えていった、そういう経緯があるんですよ。なのに、なぜまた5年に戻す必要があったのか。業者がもうけられるようにという目線しかないんですか。そんな目線、要らんでしょう。市民から見たら、やはり新しいメーカーさんではやっているものを飲みたいじゃないですか。

そういう目線が欠けていると思うんですよ。いかがでしょうか。

## ○ 中山管財課課長補佐

この設置した自販機のベンダーさんのメーカーは、確かに5年間変わりません。コーラさんならコーラさん、ペプシならペプシさんで変わりませんが、中で販売していただくドリンクについてはそのときどきのメーカーさんが売れ筋とお考えになる商品が入れられているというふうに、これはもう市場原理に基づいてそういう形で、当然そうやってなっていくと考えますので、メーカーさんによってヒット商品云々という部分で、若干の差は、やっぱり差はあるんでしょうと思いますけれども、各メーカーさんそれぞれで、その中で

商品開発をされてヒット商品を生み出す努力をされておりますので、どこのメーカーだからいいとか、一流ではないとか、二流、三流だということは私どもからこれは考えることもございませんし、以前のプロポーザル方式で事業者を選定していた折も、評価する基準の中に、どこのドリンクを置かれるんですかという、例えば、具体的なメーカー名を出してちょっと適切ではないかもわかりませんが、コカ・コーラさんであれば、例えば、満点で、それ以外のメーカーさんではちょっと落ちるとか、そんな配点はしておりませんので、プロポーザル方式においてどこのドリンクメーカーを置くから優劣をつける、競争する、評価をするといったことはなかったはずでございます。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

そんなことはないですよ。プロポーザル方式のときに、パンフレットを取り寄せて、どのような商品がラインナップされていますかと、例えば、炭酸飲料、果汁飲料、健康飲料、お茶、コーヒー、そういうのを全部プロポーザル方式の中の審査項目に入れて点数をつけていたはずなんですよ。それをやめて、値段だけにしたと。こんな乱暴な入札に変えたからこんなことになっているんじゃないですか。

今、ついでに自販機の売り上げ本数が落ちているのは現実なんですよ。以前、ついでに自販機のほうのが商品力があつたという証拠じゃないですか。前年同月で見たら、売り上げが変わっているんですから。だから、心配されていたことが現実に起こっていると。

#### ○ 竹野兼主委員長

今の部分のところで、森委員もこの3カ月のところの状況はそういう状況になっているという指摘をされている中で、1年間その経緯を見ていかなあかんよねという意見も言われておりますので、ただ、今の現状はそういう状況であるという指摘の部分のところでついては行政側としてはしっかりそういう意見があるというのを受けていただく中で、これは平成26年度の決算という部分のところでもありますので、今後の部分については、この8月定例月議会後に、また、時間をとって入札制度についてという部分の休会中所管事務調査というの準備はしてありますので、そこについては理事者側もしっかりと意見を聞き入れておいて、今後の対応でお願いしたいと思いますが、森委員、その形でお願いできませんでしょうか。

○ 森 康哲委員

はい、わかりました。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、それでよろしく願いいたします。

他にご質疑ございますか。

○ 谷口周司委員

ちょっとふるさと納税のことで教えてください。

今、競争に乗っかるというか、そこに合わないとは聞いたんですけど、ただ、まあ、でも言っても入ってくるべきものが減っているというのはもう現実だと思いますので、そんなに目を背けてはられないのかなと思うんですけど、この感謝の気持ちの品、これっていうのはどういうふうに使われているんでしょうか。

○ 大谷市民税課長

今、お礼の品の運用につきましては、じばさん三重の中に名品館というのがございます。そちらのほうの品の中で、送料とか送付のしやすさ等も協議の上、お礼の品として選定をさせていただいておるところでございます。

○ 谷口周司委員

そのじばさん三重のものを使うというのも、それはかなり有効やと思うんですけど、今、それで余り応募が少ないとなると、やはり新しく更新していくとか、四日市の、これから名産になり得るかなという、そういったものもぜひ目をつけていただいて、こういういいアピールの場にもなると思うので、今現在のじばさん三重のものプラス、ぜひこれから四日市の名産になるであろう、こういったものもぜひ目をつけていただきたいなと思いますので、これは意見としてお願いいたします。

あと、教えてもらいたいのは、2万円納付して、感謝の気持ちを送ります。物、お金がかかります、送料がかかります。大体2万円もらってどれぐらいの経費をかけて送ったりしていますかね。

○ 大谷市民税課長

それは、例えば、人件費等は除いてということでしょうか。

○ 谷口周司委員

はい。

○ 大谷市民税課長

お礼の品プラス送料でおおむね寄附いただいた額の半分ちょっと切る程度で運用をさせていただきます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

他市ではもらった以上に返しているところもあると聞くので、そんなことをしておたら本当に意味ないなと思って、よかったです。安心しました。ありがとうございます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 藤田真信委員

済みません、一般質問にありました市税収納率の件でちょっとお伺いしたいんですけども、今までの累積が全部で99億円というのはそのとおりなんですよ。ちょっとそこもお聞きしたい部分いっぱいあるんですが、ちょっととりあえず、きょうの資料の1ページの四つ目に主な税目別収納率（現年）の違いということで、ちょっと疑問に思ったのでお聞きしたいんですけど、軽自動車税が98.19%ということで、まあまあ収納率は悪いのかなという気はするんですけど、これ、普通、軽自動車税って車検で証明書として要るじゃないですか、基本。そういったときに判明したりとかというのはありますよね。車検受けられないわけですよ。なのに、税金は払わないという方がみえるということですか。

○ 竹野兼主委員長

ほかの自治体でも98%台ですけど、足りない部分、1.何%の部分ということです。

○ 中根収納推進課長

委員おっしゃるように、通常、長年利用して乗るということであれば車検のときがありますので、ちょっと車検まで払わんでいいかと、そういうものじゃないんですけども、車検の折に証明が必要でございますので、ご納付いただく方はまあります。

ここの滞納については、次回の車検までに廃車等をされて、納付がないという状況もございまして、そういう方がいわゆる滞納になりやすいという現状がございまして。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

納得できました。

あと、ごめんなさい、ちょっと違うところでお聞きしたいんですが、主要施策実績報告書の24ページの寄附金というところでちょっとご質問なんですけど、目1で一般寄附金とか目2で総務費寄附金というのがずっとあって、目6の衛生費寄附金とかというところまであるんですけど、これというのはどういう違いがあるのか、教えていただけますか。

○ 田中財政経営課長

こちらの寄附金でございますけれども、寄附には通常用途を定めないといいですか、一般寄附金というのがございます。これが、目1の部分なんですけれども、用途に対して、こういったものを使ってほしいというのがございます。例えば先般の6月定例会議でもございましたけれども、国際交流に役立ててほしいとか、例えば昨年度ですと商工業に役立ててほしいとか、そういった名前が入ってくる場合がございます。そうすると、それぞれの該当する基金に積んだりするケースがほとんどでございますが、例えばこの目3民生費寄附金となってまいりますと、社会福祉の振興にを使ってほしいんですというふうな形で受け入れますと、そこで積み立てるということになりますので、その寄附する方の意向が示された場合はそれぞれの費目へ当たるところへ行くし、なければ一般寄附金というふうな形で受けていくと。そのような整理でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。

そうすると、内部・八王子線のような内部・八王子線再生事業費寄附金とかというのは、一過性のものなんですかね。こちらの市側からこういう寄附金をお願いしますというようなテーマは常に何かあるんですか、こういう内部・八王子線みたいなのが。

○ 田中財政経営課長

内部・八王子線に関しましては、内部・八王子線の運行のために近鉄が8億円というような形で、これは平成25年度、そちらで寄附いただいておりますけれども、その当時、四日市市内部・八王子線基金というのを設けて、そこへ収納していますので、そういった場合については土木費寄附金で、受け皿も含めて、市のほうでセットさせていただいて準備しておりますが、ここに上がってくるタイプの寄附金というのは、あくまでこちらから相手の方に、これで使いますので寄附いただけませんかというようなことは基本的にはしませんので、市の意向でというような形ではなくて、相手の意向を尊重するような形の寄附が中心になってくるというようなところでございます。

○ 藤田真信委員

何でこういうことをちょっとお尋ねしたかということ、国体の整備で相当額の出費が予想されるじゃないですか。例えば、そういう国体に対してご理解のいただける方に、そういう基金なり寄附を求めるといような方策というのは考えられないのか、それをちょっとお尋ねしたかったんですけど。

○ 田中財政経営課長

かつてでございますけれども、四日市ドーム、そちらを建設したときに、例えば、四日市ドーム費寄付金というような形で賛同を求めたことが過去にはあったと記憶してございます。

今回、委員からお示しがあったとおり、国体の例えば体育館をつくるというようなところでご賛同いただけませんかというようなことは、また、今後の意思決定になります。今ちょっとここでお約束とか云々はちょっと申し上げにくいんですけども、過去にはそういった事例もございますので、今後、そういったのも一つの材料として判断されていくこ

とにはなるとは思います。

#### ○ 藤田真信委員

これはちょっと偏った意見なんですけど、垂坂公園・羽津山緑地の整備が国体の影響でもう四、五年おくれるというふうに言われて、ショックを受けておまして、地元としては、何を言っても国体がありますので、国体がありますのでというふうなお話なんですよね。

ですので、国体というのはある意味大事なことであるんですけども、そういう国体で財政出動することによってほかの予算措置がとれないというような状況にならないようにするためにも、少しでも負担を抑えるためにもこういう基金とか、そういう形でちょっとぜひ考えていただきますように、お願い申し上げます。

#### ○ 竹野兼主委員長

財政を預かる財政経営部長として一言、お願いいたします。

#### ○ 内田財政経営部長

基金の設置については特定の目的のために基金をつくるという部分と、定額積み立てて、その運用で事業を回していく部分と、いろいろやり方はあるんですけど、そういう観点で現在四日市も基金をつくってございます。

ですから、今、委員のおっしゃるような一つの大きなイベントのために、一般市民から寄附を募るといふ部分については、現在もたしか私の記憶では四日市公害と環境未来館はホームページで寄附を募っておると思うんですけど、そういった形で、その事業を執行する部署が広く市民に広報媒体といいますかホームページ等で訴えていただいて、基金を募ると、それが多分ふるさと納税の税制度の恩恵もございますので、やっぱりその事業をしっかりと市民にアピールしていただいて、市内外に、寄附金を募って財政経営部のほうでそれをキャッチしてその事業費に充当していくということであれば、直ちにその基金をつかって整備していくということよりももうちょっと迅速な対応で事業費に充てていけるのかなということと、国体については都市基盤・公共施設等整備基金も今ございますので、そちらで急に財源が要る場合には、そちらも活用しながらということも考えておりますので、そういう点ではちょっと一つ整理してございますので、特に大きなイベントに対する寄附

金は、しっかり市内外に事業をアピールしていただいて、寄附金をその部署でしっかり募っていただくという方法は考えられるのではないかなと思っております。

#### ○ 竹野兼主委員長

今の言うのは、財政の引き締めの部分、要するに、そういう先の部分について財政経営部として、それを理由に引き締めているというような状況が起こっていかないかという部分を少し委員からは問題視されているという部分だと思うんですけど、その部分の中の財政経営部として基本的な考え方はどうなのかなというので部長に答弁してほしかったと思うんですが。

#### ○ 内田財政経営部長

済みません、ちょっと的を射てございませんでした。

当然、大きな事業とか、四日市が市内外にアピールしていくような事業については、当然中長期の財政の視点でやっぱり運営していく必要がございますので、その中でしっかり財源的な手当も見定めながら、対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○ 藤田真信委員

よろしく申し上げます。

ごめんなさい、確認なんですけど、結局、国体基金みたいなものはできないということですね。

#### ○ 田中財政経営課長

先ほど部長のほうからも申し上げましたんですけれども、今、この国体に関しましては、都市基盤・公共施設等整備基金と、そちらのほうに現在、今、37億円ほどございますけれども、そちらのほうをとりあえず充ててまいりたいなというふうな考え方をとっております、そちら、都市基盤・公共施設等整備基金はそういった例えば大型建設事業に充てる、その財源として積んでおるものでございますので、今のところはそちらを活用してまいりたいと考えております。

○ 藤田真信委員

くどいようでごめんなさい。結局、そういう都市基盤・公共施設等整備基金ということであれば、国体というイメージはないじゃないですか、寄附としてね。例えば、やっていただける人がみえたとして、国体のためやったら使ってくれという人がお金を寄附していただけるような仕組みづくりというのは無理なんですかね。

○ 竹野兼主委員長

今、それはできると言ったよね。

○ 田中財政経営課長

そちらのことにつきましては、また今後の私どもでも整理していかなきゃいけない事項等は、例えば新たな基金の設置、そういったのをして、募っていくというのも一つの制度の設計上考えられると思いますので、また一度検討させていただきたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

今、藤田委員が垂坂公園・羽津山緑地のことで質問されておって、国体があるから全然できないと、それ、事実なんですか。原課に聞かなわからんのかもわからんけど。

○ 竹野兼主委員長

そういうことの報告みたいなものは財政経営部としては受けているかどうか。

○ 田中財政経営課長

こちらの国体の関係でございますけれども、国体の整備は基本的に公園内のスポーツ施設という形になってまいる、例えば霞ヶ浦緑地、それから中央緑地というようなところでございまして、使うメニュー、社会資本整備総合交付金といったメニューで1本で入ってまいりますので、例えば国体の部分でたくさん申請すると、例えば、国体だと期限がある施設の整備となってきますと、その枠の中でぐっと食い込んでいってしまうと、例えば通

常整備の経年的にやっている整備というところまで、例えば国が手当してくるのかというと、やっぱり限りがあるというような状況でございますので、そういった1本の中でどこへ重点的に充てていくかというようなことになってまいりますと、そういった形で、これやるからこれ、というのではなくて、懐の一つのところへ狙いに行くと、ちょっとそういった形になってくるのが懸念されるということでございます。

#### ○ 早川新平委員

懸念されるということは、例えば、地元の方々、四日市市民が通常の今までの整備がずっと経年的にあって、それに支障が起きておるといことなん、現実には。例えば、国から県へ行って、50億円のうちどれぐらい来るかわからんけれども、その社会資本整備総合交付金事業とは別で、公園の整備とか市単費の部分が僕はあると思っておるんやけど、市民の方が藤田委員なのかわからんけれども、できませんという答えにとれるわけやな。国体があるからできませんのやわという。

#### ○ 竹野兼主委員長

できませんというか、おくれるという。

#### ○ 早川新平委員

おくれるということは、何、7年後ということですか。だから、その部分で、やはり通年のところはやっぱり通年で確保していかんと、ある程度ね、何割減ったと、減ることは仕方ないと思うけれども、それを言いわけで100%おくれるというんやったら、市民の方、納得できやんのかなと、私はそういうふうにとります。

国体なんかやめちゃえやという話にもなってくるのでね。だから、そのところをやっぱりちょっと原課のところにもそういう市民に対して納得していただけるような話し方を僕はすべきやというふうには思います。

続けてよろしい。

#### ○ 竹野兼主委員長

はい、どうぞ。

○ 早川新平委員

もう一つは、1ページの市たばこ税、今23億円ぐらいあると思うんやけど、よく言われるのがコンビニで買われるのが四日市市へ落ちておるのかと。例えば、コンビニなんかやと多分、配送センターは名古屋から持ってくると思うので、その仕組みの問題なんやけれども、一般にたばこ屋さん方は四日市市で売ってればそこへ入るといのはわかっているんやけど、コンビニで買われた方のたばここというのは、現実、四日市市に入っておるのかな。そこのところだけちょっと教えてください。

○ 大谷市民税課長

市内で販売されたものについては、業者がどこで売ったというのを私どもに、どのルートということではなく、どこで売ったかということに申告いただきますので入ってございます。

○ 早川新平委員

そうすると、最終的に販売した自治体へ入るということですね。ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 樋口博己委員

用意いただきました市税収納率の資料の件で、まず、口座振替の比率、これ、ほかの市町はわかりませんが、名古屋、横浜、佐賀、この三つ、全体収納率を考えると、非常に頑張っていておるといことを改めて教えていただきました。

これ、ちなみに平成25年度から平成26年度までの口座振替率のアップというのは何%ぐらいなんですか、これは。何ポイントアップなんですかね。

○ 中根収納推進課長

口座振替率のアップですが、ちょっとお待ちくださいませ。

○ 佐藤収納推進課課付主幹・管理係長

口座振替率のアップにつきまして、平成25年度から平成26年度につきましては、0.67%アップしております。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、四日市としては経年的に口座振替を強力に推進していただけてきたということで確認させていただきました。

あと、市民税の個人分の特別徴収、いわゆる会社がかわりにやっけていただいているというやつ、これも非常にパーセントが高くて、平成25年度から平成26年度は5.34%ということで、確かにこれ、事業所に個別にご案内して推進いただいたと思うんですけども、これ、平成24年度から平成25年度のアップ率の数字って持ってみえますか。

#### ○ 中根収納推進課長

この率につきまして、決算関連資料の債権管理の適正化という、一番裏面でございますけれども、率としましては平成24年度については特別徴収は85.03%、平成25年度は85.35%、平成26年度については記載の90.69%と、着実に推進は図られているという状況でございます。

以上でございます。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。これも頑張っけていただいているので、素晴らしいことだと思います。

そういう中で、この3市と四日市を比べただけの私の感覚なんですけれども、これだけ口座振替であるとか特別徴収を推進いただけていて、名古屋市よりも四日市市がトータルで全体の収納率で2.何ポイント低いというのは、ちょっと市民の状況が違うのが背景にあるのかなという感じはします。この数字を一律で評価、2.何ポイント低いからもっと頑張れという話ではなくて、市民の状況、地域の状況を考えると非常に頑張っけていただいているんだなということを感じました。

一方で、この5の滞納繰越額、これが若干高いというので、ここが少し課題になるのかと思うんですが、この辺はよく分析、これが一番の収納推進課の課題と思うんですけども、やっぱり個別적으로よく滞納者と連携をとっていただけて、丁寧に相談に乗っけていただけて、この3.3%の中身をやっぱりきちっと、他と比較してどうなんだという話じゃなく

て、本市においてはこのように相談、対応しておって、こういうような状況を把握していますと。それでいいという話ではないんですけれども、より丁寧なそういう滞納者に対するアドバイス、相談という姿勢をきちっと表に出すようなこういう主要施策実績報告書の書き方、これをちょっと推進いただけると、非常に名古屋市、横浜市に負けていないなということを改めて確認できるのかなと思いますので、ちょっと私、正直なところ非常に頑張っていて、99億円という話がありますけれども、これは経年的に99億円たまっているという話なので、ここ数年間、収納推進課を設置いただいて、非常に頑張っていたというのを私ここ数年、一番評価させていただきます、これは。

ですから、今後、この3.3%の中身をしっかりと把握いただいて、当然、私もいろいろ相談いただいて、ご無理を言って分納の相談を再三していただく場面もたくさんあります。そういうことをしっかりと引き続き、これまで以上に頑張っていたいただきたいということで、もうこれは最大限評価させていただきたいと思います。

次、よろしいですか。

#### ○ 竹野兼主委員長

はい、続けて下さい。

#### ○ 樋口博己委員

代表監査委員の決算についての所見のところ、ちょっと2点ばかりあるんですけど、これも市税の高い収納率という評価もいただいていますよね。その中で、市全体の市債残高が減ってきてはおると。前年度から44億円減少しているけれども、このスピードが少しブレーキがかかっていますよということと、あと、将来負担比率、ここなんかの経年的な目標を持ちなさいよというようなことも指摘をされておるところなんですけれども、このところをちょっと考え方を教えていただきたいんですが。

#### ○ 田中財政経営課長

まず、一つ、市債残高のことです。この市債残高が近年、減少しているというところなんでございますけれども、一つは、大体、一度、起債を借りますと、ものにもよりますが、例えば、設備系のもので15年、それから建築物で20年、下水道関係ですと30年とか、そういった長い年数の償還になってまいります。

近年、減少しているのは、これを振り返ってみると20年ほど前になりますけれども、経済対策というようなことで国費もふえ、非常に多額の事業費を執行していた時代がございます。端的に言いますと、7年間で起債残高が一気に2倍ぐらいになるぐらいの事業量をしょっていた時代がございますが、その部分の償還が年々、20年経過して終わっていくというようなことございまして、その部分でどんどん減っていくんですけども、そういった一つの山の償還が終わってしまうと公債費の支払いそのものも減ってまいりますけれども、いわゆる市債残高が平均化してくるというんでしょうか、そういった部分にだんだん追いついてきますよというようなところがございまして、その部分を見て、例えば、100億円払うと100億円残高が減ると、そのようなことございまして、払うのも減りますが残高の減りのスピードも今後はおくれてきますよというようなことを一つ指摘をいただいているというようなところでございまして、例えばどんどん、また、起債を新たにしていくとまた膨れ上がってきますよと、支払いが少なくなって、その分、どんどんまた起債していくと、どんどんまた膨れ上がって過去のような大きな形になりますよというのが一つ、警鐘を鳴らされているんじゃないかというようなところを思っておるところでございます。

それから、もう一つが、こういった目標を持つべきではないのかと、将来負担比率ということがございました。

これには二つの側面があると思っているんですけども、例えば、一つ財政の引き締め引き締めというような形でいってしまうと、逆にいうとこの整備、いろんな需要に応えきれないというようなこともあるというような、いわゆる引き締めの部分と将来の投資をおくらせるというようなことになってはならないので、一つ目標を持って、その幅まできちっと事業をしていったらどうなんだというようなことが、この目標を持つてというところの意味合いというふうに理解してございます。

## ○ 樋口博己委員

わかりました。

そうすると、逆に市債残高というのは、少しスピードはおそくなってきているけれども、確実に減っていると。これはゼロになることはないと思うんですね。例えば、この先10年間ぐらい、国体がありますよね。国体を終えて、今から10年間ぐらいの先の市債の残高というのはどれぐらいのイメージを持ってみえるんでしょうかね。中期財政収支見直し

にあるのかもわかりませんが。

## ○ 田中財政経営課長

市債残高も、先ほど申し上げた、どれぐらいの事業をしていくかということにやっぱり大きく起因してまいります。例えば、新総合ごみ処理施設みたいな170億円になろうとするような、ああいった大型事業をすれば当然、市債も膨らんでまいるというようなところでございますけれども、今、こちらの主要施策実績報告書のほうで市債の残高のほう、後ろのほうで、たしか727億円程度だったというふうに、ちょっとお待ちください。一般会計で728億円、主要施策実績報告書で、301ページ、そちらのほうに市債の目的別の発行の状況と、それから、平成26年度の元利償還額、それから差し引いた現在高というのが記載してございます。

そちらで、例えば、これ今後どうなっていくかというようなところですが、一つ、ちょっと目安としてご説明いたしますと、例えば、平成26年度の真ん中の少し下あたり、元金償還の欄、上のほうではC欄と、(C)と書いてございますが、例えば一般会計で元金を支払ったのが平成26年度は96億円というようなことでございます。

一方、平成26年に発行した額、その左になりますが、一般会計で68億円というようなことでございますので、差し引きいたしますと約28億円の残高の減と、そのようなことに相なるわけでございますが、先ほど少し触れましたが、この元金の96億円という数字、償還してじりじりと減ってはまいります。なので、いわゆる残高の減るスピードは鈍ると、そういったことになってくるわけなんです。一つ、この差し引き現在高、ちょっと少し話はそれるかもしれませんが、一体どの程度が適正なのかというようなことになってきますと、今、示されているのが財政健全化のいう一つの上限、15%、20%とかありますが、そういったのを超えるとレッドゾーン、再建計画をつくれと、こうなってくるわけでございますが、今の本市の状況から見ればその数字が非常に遠いものでございます。

この次に、じゃ、どの辺が適正かとなってくると、いろんな形の物差しがございます。一つは基金残高が、これはまた300億円ばかりあるんですけれども、その例えば何倍ぐらいがいいんじゃないのかとかいう物差しも一つございますし、あと、もう一つ言われているのが96億円、年間払っているのであれば、今の借金をもうやめて、このまま償還ばかりしていくということになれば、この96億円をずっと払っていけば、7.何年で償還ができると、こういった物差しもございます。

いろんな物差しがあって、どれが決定的というのはまだないんですけれども、そういった物差しを当てていく中で、どの辺が適正かというのはこれから今後の事業も見ながら、一つ中期財政収支見通しというのもございますので、その中で一つ、一遍ちょっと考えさせていただきたいなというふうには思っておりますが、今後、少子高齢化の問題というのも考えていきますと、やはりマイナスの方向というんですか、ふやす方向には少なくともないというようなことでございますので、そういった点も踏まえながらどの辺の着陸が一番望ましいのかというのを一度検討させていただきたいとは思っております。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、一つちょっと教えてほしいんですけれども、減らす方向にはあると思うんですけれども、国体がある中で、国体前は若干ふえるという可能性も、イメージもあるんでしょうかね。一時的に施設整備にかかるというふうに関しては。

#### ○ 田中財政経営課長

国体のほうで、教育委員会のほうから96億円というようなご説明があったかと思います。そのうちのある程度の部分、半分以上の部分は恐らく起債に頼るような形になってまいりますと、60億円とか、そのような数字が出てくると思うんですけれども、その部分が例えば3年間ぐらいにのしかかってくると思いますので、その部分はやはり、ほかで抑えたとしても、その分はやっぱり確実に乗ってくるというようなことになりまして、例えば、今回の新総合ごみ処理施設なんかにいたしましても、平成27年度に関しましては、この予算のベースで見えていきますと償還額よりも借りるほうが多いというような状況が生まれてまいります。

単年で見ていけば、どうしてもそういった状況はもう避けて通れないと思うんですけれども、一つ長い目、5年スパン、10年スパンというような中で、確実に落とすようなことを考えていくというのが一番現実的ではないのかなと。単年云々でやってしまうと、やはりそういった年が出てまいります。中期を見通した中で全体として落ちていくような方向で考えていきたいなというふうに思っております。

#### ○ 樋口博己委員

ことは2015年で、10年たつと2025年、2025年から2030年ぐらいが一番労働者人口が減

って高齢者がふえるタイミングなので、今言われたとおり減らす方向には間違いないということだと思いますので、しっかりとそういった先の民生費、増が見込まれますので、堅実な経営をお願いしたいなと思います。

○ 森 康哲委員

垂坂公園・羽津山緑地ですけれども、これ、物すごい前の計画ですよ。もともと市の公園をすり鉢状のところを整備してから、平成9年に三重県環境保全事業団が今の羽津中学校の北の部分を買収して、都市公園化して、それを市が移管を受けて今、管理をしている。その続きを今、市が引き続き整備をしていっとると。もう20年以上かかっておるんですよ。当初の公園整備事業から。これ、いつまでかけるつもりなんですかね。当初の計画からいったらもうとっくにでき上がっておらなあかん計画なんですよ。

○ 竹野兼主委員長

これについては、わかります。

その部分については……。

○ 森 康哲委員

財政的に。

○ 竹野兼主委員長

財政的な考え方という形でよろしいですか。

○ 森 康哲委員

そう。もう一つ言うと、計画に対して事業が進捗しないからということで、減額補正をずっとやってきた経緯があるんですね、ここに関しては。せっかく今、前に進み出したところなんですよ、新たに。いろんな問題があって、開発業者が入ってきて、訴訟問題とかあって、ようやく前に進み出したところで財政的に壁にぶち当たっている状態なんですよ。

そういう事業に対して、財政経営部がストップをかけたら、またこれ延びるんですよ。その辺の考え方を、財政的に聞きしたいと思います。

## ○ 竹野兼主委員長

基本的な考え方ということでお願いします。

## ○ 内田財政経営部長

全ての事業に共通するかもわかりませんが、確かに今おっしゃられた垂坂公園・羽津山緑地も含めて、我々も向こう10年間、いろいろ各事業から、担当部署から事業計画をヒアリングして、当然、市債及び国、県の財源等の可能な限り情報を集めて10年間計画して、その中で市民サービスができるだけ低下しないように、財政負担も、当然財政健全化も考えながら市民サービスが低下しないようにということで、極力財政運営を考えています。

その中の一つの事業でございますので、ですから、全体の中で見たときには計画の中で位置づけられておる事業でございますけれども、どうしてもその事業進捗あるいはほかの、国からあるいは県からの要因によって、事業計画に進捗が図れやん部分、この部分もやっぱりあるわけですね。それをどう調整するかというと、やはり市民サービスを低下させない、あるいは市民の生命、財産を守る優先度、そこら辺をやっぱり十分考慮して、財源的には手当していくのが我々の考えでございます。

以上でございます。

## ○ 森 康哲委員

地元の住民からすると、もうとっくにでき上がって、公園化すれば、あそこの垂坂公園・羽津山緑地の東側には道路計画もあるんですよね。その道路計画の上に、今、現状は家が建ってきておると。どんどんどんどん、民間の家が開発によって建てられておる状態だと。このまま放っておけば、もう道路計画も絵に描いた餅ですわ。

だから、そういうふうにはほかへの影響が出始めているんですよ。公園だけじゃなくてね。そういう民間の開発が進めば進むほど、調整池をつくらずに分割して開発するものですから、その下が、いったん水が出て、垂坂公園・羽津山緑地からいったん水が出て影響が出てくると。下の沢の川へ流れ込む流量がふえて、米洗川があふれる、そういう縮図になってくるんですよ。

いろんな影響が出始めているので、きちっとした公園の整備はやっていただかないと、このまま乱開発を進めるのを見過ごすわけにはいかない。公園を整備することによって、樹木の保全をきちっと図ってもらわないと、いったん水が出るような状態で放置されても

らったら困るんですよ。

せめて財政的措置をきちっとしてもらわないと、その部分でとめていては、せっかく前に進められることができる環境に今あるんだから、その辺はしっかりタイミングを逃さずに財政措置をしていただきたいと思いますと思うんですが、部長、どうですか。

#### ○ 内田財政経営部長

今委員がおっしゃられたいろんな影響、これはちょっと都市整備部から我々もしっかり内容を聞かせていただいて議論はせなあかんと思うんですけど、先ほど言いましたように、もしそれが市民の生命、財産に直ちに影響が出るということであれば、その前にも私言いましたか、当然、国、県等の財源ではなくて優先順位は上げていかなあかん、そういう意味では財政的な措置は出てくるだろうと思いますので、それはやっぱり現場を知っている都市整備部ときちっと話はしながら進めていく必要があると、このように考えております。

以上でございます。

#### ○ 藤田真信委員

細かいことを申しますけれども、一応、あの垂坂公園・羽津山緑地は垂坂地区、いざというときに避難をする場所として住民には伝えられているわけなんです。だから、住民のいざというときの、命とまでは言いませんけれども、それにはつながる公園であるということだけはちょっと認識をお願いいたしたいと思います。

#### ○ 早川新平委員

今、森委員にも関連するんやけれども、優先順位、それは確かに大事なことやと思う、毎年のね。だけど、それでもう何年も先送りになっていくといかんので、ある程度の計画を立てて住民に周知をしないことには、そら優先順位といわれりゃ、そら仕方ないなだけれども、先が見えないやつというのは不安ばかりあおるだけやから、きちっと計画を立ててほしいということ。

もう一点は、決算関連資料7ページのごみ処理手数料、非強制徴収公債権のごみ処理手数料って、これ、100%になるはずやのに、5億4000万円、昨年の実績、99.9%とか、前年度の平成25年度99.34%、小さなところやけど、この理由は何。微差の差やろうけど、

500万円くらいやと思うんやけど。

○ 田中財政経営課長

済みません、昨年まで生活環境課長でございましたですけれども、そちらの1件は、一部、通常、窓口で全額納めていただくんですけれども、業者さんの中で大量にごみを搬入するところはカードというのを渡していきまして、後納払いと、いわゆる窓口の混雑を避けるために、そういうことを認めています。

その中で、やはりちょっと支払いがおくれた業者さん、例えば一月分、請求をしても若干おくれて払ったというので、そういうのが1、2件、生じて、このおくれにつながっていますので、ただ、いつまでも滞納しているともう許可の取り消しといったことにまで発展しますので、必ず納めてはもらうんですが、ちょっと忘れていたとか、そういったような状況でございます。

○ 早川新平委員

たしか前、それ、もう中止になったん違うの。まだそれ続けているの、前途金でこうやっている業者でしょう。

○ 田中財政経営課長

こちら前途金というのじゃなくて、まだ、いわゆる後納払いというのは続いております。新規はもう認めておりませんが、過去からの部分についてはまだ残っているという状況でございます。

○ 早川新平委員

頑張ってください。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、討論に入りたいと思います。  
討論ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に入りたいと思います。  
議案第17号平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳入全般につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第17号 平成26年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

ぴったり5時15分ということで、時間外はございませんので、これで本日は終了したいと思います。

それでは、あす10時から、協議会から始めさせていただきますので、財政経営部のほうはまだまだお顔を出していただきますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の委員会は終了いたします。どうもご苦労さまでした。

17:15 閉議